

第 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

(予 算 特 別 委 員 会)

平成 19 年 3 月 8 日 開会

平成 19 年 3 月 12 日 閉会

南 部 町 議 会

第 7 回南部町議会 予算特別委員会会議録目次

第 1 号（3月8日）

○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時委員長紹介	3
○開会及び開議の宣告	3
○委員長の互選	3
○副委員長の互選	4
○散会の宣告	5

第 2 号（3月9日）

○出席委員	7
○欠席委員	7
○説明のため出席した者の職氏名	7
○職務のため出席した者の職氏名	8
○開議の宣告	9
○議案第31号の上程、説明、討論、採決	9
○散会の宣告	9 9

第 3 号（3月12日）

○出席委員	1 0 1
○欠席委員	1 0 1
○説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 2

○開議の宣告	1 0 3
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議案第 4 0 号から議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第 4 6 号から議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○閉会の宣告	1 8 1
○署名	1 8 3

南部町議会予算特別委員会会議録（第1号）

平成19年3月8日（木）

出席委員（35名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
10番	夏坂 清蔵 君	11番	長根 和夫 君
12番	工藤 幸子 君	13番	四戸 清 君
14番	内村 貞子 君	15番	工藤 和夫 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立花 寛子 君
22番	大久保 俊和 君	24番	滝田 米作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金嘉 君
27番	工藤 久夫 君	28番	坂本 正紀 君
31番	相田 耕作 君	32番	山口 博个 君
33番	沼畑 繁 君	35番	佐々木 元作 君
36番	伊達 一夫 君	37番	金沢 和夫 君
39番	東 寿一 君	40番	宮野 正 君
41番	西塚 芳弥 君	42番	野田 清八 君
43番	佐々木 由治 君		

欠席委員（3名）

9番	庭田 豊茂 君	30番	河端 幸蔵 君
34番	小笠原 義弘 君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐直 君 助 役 赤石 武城 君

収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	福地総合サービス課長	川 井 和 男 君
名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君	南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	農林課農林推進監	岩 舘 茂 好 君
農林課グリーン・ツーリズム推進室長	小笠原 覚 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

○事務局長（中野雅司君） それでは、ただいまより予算特別委員長及び副委員長の互選を行うための委員会を開催いたします。

.....

臨時委員長紹介

○事務局長（中野雅司君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長委員が臨時の委員長を務めることになっております。出席委員の中で年長者であります工藤和夫委員をご紹介申し上げます。工藤和夫委員は臨時委員長席にお願いいたします。

（臨時委員長 工藤和夫君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤和夫君） ただいま紹介いただきました工藤和夫でございます。本日招集されました予算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定によって、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

.....

開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤和夫君） ただいまの出席委員数は35人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午後2時20分）

.....

委員長の互選

○臨時委員長（工藤和夫君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) 異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員長に佐々木幹夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐々木幹夫君を予算特別委員長に選任すること
にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長に佐々木幹夫君が選任されました。

ただいま予算特別委員長に選任されました佐々木幹夫君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。佐々木幹夫君は委員長席
にご着席をお願いします。

(佐々木幹夫君 委員長席に着く)

○委員長(佐々木幹夫君) ただいま予算特別委員長に選任されました佐々木幹夫でございます。
何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思います
ので、どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

○委員長（佐々木幹夫君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員会副委員長に金沢和夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました金沢和夫君を副委員長に選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会副委員長に金沢和夫君が選任されました。

ただいま副委員長に選任されました金沢和夫君が本委員会に出席をされておりますので、本席から当選の告知をいたします。

散会の宣告

○委員長（佐々木幹夫君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、明日３月９日は、午前10時から本委員会を再開いたします。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後２時28分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第2号）

平成19年3月9日（金）

出席委員（36名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
10番	夏坂 清蔵 君	11番	長根 和夫 君
12番	工藤 幸子 君	13番	四戸 清 君
14番	内村 貞子 君	15番	工藤 和夫 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立花 寛子 君
22番	大久保 俊和 君	24番	滝田 米作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金嘉 君
27番	工藤 久夫 君	28番	坂本 正紀 君
31番	相田 耕作 君	32番	山口 博个 君
33番	沼畑 繁 君	34番	小笠原 義弘 君
35番	佐々木 元作 君	36番	伊達 一夫 君
37番	金沢 和夫 君	39番	東 寿一 君
40番	宮野 正 君	41番	西塚 芳弥 君
42番	野田 清八 君	43番	佐々木 由治 君

欠席委員（2名）

9番	庭田 豊茂 君	30番	河端 幸蔵 君
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 祐直 君	助役	赤石 武城 君
収入役兼掌助役	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君

企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君
建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君	福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	川 井 和 男 君
名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君	南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君	名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君
老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君	農 林 課 農 林 推 進 監	岩 舘 茂 好 君
農 林 課 グ リ ー ン ・ ツ ー り ズ ム 推 進 室 長	小 笠 原 覚 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	後 村 森 夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○委員長（佐々木幹夫君） ただいまの出席委員数は36人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（佐々木幹夫君） 本委員会に付託されました事件は、議案第31号から議案第50号までの平成19年度南部町一般会計及び特別会計予算であります。本日は議案第31号を審議いたします。議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、審議に入ります。

議案第31号の上程、説明、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第31号、平成19年度南部町一般会計予算を議題といたします。歳入歳出予算を一括して説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） それでは、議案第31号、平成19年度南部町一般会計予算の説明を申し上げます。

1 ページ目でございます。第1条につきましては、歳入歳出予算総額を96億1,000万円と定めるものであります。

第2条は、地方債について定めるものであります。

第3条は、一時借入金、最高額を7億円と定めるものであります。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

中身に入る前に、当初予算の編成についての基本方針について、まずご説明申し上げたいと思います。19年度の当初予算編成基本方針であります。総括事項で5項目ございます。まず一つ目、地方財政対策及び財政健全化を図るために策定した財政運営計画並びに集中改革プランを予算編成の基本といたしました。二つ目、歳入に見合った歳出構造の転換を図ることを目的とした

しました。三つ目、予算査定において、行政事務経費を徹底して削減することといたしました。四つ目でございます。19年度当初予算はもう20年度当初予算編制に連動するということを強く意識いたしまして、査定に当たりました。最後に、新町建設計画の基本理念により住民各界、各層、新南部町のもと、一体感が体现できるよう、当初予算編成に努めてまいりました。

以上が総括事項であります。

次に、歳入について、制度改正等により変更された事項について、その概略を説明申し上げます。一つ目でございますが、税源移譲のことでございますけれども、所得譲与税は所得税から個人住民税へ税源移譲に伴い平成18年度をもって廃止されました。二つ目、地方交付税は前年度比4.4%のマイナスと示されております。三つ目でございます。交付税から地方債に振りかえする臨時財政特例債は、前年度比マイナス9.5%と示されております。四つ目でございます。児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金が措置されました。五つ目でございます。減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として、特別交付金が措置されております。六つ目でございます。財政健全化策として、基金繰入金を前年度比1億442万円減の4億6,709万5,000円といたしました。七つ目でございます。建設事業抑制等により、町債を前年度比7,130万円減の10億7,170万円といたしました。

次に、歳出における削減した事項についてその概略を申し上げます。5項目ほどございます。まず、1点目、人件費に関することでございます。退職者不補充に係る分を減額しております。8人分でございます。総額5,608万7,000円ほどでございます。次に、時間外勤務手当を見直しました。基本給に従来は3%の要求枠でございましたが、19年度は2%の要求枠といたしました。これによる減額が752万9,000円ほどでございます。次に、管理職手当を見直しました。従前は、支給率で支給されておりました管理職手当を定額制といたしました。このことにより、131万9,000円ほどの減額といたしました。次に物件費の関係でございます。食糧費に係る分でございますが、一般職員の食糧費は原則廃止しております。

二つ目、旅費に係る分でございますが、県内、岩手県、二戸管内の出張時の日当支給を廃止しております。これは前年度からの継続でございます。それに、各種委員の費用弁償は18年度から廃止しております。

三つ目でございます。役場庁舎等の清掃に係る分でございますが、一部職員対応といたしました。このことにより、委託料の減額でございますが、628万9,000円ほどの減額をいたしました。そのほか、各種業務委託の関係でございますが、前年度同様入札により執行することにいたしました。臨時職員に係る分でございますが、一般事務、補助職員を原則廃止しております。その他

でございますけれども、施設の管理委託及び名川地区の運転業務管理なども大幅に見直しを行ってございます。維持補修費の関係でございますが、施設に係る分でございますけれども、施設の目的効用を発揮するため、必要最小限の予算計上といたしました。補助費等の関係でございますけれども、県費補助金がいろいろと減額されてございます。それに伴う町費の振りかえでございますが、その分につきましては、なるべく町費の振りかえを最小限にとどめようということといたしました。

最後になりますが、投資的経費の関係でございます。補助単独事業にかかわらず、投資効果、緊急度、優先度の見地から大幅に見直してございます。補助事業であっても年限等の見直しをいたしました。

以上が当初予算編成における基本方針でございます。

続きまして、10ページに入りたいと思います。10ページは地方債のことでございます。臨時財政対策債から最後の給食センター整備事業まで11件10億2,170万円といたしました。この中で合併特例債の件でございますが、二つ目の合併振興基金事業債 1 億6,430万円、これが合併特例債でございます。最後の給食センター整備事業債4,510万円、これも合併特例債を充当しております。

次に、11ページでございます。総括の中での歳入でございます。款ごとに申し上げます。

1 款町税でございます。14億7,235万4,000円、比較のところで 1 億4,626万1,000円、11.0%の増でございます。

2 款地方譲与税 1 億7,968万8,000円、1 億5,321万2,000円、46.0%の減でございます。

3 款利子割交付金655万円、505万円、43.5%の減でございます。

4 款配当割交付金129万円、30万6,000円、31.1%の増でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金54万7,000円、前年と同額でございます。

6 款地方消費税交付金 1 億8,940万円、2,300万円、10.8%の減でございます。

7 款自動車取得税交付金6,700万円、前年と同額でございます。

8 款地方特例交付金1,150万円、1,180万円、50.6%の減でございます。

9 款地方交付税46億2,209万9,000円、1 億5,169万9,000円、3.4%の増でございます。

10款交通安全対策特別交付金377万円、7 万円、1.9%増でございます。

11款分担金及び負担金9,425万6,000円、174万5,000円、1.9%の増でございます。

12款使用料及び手数料 1 億737万9,000円、2,019万1,000円、15.8%の減でございます。

13款国庫支出金 3 億8,426万5,000円、7,436万8,000円、16.2%の減でございます。

14款県支出金 5 億9,462万1,000円、2,181万4,000円、3.8%の増でございます。

12ページでございます。15款財産収入6,741万6,000円、529万5,000円、8.5%の増でございます。

16款寄附金名目計上の1,000円、同額でございます。

17款繰入金 4 億6,709万5,000円、1 億442万円、18.3%の減でございます。

18款繰越金 1 億円、5,000万円、50.0%の増でございます。

19款諸収入 2 億1,906万9,000円、1,284万9,000円、5.5%の減でございます。

20款町債10億2,170万円、7,130万円、6.5%の減でございます。この中で、自主財源、依存財源の割合でございますが、今年度自主財源は、25億2,757万円、構成比でまいりますと、26%でございます。逆に依存財源が74%でございます。前年度は自主財源が25%、依存財源が75%、ワンポイントほど自主財源が増でございますが、これは所得譲与税から住民町税の振りかえの分での影響でございます。

次に、歳出を申し上げます。1 款議会費でございます。1 億5,322万4,000円、6,844万円の減、30.9%の減でございます。

2 款総務費15億6,973万9,000円、1,585万1,000円、1.0%の増でございます。

3 款民生費、ここが一番大きいところでございますが、20億6,586万4,000円、7,130万2,000円、3.6%の増でございます。

4 款衛生費10億3,599万6,000円、1,100万3,000円、1.1%の増でございます。

5 款労働費66万3,000円、38万1,000円、36.5%の減でございます。

6 款農林水産業費 5 億3,628万4,000円、8,919万5,000円、14.3%の減でございます。

7 款商工費 2 億524万7,000円、909万8,000円、4.2%の減でございます。

8 款土木費 4 億6,921万7,000円、9,873万3,000円、17.4%の減でございます。

9 款消防費 4 億1,924万8,000円、860万5,000円、2.0%の減でございます。

14ページでございます。10款教育費11億731万5,000円、918万1,000円、0.8%の減でございます。

11款災害復旧費62万5,000円、195万4,000円、75.8%の減でございます。

12款公債費20億3,053万4,000円、8,786万円、4.5%の増でございます。

13款予備費1,604万4,000円、57万1,000円、3.7%の増でございます。これは款の総額でございます。次に、別に配付しております性質別比較表におきまして、若干一般会計の中身のご説明を申し上げます。

19年度当初予算性質別比較表、これが一般会計歳出の全経費を性質別にあらわしたものでございます。まず、義務的経費のところでございますが、人件費、扶助費、公債費とあります。

一つ目の人件費でございますが、総額21億4,736万7,000円、前年度比9,935万3,000円の減、4.4%の減でございます。これは退職者不補充などにより、人件費が減額となっておりますところでございます。

次に、扶助費、5億1,869万8,000円、3,736万4,000円、7.8%の増でございます。要因といたしましては児童手当の拡充、医療、福祉の扶助費などの伸びが原因となっております。

公債費でございます。20億3,053万4,000円、前年度比8,786万円、4.5%の増でございます。これは元金償還が始まりまして、増額になっております。元金償還が始まるということは利子が減るということでございまして、残高が減っていくという傾向になるわけでございます。義務的経費小計46億9,659万9,000円、構成比48.9%でございます。増減額としましては、2,587万1,000円、0.6%の増でございます。この義務的経費が48.9%、いわゆる予算総額の中で5割を占めるような状況になってございます。これがいわゆる財政構造の硬直化を招いているということでございます。解決策としましては、人件費の削減、あるいは公債費の繰上償還、発行の抑制などにより、義務的経費は抑制することができますが、扶助費におきましては、年々増加の傾向でございます。

次に、物件費でございます。11億8,356万4,000円、4,128万2,000円の減、3.4%の減でございます。ここは節減、あるいは委託料などなどの事務的経費を削減いたしまして、こういう結果でございます。

維持補修費8,450万1,000円、前年度比419万円、4.7%の減でございます。

補助費等13億4,504万9,000円、4,492万3,000円、3.5%の増でございます。この要因は、ここは補助費等でございますので、補助金、あるいは一部事務組合の負担金、あるいは19年度から始まる後期高齢者医療連合に対する補助負担金などでございますので、この辺につきましても、いろいろと中身を検討しながら予算査定に当たらなければならないものと考えております。

積立金2億2,164万1,000円、2,406万8,000円の減、9.8%の減でございます。

投資出資貸付金8,112万9,000円、前年度比995万9,000円、10.9%の減でございます。これは水道企業団への出資金が減額になっておるものが主なものでございます。

繰出金11億6,048万9,000円、1,533万2,000円、1.3%の増でございます。これの要因は介護保険特別会計の繰出金が若干伸びてございます。これは一般会計からのルール分の繰り出しが入っておりますので、一般会計、あるいは特別会計のいわゆる負担、ルール分などの確立化を図りながらここは見直ししていかなければならないものと考えてございます。

投資的経費の中での普通建設事業 8 億2,035万9,000円、1 億424万4,000円、11.3%の減でございます。建設事業を抑制いたしました。地方費の発行を抑制ということでございますので、優先度、緊急度、あるいは費用対効果などにより、普通建設事業は前年度より 1 億ちょっと減額となっております。この性質別が一般会計の96億1,000万円の中身になるところでございます。

続きまして、予算書の中身に入ります。15ページであります。1 款町税のところでございますが、1 目の個人、本年度 4 億8,412万1,000円、比較のところでは 1 億3,638万3,000円の増でございます。これは税源移譲によりまして、所得譲与税から町税への振りかえでございますので、ここ 39.2%ほどの増となっております。町民税合計 5 億2,793万円、前年度比較で 1 億4,120万7,000円ほどの増でございます。次に、2 項固定資産税でございますが、計のところでございますが、7 億8,118万7,000円、1,124万3,000円、1.5%の増と見込んでございます。次に、軽自動車税、3 項でございますが、4,420万4,000円、前年度比で145万4,000円ほどの減でございます。

16ページでございます。市町村たばこ税でございますが、今年度 1 億1,903万3,000円を計上いたしました。

次に、2 款地方譲与税でございますが、この譲与税という項目は、国が徴収した税金を客観的な基準によって市町村に譲与するものでございます。ちなみに、1 項の自動車重量譲与税でございますが、重量税の 3 分の 1、道路の延長面積等によって市町村に交付される性格のものでございます。2 款譲与税のところの自動車重量譲与税は 1 億3,148万8,000円、前年度比441万2,000円ほどの減でございます。この 2 款以降は地方財政対策に示された形により計上するところでございます。次に、2 項の地方道路譲与税でございますが、4,820万円、480万円ほどの減でございます。次に、地方譲与税の所得譲与税、本年度ゼロ、前年度は 1 億4,400万円、これが税源移譲によりまして、個人住民税、いわゆる町税への振りかえとなったものでございます。廃目でございます。

次に、3 款利子割交付金、この交付金というのは譲与税とまた違いまして、県が徴収した税の一定部分を市町村に交付するという性格のものでございます。3 款利子割交付金が655万円ほど前年度比505万円ほどの減を見込んでございます。

次に、4 款配当割交付金129万円、前年度比は30万6,000円ほどの増と見込んでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金54万7,000円、前年度と同額でございます。

6 款地方消費税交付金 1 億8,940万円、2,300万円ほどの減と見込んでございます。これは地方消費税額の 2 分の 1 を国調人口、あるいは従業者数で按分して市町村に交付されるものでございます。

7 款自動車取得税交付金6,700万円、前年度と同額でございます。

8 款地方特例交付金650万円でございます。減額で1,680万円でございますが、前年度ここに減税補てん特例交付金がありました。今年度650万円ということは、児童手当の制度拡充に伴う地方負担分の措置でございますので、純然たる児童手当の分でございます。

次に、18ページでございます。特例交付金の中で、本年度新設されました特別交付金500万円でございますが、これが先ほど申し上げました減税補てん特例交付金が18年度をもって廃止されましたが、経過措置をとるということでございますので、3カ年の経過措置でございますので、今年度500万円という金額を計上してございます。

次に、9 款地方交付税でございます。今年度46億2,209万9,000円、1 億5,169万9,000円、3.4%ほどの増と見込んでございます。3.4%増ということでございますが、国全体ではマイナス4.4%ということでございますが、前年度におきまして合併初年度のこともありまして、普通交付税、かなり不透明でございましたので、かなり低目に見積もって計上したものの反動でございまして、詳しく申し上げますと、18年度の普通交付税の決定額は43億7,393万4,000円でございます。今年度の当初予算で計上いたしました41億2,860万4,000円で比較いたしますと、国は4.4%のマイナスでございますが、私どもの方では、マイナス5.6%と見込んで普通交付税を計上しております。特別交付税におきましても、合併算入の増加需要額がございますので、不透明でございますが、本年度は4 億9,349万円ほどを計上いたしております。

次に、大きなものの歳入だけを申し上げてまいります。11款分担金及び負担金でございますが、1 目民生費負担金の3 節児童福祉費負担金9,203万3,000円、これは保育所の保護者負担、あるいは広域入所、あるいは学童などの保護者の負担金がここに計上されております。

次に、12款の使用料及び手数料でございますが、増減の大きなところだけ説明申し上げます。4 目の農林水産業使用料9 万円、前年度比545万6,000円の減でございますが、これは直売所、あるいはりんご貯蔵センター、農産物加工センターなど、指定管理者の制度を導入いたしましたので、その使用料につきましては、指定管理者の収入としたために、ここがこの分の減となっております。

次に、20ページに参ります。20ページの7 目の教育使用料904万4,000円で、比較のところでは1,468万4,000円の減でございますが、3 節の体育施設使用料98万5,000円、ここにはアイスアリーナ、あるいは町民プールなどの使用料が前年度計上されておりましたが、指定管理者の制度導入に伴い、指定管理者への収入としたために、ここが1,200万円ほどの減となっております。

次に、21ページでございますが、13款の民生費国庫負担金、ここがかなり大きな額を占めてお

りますけれども、右のところの１節の社会福祉負担金１億２,９５９万１,０００円、これは障害者福祉サービス等の国庫負担金でございます。それから、二つほど下がってございまして、４節の被用者児童手当負担金などなどにつきましては、国庫が前年度より減額になっておりますが、児童手当に伴う負担金につきましては、国庫からちょっと減らして県費へ移行したということでございます。

次に、２２ページでございしますが、２項の国庫補助金の中で、土木費国庫補助金でございしますが、右のところの説明のところで、１節の公営住宅整備事業補助金４,７１８万８,０００円、公営住宅の整備事業補助金でございします。前年度から事業量を減らしていますので、ここはちょっと減額になっております。

次に、２節の地方道路整備臨時交付金３,３００万円、ここも事業量を減らしたために若干減ってございます。４目の教育費国庫補助金でございしますが、１,３０８万３,０００円ほど伸びてございます。この要因は、４節の社会教育費補助金２,６９１万１,０００円、ここの中の説明の中で、史跡調査など、あるいは公有化、土地の買い上げなどがございしますが、一番最後のところで、放課後子どもプラン事業補助金９０８万７,０００円、これが従前学童保育にかかる補助金は県費だけでございましたが、国庫がつきまして、国庫と県費、同額が１９年度から補助金としていただけると、放課後子どもプランという名称に変わってございます。

次に、２３ページの総務費国庫補助金、総務費補助金のところで右側のところです。合併市町村補助金、国庫の合併市町村補助金でございします。３,８７０万円、充当事業は税の方での評価替え業務に充当してございます。

それから、１４款の県支出金でございしますが、民生費県負担金のところで、先ほど申し上げましたが、児童手当の部分に係る分、国庫から県費へ移設しておりますので、この辺が若干伸びております。３,７１１万９,０００円の増はそういう要因でございます。

次に、２４ページでございしますが、県の支出金の中で、１目の総務費県補助金の右のところの説明欄でございしますが、二つ目のところに市町村合併支援特別交付金、これは県の合併市町村への交付金でございします。５,６４０万円でございます。これの充当事業といたしまして、庁舎改修、いわゆる議場の改修費に２,４２０万円、あるいは各種計画策定事業に１,８４０万円ほど、それから、多目的バスの運行、臨時運行経費としての４２０万円ほどを充当してございます。それから、その下のところに市町村発・元気なあおもりづくり支援事業、これは県の目玉事業でございしますが、５０４万４,０００円、充当事業といたしましては、達者村の事業、あるいは長谷ぼたん園のトイレ改修事業にこの補助金を充当してございます。

次に、25ページに参りまして、農林水産業費県補助金、農業費県補助金の中で、右の方の一番下のところでございますが、内水面漁業振興対策事業補助金3,150万円、これはふ化場の整備のために内水面对策振興事業として交付を受けるものでございます。それから、5目の教育費県補助金の中で社会教育費補助金の中で一番下のところ、放課後子どもプラン事業補助金、先ほどの国庫と同じく、同額でございますが、908万7,000円、国、県同額で放課後子どもプランを実施するものでございます。

次に、26ページでございますが、ここは委託金でございますが、総務費県委託金のところで、一番上のところでございますが、1節の税務費委託金3,376万8,000円、前年度比較2,415万5,000円ほどの増でございます。所得税の関連で住民税に移行したために、県民税の取り扱いが多くなるということで、県からの委託金が増額ということでございます。次に、選挙費委託金が5,258万3,000円、各選挙費委託金でございます。

それから、27ページのところで、15款でございますが、財産収入、不動産売却収入4,872万2,000円、前年とほぼ同額でございますが、森越団地以下、7物件を売却計画し4,872万2,000円を計上してございます。

次に、最後のところの17款、繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金2億991万1,000円、前年度比802万5,000円の減でございますが、この財調を繰り入れした後の残高で申し上げますと、19年度繰り入れ後2億8,000万円ほどの残高と見込んでございます。次に、減債基金繰入金1億5,000万円、前年度比5,000万円の減でございますが、このことにより残高は5億2,800万円ほどと見込んでございます。次に、公共施設整備基金繰入金2,000万円でございます。前年度比8,310万円ほどの減でございますが、これにより公共施設整備基金が200万円ほどの残高となる見込みでございます。次に、地域福祉基金繰入金4,210万円でございます。比較のところで、2,730万円の増でございますが、これにより地域福祉基金の残高は8,000万円ほどになる見込みでございます。次に、下水道事業償還基金繰入金4,484万1,000円、前年度比では1,109万8,000円の増でございますが、これにより残高は1億5,600万円ほどの見込みとなつてございます。

次に、29ページでございますが、19款諸収入の中で、2目の教育費貸付金収入2,390万6,000円、これは奨学金の貸付者からの償還分でございます。右の方で、2,333万円の償還でございますが、これに伴い歳出の貸付金が3,912万円ほどございます。歳入歳出のギャップが1,582万円ほど生じてございます。

次に、29ページ最後でございますが、諸収入の中での3目の雑入でございますが、1億7,538万7,000円、これの大きいのは右側の説明欄にあります。交付税再配分1億690万円、これは八戸

地域広域市町村圏事務組合からの1,690万円、それからもう一つが三戸塵芥、いわゆる三戸塵芥処理事務組合、一部事務組合の管理者、三戸町が管理者になってございますので、そこからの交付税の再配分を9,000万円ほどを見込んでございます。あとは、雑入ではかなりいろいろとありますけれども、30ページの中では原子燃料サイクル事業推進特別対策事業1,310万円等を雑入として計上しております。

次に、歳入の最後でございますが、31ページのところで、20款町債でございます。1目の総務債6億440万円の中で、1節の臨時財政対策債3億9,500万円でございます。これは前年度は4億2,850万円でございます。マイナス7.8%と、国の方はマイナス9.5%と見込んでおりますが、当町では7.8%ほどの減額として計上しております。次に、合併特例債でございますが、2億940万円、中身的には基金の積立造成のために1億6,430万円、そのほかに先ほど申し上げました給食センター建設のために4,510万円ほどの町債を見込んでございます。あとは、衛生債から農林水産業債、土木債、消防債、あるいは教育債等により、計上額が10億2,170万円、前年度比較で7,130万円ほどの減を計画してございます。

次に、歳出に入ります。32ページでございますが、歳出でございます。1款の議会費でございますが、前年度比較で6,844万円ほどの減、これは議員さんの定数減による予算の減でございます。

次に、33ページのところの2款総務費のところの一般管理費でございますが、次のページでございますが、34ページでございます。10節の交際費でございます。300万円、これは町長交際費でございますが、前年度350万円でしたが、50万円を減額いたしまして、300万円といたしました。次に、2目の文書広報費でございますが、1,027万3,000円でございますが、35ページのところの11節需用費836万7,000円の中での印刷製本費436万7,000円、これは広報誌の印刷の予算でございます。次に、4目の財産管理費の中で、財源内訳で県2,420万円とございます。これが市町村合併支援特別交付金をここに充当してございまして、充当事業が議場の改修費でございます。

36ページでございますが、13節の設計管理業務、真ん中より下のところですが、120万8,000円のほかに15節の工事請負費2,300万円、合わせて議場改修費といたしまして2,420万8,000円に、2,420万円の県の合併支援特別交付金を充当してございます。

次に、37ページ企画費でございます。9,644万2,000円の額でございますが、中での主なものは38ページでございます。13節の委託料645万6,000円、この中での説明欄、総合振興計画策定事業315万9,000円のほかに都市計画基礎調査業務329万7,000円、これは南部地区大向地区でございます。新規事業でございます。645万6,000円、これに合併支援特別支援交付金を充当してござ

います。

次に、39ページでございますが、右側の一番下のところでは、補助金のところで交通安全母の会連合会38万円の補助金を計上しております。

次に、40ページでございますが、40ページの9目の自治振興費でございますが、1節報酬618万9,000円、これは行政員さんに係る報酬額でございます。その上に防犯協会のところでの補助金がございます。104万円、これは防犯協会の補助金でございます。それから、10目の地域交通対策費の中での主なものとして、13節の委託料のところでは4,020万円の中での内訳、多目的バス実験運行業務420万円、これは新規でございます。これの420万円の事業費に対して県の合併支援特別交付金420万円、同額を充当してございます。そのほかに多目的バス運行管理として3,600万円の予算計上でございます。

次に、43ページでございますが、真ん中より下の方、23目地域振興基金費1億7,303万6,000円、これが基金造成のために町債を発行して積み立てるものでございます。

次に、43ページのところでの税務総務費でございますが、その財源内訳のところでは、国、3,870万円、これは先ほど歳入で説明申し上げました国の合併市町村補助金でございます。これを税のところへ充当しております。この充当事業は前にお話しましたが、税の評価替え業務3,872万円の事業費に3,870万円の歳入の国庫特別市町村合併補助金を充当してございます。

次に、44ページでございます。8節の報償費でございますが、1,274万円、内訳でございますが、納税奨励金でございます。納税貯蓄組合さんへの奨励金でございます。一般会計では1,271万円、そのほかに国保特会では1,088万8,000円ほど計上してございますので、納税奨励金合計、一般会計国保合計2,359万8,000円ほどの奨励金を計上いたしております。次に、19節のところでは補助金でございますが、納税貯蓄組合連合会運営費補助金116万円を計上いたしております。

次に、46ページからは、選挙費でございますが、青森県議会議員一般選挙費から県知事選挙費、あるいは参議院通常選挙費、48ページの南部町議会議員一般選挙費、最後は上名久井財産区議会議員一般選挙費までの各選挙費の予算を計上いたしております。

次に、50ページでございます。3款民生費でございますが、1目の社会福祉総務費の中で県費が779万3,000円ですけれども、このうち県合併支援特別交付金420万円をここに計上しております。この充当事業は13節の委託料の中で1,290万3,000円ほど委託料がございますが、真ん中の説明欄中、地域福祉計画策定業務、これは新町になっての地域福祉計画を策定しなければなりません。428万2,000円、この事業に県の合併支援交付金を充当してございます。

次のページにおきましては民生委員さんの活動費514万8,000円、それから19節の負担金補助金

及び交付金につきましては、補助金といたしまして町社会福祉協議会1,828万8,000円、ゲートボール場管理費79万1,000円ほどの補助金を計上いたしております。

次に、51ページの住民生活費の中で、右側の一番下、19節の中で、補助金でございますが、南部町遺族会143万円を補助金として計上してございます。

52ページでございますが、老人福祉総務費の中で大きいのが28節右側でございますが、2億2,299万3,000円、これは国民健康保険特別会計の繰出金でございます。次に、19節のところで814万3,000円の負担金でございますが、県後期高齢者医療連合に対する負担金でございます。その下の28節繰出金2億685万3,000円、これは老人保健特別会計繰出金でございます。

次に、53ページ、4目の老人福祉費の中で主なものは13節の委託料3,608万2,000円でございます。この中で、いろいろな委託料がございますが、真ん中辺ほどに高齢者温泉保養館温泉利用委託料1,456万9,000円を、これは全町に19年度から拡大するというものでございます。次に、19節の負担金及び補助金でございますが、補助金として右側のところで老人クラブさん、あるいは老人クラブの連合会さんへの補助金を計上しております。次に、右側の一番下の方でございますが、28節繰出金3億2,074万4,000円、介護保険特別会計繰出金3億2,074万3,000円の繰出金でございます。

次に、54ページでございますが、28節のところで、これは介護老人保健施設特別会計、老健ななぶの会計でございますが、繰出金6,878万8,000円でございます。次に、6目障害者福祉費3億3,769万7,000円ですが、この中で大きいものが55ページの20節扶助費でございます。3億2,480万7,000円、重度身障者医療費5,640万円、それから下の方での介護給付事業費2億3,843万8,000円が大きな予算でございます。

次に、3款民生費、55ページ最後のところですが、児童福祉費総務費でございますが、右側の説明欄中、20節扶助費1億6,023万5,000円でございます。ここでの大きいものはひとり親家庭等医療費1,282万8,000円、あるいは児童手当の拡充に伴う1億3,104万円。

次のページの56ページでございますが、乳幼児医療費1,616万4,000円の扶助費が計上されてございます。次は、2目の保育所費でございますが、3億6,690万7,000円の予算計上でございます。

次に、59ページでございますが、4目の学童保育費2,689万3,000円でございます。この中で、先ほど申し上げました放課後子どもプラン事業補助金が財源内訳として入っております。1,817万4,000円、国、県とも同じ額でございます。

次に、61ページでございますが、ここで、4款衛生費のところで、保健衛生総務費の中で、ちょっと説明しなければならないものが13節の委託料でございます。791万円でございますが、説

明欄中、マスタープラン作成業務466万2,000円、それから健康なんぶ21計画策定業務289万8,000円、合わせて756万円でございますが、このプラン計画策定に要する財源として県合併支援特別交付金791万円をこの事業に充当してございます。

次に、63ページでございますが、4目の老人保健対策費8,050万2,000円でございますが、その中で64ページでございますが、委託料でございますして、7,520万6,000円の中で説明欄中、これは住民健診に係る委託料でございますして、水中運動教室から健康診査システム保守までの中で、名川病院さんでの健診、あるいは青森県総合健診センターさんでの住民健診など、住民健診がここで計上されてございます。

次に、65ページの真ん中の7目病院費でございます。1億1,932万円、前年度比1,334万円の増でございます。これは右側のところでの名川病院さんへの負担金でございます。

次に、66ページでございます。同じ4款の中での2項清掃費でございますして、1目の塵芥処理費5,669万6,000円でございますが、ここでの主なものは13節の委託料でございますして、5,473万2,000円、ここで大きいのが四つ目のごみ収集運搬業務5,218万2,000円がこのごみ収集に係る委託料でございます。

その次に、67ページ、2目環境整備事務組合費1億4,200万8,000円でございますが、ここの説明の中はこれは三戸環境整備事務組合、一部事務組合に対する負担金などが計上されてございます。し尿処理場の負担金としては1億1,518万2,000円、葬祭場につきましては999万2,000円、それから一番下のところの衛生公債費が239万9,000円、そして交付税の再配分、これが南部町に交付税として入ったものを各構成町村、田子町、三戸町へ南部町に入った交付税の分を負担割合によって返す分でございます。次の3目の塵芥処理事務組合費でございますが、3億3,828万円、これは負担金でございますして、説明欄中、塵芥処理運営費、これは三戸の塵芥処理組合に対する負担金でございますが、1億1,490万円、次に塵芥処理建設のための負担金が2億1,260万6,000円、最後にリサイクルプラザ、これは八戸でございますが、リサイクルプラザ管理運営費として1,077万4,000円を計上してございます。

次に、最後でございますが、67ページ、排水施設費の中で、19節補助金のところで、合併処理浄化槽設置者補助金835万2,000円の計上でございます。これは公共下水、農集排の污水处理区域外の方への浄化槽設置に要する補助金でございます。

次に、68ページから69ページですが、最初の6款農林水産業費の中で、農業委員会費の中で69ページになるんですけれども、13節委託料、1,063万1,000円の計上額でございますして、主なものは農地地図作成業務1,052万6,000円、これは新規事業でございますして、県から10分の10の補助をい

ただしまして、農地の地図を作成する事業でございます。次に、農業総務費の中で、ここは本年度 1 億 3,820 万 4,000 円でございますが、財源内訳の中で県 3,150 万円とございます。これは歳入でご説明申し上げました内水面漁業振興対策事業補助金でございます。70 ページのところで補助金でございます。補助金のところで一番説明欄中最後のところで、内水面漁業振興対策事業、歳入と同額を補助するものでございます。次に、3 目の農業振興費でございます。5,045 万 5,000 円、中で、13 節の委託料 378 万円でございます。説明の中で農業振興地域整備計画業務でございます。新規事業でございます。この 378 万円で農振地域を整備するわけですが、この財源として県費、財源内訳の中で県合併支援特別交付金 370 万円を特定財源として充当してございます。

次に、71 ページのところですけれども、補助金のところでございますが、各団体への補助金がいっぱいと載っております。中で、下から四つほどのところで、農業就農者 210 万円、新規事業でございます。新規農業者、就農者への町費単独補助金でございます。210 万円でございます。それから、その下のさくらんぼ狩り推進事業、これは 337 万 8,000 円、これは 19 年度、これは実行委員会へ補助金として交付するものでございます。その下のところで、中山間地域直接支払交付金 2,455 万 7,000 円、前年度と大体同じような額でございます。その下の最後のところが、これ新規事業でございます。農地・水・環境保全向上対策交付金 1,026 万 2,000 円、これは町負担分をここに計上して補助金として交付するものでございます。新規事業でございます。

次に、72 ページでございます。72 ページのところは果樹振興費のところでございますが、19 節負担金補助及び交付金のところでの補助金でございます。いろいろと団体への補助金などがここに計上されてございます。その次の畑作振興費の中での補助金の最後のところでございますが、ニンニク種子購入費 73 万 5,000 円、これが 19 年度からの新規事業でございます。

次に、74 ページでございます。9 目達者村モデル事業費 1,181 万 2,000 円、前年度比較 360 万 9,000 円の増でございます。この中で 15 節工事請負費 210 万 6,000 円、説明欄中、達者村百景標柱作成設置工事、これも新規でございます。それから、19 節の負担金補助及び交付金の中で、補助金でございます。南部町元気なあおもりづくり支援事業、それから宿泊関係施設マップ作成事業、環境整備事業 80 万円、この環境整備事業というのは花壇づくりのための補助金でございます。ここも新規事業が入っております。その中で、特定財源の中で 384 万 4,000 円、県補助金、これが県の元気なあおもりづくりの県費単独補助金をここに充当してございます。

それから、75 ページのところでの委託料のところ、ちょっとこまかい中身なんですけれども、委託料、下から 1、2、3、四つ目でございます。設計業務 55 万 5,000 円とございます。これは新規に計上したわけなんですけれども、これは福地地区のジャックドセンターの設計を 19 年度行くと

ということでの予算でございます。

それから、76ページのところで農村整備費の中での委託料がございます。ここで190万円とございます。その下のところで測量設計業務120万円とございます。これも新規でございますが、南部地区の沖中地区の沖中地区用排水路、もう一つが南部地区下天狗の排水路の調査業務を行うというものでございまして、新規事業でございます。

それから、76ページの下の方でございますが、農業集落排水事業の中で、これは繰出金でございまして、1億6,747万2,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

77ページ。

○委員長（佐々木幹夫君） 課長、ちょっと農林水産のところから休むか。水を飲むか、少し休むか。農林水産のところからちょっと休憩を挟んでやります。ちょっとここで今商工課のところ終ったので、そこで終りましたので、休憩をして6款から入ります。

○財政課長（堀内富士夫君） ありがとうございます。

○委員長（佐々木幹夫君） じゃあ11時5分まで休憩します。

（午前10時55分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長、説明を続けてください。

○財政課長（堀内富士夫君） それでは、ゆっくりとまいりたいと思います。

76ページのところでは、12目の農業集落排水事業1億6,747万2,000円ですけれども、これは28節の繰出金でございまして、農業集落排水事業特会への繰出金1億6,747万2,000円でございます。

次に、77ページでございますが、14目地籍調査事業費692万2,000円、前年度はゼロでございましたが、前年度補正対応してございまして、18年、19年度でこの事業を行うものでございまして、福地地区の部分でございますが、地籍調査の部分を数値化するという事業でございます。特定財

源の中で516万6,000円、県費を充当してございます。

それから、77ページの最後でございますが、林業総務費のところでの19節負担金及び補助金でございますが、補助金の下の方でございますが、除間伐実施事業156万8,000円のほかに、森林整備地域活動支援事業費610万6,000円を計上してございます。

次に、78ページでございます。78ページは7款商工費でございます。1目の商工振興費9,416万8,000円でございます。前年度比792万3,000円の減でございますが、この中で、19節の負担金及び交付金でございますが、補助金として南部町商工会880万円の補助金でございます。そのほかに小企業経営改善資金利子補給だとか、簡易小口資金特別保証融資保証料補給金10万円などが計上されております。21節の貸付金でございますが、1,300万円、これは前年度と同額でございまして、中小企業特別保証制度裏付預託金でございます。24節が36万円でございますが、青森県信用保証協会出捐金でございます。次に、観光費でございます。2,377万9,000円、前年度比269万9,000円の増でございますが、この中で19節負担金補助及び交付金1,972万8,000円です。この内訳は、80ページに入りますけれども、補助金でございまして、一番最初のむつ小川原地域・産業振興支援事業助成金、これは町の観光協会へ県費をもって補助するものでございます。その下のところに名川春まつり、名川秋まつり、南部地方えんぶり、ジャックドまつり、南部まつり、なんぶサマーフェスティバル、とまべちまつり、以上、イベントの補助7事業でございますが、トータルで1,500万円のイベント補助を計上しております。次に、3目の観光施設費の中でございますが、81ページのところでの15節工事請負費848万9,000円、中身的には龍神タワー修繕工事150万円、それから施設改修工事413万7,000円でございます。これはバーデハウスの修繕でございます。それから、一番下のところのトイレ簡易水洗工事240万円でございますが、これは南部地区のふるさとの森管理棟のトイレ改修工事を計上してございます。これは、県の特定財源の中で120万円の補助金がございますが、これらを充当してございます。28節の繰出金でございますが、1,045万1,000円、農林漁業体験実習館特別会計への繰出金でございます。チェリウスの会計でございますが、1,045万1,000円の繰出金でございます。次に、市場費でございますが、同じく繰出し金でございまして、3,306万8,000円、町営地方卸売市場特別会計への繰出金でございます。

次からは、8款土木費に入ってまいります。その中で、83ページでございます。1目の道路橋梁維持費5,564万3,000円でございます。中で、11節の需用費1,015万3,000円の内訳で光熱水費がございますが、720万円、これは町内の街路灯の電気料でございます。町負担分でございます。次に、15節の工事請負費4,100万円でございます。これは側溝改修などなど、町道4本の道路維持工事費でございます。次に、2目の道路橋梁新設改良費1億9,186万9,000円、前年度比3,940万

1,000円の減でございます。これの内訳として、84ページでございますが、15節の工事請負費でございまして、1億4,260万円、道路新設改良工事、2路線にかかわる分でございますが、8,660万円、もう一つ、特殊改良一種工事5,600万円、これは1路線にかかる分の整備工事でございます。次に、3項の公園費でございます。公園費は公園管理費は1,172万4,000円ほどでございます。

次の85ページでございますが、下水道整備費の中で1,249万2,000円、これは公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。次の5項の住宅費でございますが、2目のところで、住宅建設費1億2,485万円でございます。これは第2苫米地駅前団地の住宅の整備、もう一つが広場台団地の整備のための予算額でございます。

以上が土木費でございます。

次からは87ページに入りまして、9款消防費でございますが、1目の常備消防費3億2,662万4,000円、前年度比607万4,000円の増でございまして、これは内訳のとおり、八戸地域広域市町村圏事務組合、いわゆる八戸広域消防への負担金の額でございます。次が、2目の非常備消防費7,777万2,000円、前年度比114万3,000円ほどの減でございますが、ここで87ページの一番最後の18節備品購入費の中で消防ポンプ自動車1,700万円、新規でございまして1台購入する予算でございます。これに対する財源として、財源内訳の中で地方債1,700万円、ちょうど100%を見込んでこの消防ポンプ車を購入するという予算でございます。

次に、88ページでございますが、補助金のところで一番最後のところで消防団運営補助金125万3,000円を計上してございます。次に、3目の防災費でございますが、1,485万2,000円の予算額でございます。その中で、13節のところで委託料397万6,000円の中で防災マップ作成業務100万8,000円、これが19年度の新規事業でございます。

次からは、10款教育費に入っております。89ページの10款教育費でございますが、2目の事務局費2億1,027万円の予算額でございます。その中で90ページでございますが、90ページのところでの13節委託料でございます。1,806万3,000円の中で、説明欄中、中学校海外研修1,368万円を計上しております。

次に、91ページでございますが、19節負担金及び補助交付金でございまして、その中で説明のところで、右側の最後のところでございますが、補助金の中で特色ある学校運営事業363万7,000円、前年度ほぼ同額でございます。次にクラブ活動推進事業150万円、これも前年度同額でございます。次が、小学校国内交流85万1,000円でございます。その最後のところ、大会出場補助事業500万円でございますが、前年当初予算では計上しませんでした。今年度は当初に500万円を計上してございます。その次が21節貸付金でございまして、3,912万円、奨学資金貸付金で

ございます。

次に、92ページでございます。小学校費でございます。1目の学校管理費1億1,365万円の予算額でございます。その中で右側8節報償費376万2,000円の中で、内訳としてここは新規の計上でございますが、心の相談員の報償費91万2,000円、もう一つ、スクールサポーター285万円が新規に計上でございます。

次に、13節の委託料でございますが、3,934万円の委託料でございます。右側の説明欄中、送迎タクシー運行業務186万5,000円、これは名川地区、それから南部地区の向小学校の児童の送迎のタクシーの予算でございます。次に、送迎バス運行業務1,386万円、これは福地地区の福地小、中学校、それから福田小、中学校の児童生徒の送迎のバスの運行業務を委託するものでございます。次に、五つほど進んでいただいて、耐震診断業務とあります。526万5,000円でございます。これは新規でございまして、前年度耐震優先度調査を行った結果、19年度は本耐震診断を行うということでございます。これは南部地区の向小学校を予定してございます。次に、2目の教育振興費でございますが、額の大きいのは右側の20節扶助費944万5,000円、これが要保護、準要保護児童援助費でございまして、885万3,000円を計上してございます。

次の93ページの中学校の学校管理費でございますが、6,631万1,000円でございますが、説明するところは、94ページでございまして、一番上の8節の報償費でございます。91万2,000円、これは小学校にも計上いたしましたが、心の相談員配置事業91万2,000円でございます。これも19年度新規事業でございます。

それから、95ページに参りますと、2目の教育振興費の中での右側の下の方でございますが、20節扶助費695万円、これは要保護、準要保護生徒援助費665万円が主なものでございます。幼稚園の管理費は6,308万5,000円でございます。

それから、97ページの2目の教育振興費542万2,000円で、これは右側の補助金でございまして、私立幼稚園就園奨励費492万2,000円を計上してございます。

次の97ページの5項の社会教育費でございます。1目の社会教育総務費でございまして、予算総額1億1,456万4,000円でございますが、中身的に98ページでございまして、19節の補助金でございます。693万8,000円、補助金として文化協会102万5,000円から父母と教師の会、あるいは剣吉地区コミュニティ、あるいは南部七踊り全国大会、子ども会育成連合会、青年団育成、連合婦人会等への補助金を計上してございます。

次が、101ページでございますが、101ページの4目の文化財保護費3,030万5,000円でございます。前年度比220万8,000円の増でございますが、この中に国、県の特定財源が入ってございます。

国庫が1,782万4,000円、県費が90万6,000円、計1,873万円、これは文化財の発掘、あるいは土地の公有化に伴う国、県の補助金でございます。中身的には7節の賃金758万円、これは人夫賃と書いてありますが、発掘の人夫賃でございます。

それから、次のページに参りますと、102ページでは17節の公有財産購入費266万4,000円、用地買収、史跡の用地公有化に伴う予算であります。それから、22節の補償費でございます1,369万円、これも史跡の用地公有化に伴う補償費でございます。最後に、19節のところでの補助金でございますが、補助金福田上えんぶり組から、南部利康霊屋保存管理事業、芸能保存会、無形文化財保存、無形文化財後継者育成、えんぶり保存、南部芸能保存後継者育成への団体への補助金を計上してございます。

次に、保健体育費でございます。保健体育総務費が6,225万円の予算額でございます。103ページのところで、一番最後のところなんですけれども、19節負担金及び交付金の補助金の欄中、少年剣道大会10万円、あるいは104ページの町体育協会補助金316万7,000円、県民体育大会参加事業、あるいは北奥羽総合体育大会、あるいは県民駅伝、町スポーツ少年団、里山あるき、北奥羽少年剣道大会などなどの事業費補助を計上してございます。

次に、105ページのところで、3目の保健体育施設整備費1億3,053万9,000円の予算額でございます。前年度比1,946万1,000円の減でございますが、これは右側の一番最後の15節工事請負費のところでの運動公園整備工事1億1,900万円、運動公園を整備するための予算でございます。

次に、106ページでございますが、7項の給食センター費でございます。給食センター管理費のところ、1億6,470万4,000円でございます。この中で地方債4,510万円、これが前に説明しました合併特例債をもって給食センターの整備のための前準備をするものでございまして、説明では11節の需用費、あるいは13節の委託料、それから公有財産購入1,108万4,000円、そのほかに補償費として832万7,000円、計、歳出予算額4,811万1,000円でもって給食センターの整備に伴う予算であります。あとは給食センター特別会計の繰出金が1億1,659万3,000円を計上してございます。

その次に、107ページでございますが、12款公債費でございます。元金が17億700万5,000円で、前年度比9,097万4,000円の増でございまして、元金の据え置き期間が過ぎまして、元金の償還期に入ってきたものでございまして、9,000万円という大きな増でございます。その反動で利子のところでございますが、3億2,352万9,000円、311万4,000円ほどの減でございまして、据え置き期間が過ぎると利子が下がってくると。けれども、総計といたしまして、借金の返済に係る予算額が20億3,053万4,000円で、前年度比8,786万円、4.3%の増ということになってございます。

13款は予備費でございます。1,604万4,000円を予備費として計上しております。

次に、最後の方になりますが、108ページをちょっとごらんいただきたいと思います。この108ページからは給与費明細書という付表でございますが、最初は特別職の給与費明細書でございます。長等というのは3役のことでございますが、次が議員さんのことございまして、その他というのは各種委員会、教育委員さん、監査委員さん、農業委員の委員さんなどが入っておりますが、それがその他でございますが、その本年度と前年度の比較でございます。比較の計の欄を見ていただきたいんですが、一番右のところの合計欄でございます。特別職の前年度、今年度の対比で1,889万1,000円の減となっております。

次が109ページでございますが、これは一般職にかかわる給与費の明細書でございますが、職員数のところで本年度、前年度の職員数で17人の減、そして、給料から手当から共済費などを合計いたしまして、合計欄のところで1億762万2,000円の減、これは一般職員に係る人件費の減という明細でございます。

次に、最後になります。118ページをお開き願いたいと思います。ここが地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。借金の姿をここで示しておるわけでございますが、前々年度末現在高というのが一番左側が17年度でございまして、次が18年度でございまして、当該年度中増減見込額が19年度のことでございます。それで、17年度末の地方債の残高、一番下のところの合計欄でございますが、193億5,600万円ほどでございます。18年度におきましては188億8,500万円です。19年度中の発行見込みが10億2,170万円、この返済の償還でございますが、17億700万5,000円でございます。それで、19年度末、来年度末の起債の残高の合計が182億円となります。これを住基人口で割ってみますと、住基人口が今年1月末では当町の人口が2万2,097人でございました。子供からお年寄りまでの1人当たりの借金の残高は82万4,000円になります。ここで言えることは、よく新聞などでプライマリーバランスといってP Bと言われているんですけども、この元金ベースの黒字か赤字かということですけども、償還の額から発行の額を引くと、残高が下がってまいりますので、この下がるということは黒字だということでございまして、19年度の元金の償還がおよそ17億700万円、発行が10億2,100万ほどですから、6億8,500万円のプライマリーバランス上で言えば黒字だということになってございまして、残高が6億8,500万円ほど減るよという表でございます。

はしょったりしてお聞き苦しい点がございましたが、以上で一般会計の予算の説明を終らせていただきます。

○委員長（佐々木幹夫君） どうもご苦労さまでございました。

一般会計予算の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、歳入は一括で質疑を受けます。歳出は1款から13款まで、各款ごとに順次質問を受けます。

質問される方は、挙手をして議席番号を告げ、質問する予算書のページを述べてから質問をお願いします。あわせて、質問並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、これより一般会計予算の歳入の質疑に入ります。15ページの1款町税から31ページの20款町債までを一括して質疑を許します。質疑ありませんか。11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） まず、私は11ページの歳入歳出予算事項別明細書をもとにご質問をいたしたいと思います。

町長は、提案理由の説明の段階で、経常収支比率が94％に達したと。さらに、経常収支比率の悪化が要因で、財政運営計画の策定を進めなければならない。これは今年度中にということでした。さらには、経常収支比率の悪化の要因で、公債費償還額が増大をしております。公債費比率が18％という黄色の信号が点滅をしたということだろうと思いますけれども、それに伴って、公債費負担適正化計画の策定対象団体となったという、初めて聞く言葉でございます。そのことが今いろいろ今回の予算編成を見ましても経費削減のための非常なる努力がなされているところが見えるわけですが、事項別明細書で言いますと、歳出の方なんです、義務的経費が計上される総務費とか民生費、衛生費等が増額をされておりますけれども、投資的経費が計上される農林水産業費、商工費、土木費等が軒並み減額をしている。ということは、さらに経常収支比率が高まっていくことだろうというふうに心配をするわけであります。その辺をどう考えておられるのか、特に、公債費が前年度比で104.5％と伸びているわけであります。当然このことが財政硬直化の大きな要因にもなっているだろうと思います。これらに対してどう対処していくのか。

それから、先ほどの財政課長の説明の中で、20年度予算に連動をする形の予算編成をということでしたが、具体的にはどういうことになるのか。地方債については、償還が大きくなった。これは多分、名川中学校の整備債の償還が始まったのかなというふうな感じもします。さらには、ふるさと運動公園整備事業債の返還もこれから出てくるだろうと思います。そういう状況の中で、今後の起債の借り入れ、さらにはその償還計画、今後10年間程度のその計画を資料として提出をいただきたいと。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 長根議員の今のご質問でございますけれども、公債費負担適正化計画ということでございますが、これは17年度決算統計におきまして、18%を超えた団体は公債費負担適正化計画を策定しなさいよということになりました。これはいわゆる新聞等で騒がれている第二の夕張、財政赤字団体を防止するんだと。主眼でございます。それからもう一つ、起債の今までは許可制でございました。それが今緩和されて、協議制という制度がございます。協議制というのは、これは公債費の比率が悪くない団体は協議制、悪い団体は許可制ということで、県知事の許可を得なければいけない。県知事の許可を得るということは、起債をいわゆる指導されて、発行を抑制される。こういうことになるわけです。

この実質公債費比率というのが、前はこの実質公債費比率がございませんでした。17年からこの指針を用いようというのが国の制度でございまして、これは何をカウントしているかということ、今までは普通会計の中の借金だけを見ていたものを、実質公債費となれば、一部事務組合の借金も構成団体の出資割合で負担しなければいけません。これは必ず債務負担ということでございます。必ず出さなければいけないお金です。ですから、一組がどんどん借金したのに対して、一般会計から当然出していかなければなりません。これもカウントしましょうと。それから、債務負担行為、いわゆる実質的に指定管理者でも何でもございまして、債務負担を組みます。これは将来の債務を保証するということでございます。それもカウントしましょうと。洗いざらいその団体が抱えている債務をきれいに、分子に上げようということでございます。よって、分母は標準財政規模でございますから、交付税、譲与税、交付金等々が右肩下がりでございますので、いわゆる悪循環がすっきりと借金の比率を全国団体すべてこれで縛ろうということでございます。当然に債務の保証をしなければなりませんので、私たちは予算編成の中ではこれを優先的に予算編成をしなければなりません。

よって、これをどうして解消するかとなると、この公債費負担適正計画の中で、きのう県に行って協議してまいりました。我々の計画では25年度で18%をようやく切る計画でございます。これをするためには、どうするかということ、縁故債の繰上償還、いわゆる銀行、農協さん、信用組合の縁故債を利率の高いものを繰上償還する。発行の抑制、いわゆる投資的経費の建設事業を柔軟に見直して3年でやるものを5年間でやるとか、そういう手立てをします。それから、交付税などの財源留保に努めなければなりません。そういう交付税を留保するということは、経常経費を節減しなければなりません。よって、洗いざらい歳出の先ほど明示しました性質別の分析の中

で、内部経費を徹底して、やっぱり節減していかなければ、後世に借金を残すということは、息子、孫の代まで残すということになりますので、これをよく洗い出ししなければいけない。けれども、資本整備には、後世に残してもいい借金もあると考えます。皆さんが必要なものはつくらなければいけないだろうと。そういうことは優先度、緊急度、費用対効果、きれいな言葉ですけども、そういった考え方で予算編成をしていくということになります。

それから、もう一つ、起債の償還のことで、触れられましたが、今年度は20億3,500万円ほどでございます。22年度がちょっとピークが来まして、20億7,900万円ほどになります。その後、徐々に下がっていく姿でございます。これは、既発債、いわゆる18年度債までの償還のベースと、それから19年度発行、20年発行、それをカウントしたものでございます。我々が計画をつくるときには、いわゆるぎっちりと枠をはめた考え方をとってこの計画をつくるわけですけども、これを守っていくためには、いわゆる全庁、全職員がこのことを認識して、予算の執行、予算の立て方、みんなが職員一人一人がこれをわかっていたとできないことになります。

ということで、財政構造が悪化しているんだということを職員みんながわかっていたなければこのことは達成できません。いわゆる経常経費の削減もそのとおりでございます。後で、償還の資料は提出したいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 長根君。

○11番（長根和夫君） 地方交付税につきましても、18年度の予算編成に当たっては大分きつく見積もった経緯もあったようですが、その後、大分ふえたということもあります。新年度についても前年度比5%少なく見積もったと。ただ、今後の交付税についてもですが、町長も安倍総理大臣と会っているPRをされてきましたし、期待もされる面があるのではないのかと。さらに、新型交付税についても、ほとんどが影響を受ける中で、本町の場合、全く影響のないような試算も出ているようですけども、その辺は交付税についてはもうきつく見積もっていますよというふうな気持ちというんですか、そういう形というのは特にはないんでしょうか。まだまだ期待をしてもいいものなんじゃないでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 交付税の姿でございますが、新型交付税、この間新聞で公表されましたが、当町におきましては、マイナスの影響はないという、80何万円ほどプラスになるという。前年の12月の試算では、1,700万円ほどの減かなと思っていましたが、その後、算定方式の見直しになりまして、プラスに転じたかと、このように思っております。

それから、交付税の今後の見方でございますけれども、交付税の原資は所得税、酒税、法人税、たばこ税、消費税などが原資になっております。それが国の税収でもって国に入ったものを交付税特別会計へ入れ込んで、そして我々に交付されるわけですが、いわゆる地方が借金した部分、国が交付税として原資として出せなかった部分、交付税特別会計が今まで借金してきたわけです。その借金の分を特会でもって国から入ってきたものを特会でもって借金の方に返済に向けるという健全化策をとりますと、我々の交付、出口ベースといいますけれども、そういったものには回ってこないだろうかと、こう思います。よって、マイナス4.4%という数字で示されたわけです。国が税収が伸びた。よって、その分を交付税特会に入れましょうと。入るのは入るんです。けれども、交付税特会で借金が今までありますから、それを繰上償還するとなると、そっちの方に予算がとられますので、我々地方自治体に入る金はなかなかそうは見込めない。けれども、減少幅は少しは大きくはないのかなとは期待はしているところですが、毎年度総務省、財務省との折衝の中で、地方財政対策が決まってまいりますので、その辺はいつでも流動的に見ていかないと、甘いスタンスはできないのかなと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、重複するかも知れませんが、書いてきたのを読み上げて質問にかえさせていただきます。

まず、ページは15ページ、1款町税、1項町民税、1目個人、比較と書いてあるところです。この町民税の個人についてであります。本年度と前年度の比較1億3,638万3,000円についてであります。増額の理由を詳しく説明していただいたのであります。もう少し詳しくこの内訳について説明をお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 1款町税、1項町民税の今年度、前年度の比較で、1億3,638万3,000円

ほど増になってございますが、これについては前回もお話いたしましたけれども、国からの税源移譲に伴いまして、所得割の税率が変わりました。前までは３段階に別れてありましたけれども、それが一律10%ということになりましたので、その分で当町では一応調定額では約１億4,000万円ほど増額になってございます。それで、あとは予算上は徴収率を95ということで、約１億3,600万円の個人住民税が増額になったということになってございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） それでは、今までいろいろなところで話題にしてきました定率減税の廃止で、収入がふえていないのに計算上の増額で増税になっているのでしょうか。その影響を受けている人はどのくらいになるのでしょうか。具体的な数字がありましたら、お知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 定率減税の廃止ということでございますけれども、数字的なことはきょう手元に資料がございませんけれども、この税源移譲に伴いまして、要は所得税と住民税の関係、税源移譲されるということですので、町民税の方が税率が高くなって、それから所得税の方は税率を下げるということで、システム上は片方が安くなって、片方が高くなるということで、個人負担の分は同じですよというシステムになっていますけれども、ただ、今議員がおっしゃるとおり、定率減税が廃止になっていますので、その個々の収入状況等によって、やはり定率減税が廃止になった分増税になるということになってきているところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） そうしますと、やはり今の説明のように、収入がふえていないのに、定率減税全廃によって、また、税源移譲により町税が増税になったということは、住民の皆さんの大変な苦勞のもとにこの１億余の税金をいただけたわけでありますので、増税分は住民のサービスに還元すべきではないでしょうか。例えば、敬老パス券を発行する。これは70歳以上のバス無

料化のことでありますが、また、保育料の引き下げや乳幼児医療費助成を就学前まで拡大するなど、また、農産物の価格所得補償を取りつけるなど、住民に還元されるような施策に振り分ける考えはないのでしょうか。これはぜひ町長の方からお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 立花委員は誤解されていると思いますが、所得譲与税から町税に移行されているので、プラスマイナスからいくと、ゼロなんです。ふえているんじゃないんです。そこをちょっと誤解されていると思いますので、今の質問に対して従来の方向で行きたいと思っています。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） これはいろいろ情報が飛び交っておりますが、住民の皆さんの懐が大変痛んでいる。これで昨年4月から役場の職員の皆さんがどうしてこういうふうに税金が上がったかということで、相談を受けられて苦慮しているわけですので、町長の感じは違うのではないかと思います。ぜひこの点をお酌み取りいただきたいと思います。

次に、歳入一括での質問ですので進みます。次は18ページ、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税46億2,209万9,000円についてであります。これは先ほどと重複するかも知れませんが、この金額をどのように理解すればいいのか、この金額もこれからも見込まれるか、数年後には全くの減額になるのか、どのような見通しをお持ちでしょうか。まず初めにお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 交付税の姿につきましては、先ほど長根議員にもお答えしたとおりでございます。どのような仕組みかと申しますと、将来どのようなという考えでございますが、これはいわゆる地方財政対策の中で総務省対財務省とのいわゆる国全体、地方全体を見比べての交付税をどのようにするかということ。それから、国税の収入がどのように変わっていくか、経済がどのように伸びていくか、いろいろな要素の中でこの交付税の姿が決まってまいりますの

で、私どもは常にその危機感をもって、そんな大きな額が伸びてくるような期待感を持っていません。いわゆる今の姿を基本に、これからのことを考えていかなければならないと、このように思っています。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。簡潔にお願いします。

○20番（立花寛子君） これは町長にお訴えしたいと思います。三位一体の改革などと言って、政府が地方交付税の見直しという名による削減を基本方針としていることについてであります。住民の暮らしと福祉、地方自治を守り、充実させるために、地方の標準的な行政サービスを保証する財源としての地方交付税の制度の根幹を守り抜き、必要な総額を確保することを要求したいと思いますが、町長はどのようなお気持ちでお酌み取りいただけるのでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 地方交付税については、南部町に限らず全国の自治体が堅持していきたいと、こういうことを全国町村会でも提案しているところでございますし、そういう気持ちは私に限らず、どこの自治体の長もそういう気持ちだと、こう思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後12時59分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） 一般会計歳入の質疑を続けます。

質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） じゃあ２点ほどありますが、ここで読み上げて質問にかえさせていただきます。

まず初めに、19ページ、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金9,202万3,000円についてであります。では、今お話するのは保育料についてであります。所得税の定率減税半減による増税の影響で収入はふえなかったのに、ことし4月からの保育料が上がるという子育て世帯が生まれています。厚生労働省は増税が保育料アップにつながらないようにする基準改定の通知を出したと伝えられております。実際の保育料の所得基準は各市町村が規則や条例の改正で決定するわけですが、当町では所得基準額の変更を行いますか。所得税がふえても、今の保育料がふえないようにする措置をとっていただけるのでしょうか、まず1点目。

2点目は、ページ24、14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金3,984万1,000円についての減額の理由は主にどういうものが挙げられるのでしょうか。この質問の1点目はここです。

次に、これは町長にお確かめしたい項目であります。乳幼児医療費の無料化を就学前まで拡充することについてであります。全国21都道府県で入院、外来ともに、就学前まで無料にし、東北でやっていないのが宮城県と青森県だけです。県には、拡充のために予算をふやしてほしいと思っておりますが、各町村が財政負担が重くなることを理由に今のままでいいというようなことを話されたのでしょうか。県が進めたいが、地方が反対しているためという話は本当なのでしょうか。この点についてのご答弁をいただきます。

○委員長（佐々木幹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に、保育料でございますが、19年度の保育料につきましては、前々から説明しておりますとおり、個人の申告によって保育料を決定していくわけですが、19年度においても同じ南部町保育所徴収金基準額表を適用してまいりますので、そのことによって保育料が上がるということにはなりません。ただ、所得の増減によって、その方の申告によって、保育料が変動をするという部分にはつながってきますが、そういうことでございます。

それから、24ページの2目の民生費県補助金3,984万1,000円の減額の主なものということでございますが、主なものは19年度から今度在宅介護支援センターにかわりまして、地域包括支援センターを設置するわけでございますので、今まで在宅介護支援センター運営事業費補助金、これらが入ってございましたが、その補助金がなくなると。そのための減額が主なものでございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほどの県がやりたいけれども、地方自治体がやりたくない。どこでそういうお話が出たのかわかりませんが、私どもはそういうことは一度もお話したことはありませんし、恐らく県がやらないで全部市町村が負担するというのは市町村が、市町村財政が厳しくなるということではないでしょうか、そういうことをお話したこともありませんから、ちょっと回答ができません。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず最初に、保育料のことなんですが、一般質問でも話しましたが、この保育料の基準に幾らから幾らと第1階層、第2階層、いろいろこう書いてあるんですが、その中の所得税がかかるところの金額の幅を改正しなければ、この定率減税の影響で引き上がる世帯が確実に出てくるので、厚生労働省も増税が保育料アップにつながらないようにという通達を出しているはずです。これをぜひお確かめいただいて、ですから、それにのっとって、当町の所得基準額の表を変えていかなければ、いわゆる俗な話、便乗値上げになるということが事実ですので、当町の保育料の所得基準額の表を変えていただきたいということを再三申し上げているのです。そうしなければ、やはり定率減税の影響で保育料が引き上がる世帯があるということを訴えておきたい。

町長の答弁にありました乳幼児医療費無料化の件であります。これは県交渉で県の担当者が、これは県の怠慢だと思います。県が予算をふやして、率先してやるのがよいことなのですが、それをあたかも地方に財政負担があるのでやらないというような答弁をしているというのは、全く不当なことでありますので、ぜひこの点は町長の方もぜひ拡充する意味でも県の方に予算を増額するように訴えていただきたい。いかがでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初にそういうふうに県がそういうふうな言い方をしていたというのであれば、先ほどの聞き方は答えをわかっていながらそういうことを言う質問に対してちょ

っと疑問を持ちますし、当然自治体として事業に取り組むときに、県補助がなくなったときに、継続していこうとしたときに、地方自治体が大変なわけです。これは一般質問のときも答弁をしましたが、その分地方自治体の負担がふえていくということになるわけですから、当然事業をやっていくときには県にも相応の負担をお願いをしながらやっていくということはこの部分に限らず、さまざまな部分において当然のことだと思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 乳幼児医療費に限っての最後の訴えになるんですが、これは国に対してもその拡充を求めて財源をふやすように訴えておりますので、ともに青森県の子育てを充実させるためにも、県に対しても、国に対してもぜひ力を尽くして、予算獲得のために尽くしていただきたい。この点での質問は終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑はありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 17年度の末でもって経常収支比率が94%に達したということなんですが、例えば19年度のこの予算案でもって、その経常収支比率というのはどのように変化していく見通しなのか。

それと隠れ借金比率というのが総務省の方から統計として発表されていますよね。その具体的な内容について教えてください。今までカウントされることのなかったそのいわゆる隠れ借金ということですね。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今経常収支比率のお話でございましたが、17年度、これ合算ベースで94.0でございます。財政運営計画書を策定しておりますので、その計画から申し上げますと、18年度においては92.6と見込んでございます。19年度今年度決算ベースでは93.8、20年度ではちょっと上がりまして95.8、21年度は96.1、22年度は96.3、ちょっと上がってまいります。このことは、標準財政規模の大きな額を占める交付税が分母にありますので、その右肩下がりを見込んでの数字でございまして、あくまでも普通会計上での決算ベースでの経常収支比率ということ

でございますので、年度年度によっては、およその見当はつきませんが、いわゆる経常経費を圧縮することが大前提でこの計画をつくっておりますので、いわゆる普通にかかっている事務経費などなど、経常経費を幾らでも削減していくんだと。当初予算化しても、職員がそれを執行しなければ経常経費の削減になるんだということの結果でありますので、これを下げていくのが当然でありますけれども、いわゆる依存財源の交付税、譲与税等が下がってまいりますと、大きく狂う計画でございますので、その辺は分子、分母の関係でございますが、両にらみで財政運営をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

隠れ借金と今申されましたが、どういう意味なのか、ちょっとわからないんですけれども、いわゆる債務負担行為などというのは予算書で皆様にお示しして議決をいただいているわけです。それから、地方債の発行にしても、主に第2表で地方債の発行の限度額を議決していただいておりますので、隠れ借金という言葉、私にはちょっと答えかねるところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 隠れ借金というのは、私も雑誌を今見て話をしていたんですが、「エコノミスト」2月27日版というので、危ない自治体というもので、ちょっと目についたので買ってみました。買ってみたら、南部町が載っていました。ワースト300の300に入っているんですよ。それで、その例えば、広域事務組合の負担金とかってあるじゃないですか、そういったたぐいのものだと思うんです。私もよく……、ですから、その公債費率にカウントされていない項目等々のことをお聞きしたつもりだったんですが。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 今川守田稔議員がおっしゃいました「エコノミスト」のことも私も資料で見えておりました。財政力指数で、それから公債費の残高でワースト300位ということも存じております。今言われました隠れ借金というのがこうだというご見解ですけれども、事務組合でも地方債を発行しますし、私どもの方で言えば、八戸広域圏、あるいは塵芥処理事務組合、あるいは環境整備事務組合、それらではそこでの議会がありまして、そこで議決していただいて

地方債を発行しておりますので、そこでの起債は議決事項でございますので、すぐカウントできます。今回実質公債費比率での18%云々は、いわゆる公営企業会計、あるいは病院会計、あるいは一組での会計の起債の償還を地方自治体が責任を持って償還を負担しなければなりませんので、そのこともカウントをしての実質公債費比率が18%を超えたということを出したのが公債費負担適正計画、午前中に長根委員さんにもご説明したとおりの策定団体になったということでございますので、その隠れ借金というような名目でのご答弁にはならないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） じゃあ何ものですかね、私も今まで隠れ借金というのは全然聞いたことがなかったんですよ、そういう字句は。ですけれども、そういった部分が実際これからの運営に重要になってきたというわけで、統計として発表されていると私は理解しているんですが、そのことはどう理解したらいいものなんですか、じゃあ、逆にお伺いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） いわゆる地方債発行をするに当たっては、現在は知事の許可を得ることが必要になってまいります。その知事の許可の前にはその議会の議決が必要でもあります。その議決書の証明書を持って県知事に許可申請を出して、県知事の権限のもとに、その地方債の発行を許可されるという仕組みになってございますので、いわゆる借金、地方債の発行については、そこでのチェック機能は働いているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 私が伺っているのはそういうことではなくて、しからば新しいボキャブラリーとしての隠れ借金指数という、この実態は何でございましょうか、うちの南部町の実態に即して言えばそれは何なんだろうということをお聞きしたつもりなんですけれども。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） いわゆる自治体の債務の中には地方債の償還はもとより、債務負担行為、指定管理者への3カ年、2カ年度のそういった約束される負担、それからいわゆる例えばコンピュータのリース料などで長期契約して債務をちゃんとしていくと。そういった町が責任を持って償還に責任を持つんだということでの債務があります。その中で、地方債については先ほど申したとおり、議会の議決、それから債務負担行為につきましても議会の予算での議決ということで、いろいろと議会の議決が必要な事項でございますので、そういったことで住民さんにもきちんと公表されることだろうと思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 何回も言いますけれども、それならば具体的にどれとどれ、どういう金額がどうなんでしょうと聞いているつもりなんです、お答えいただけないものなんでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 夕張の事件の中で、こういった事例がございました。例えば、下水道会計で起債をどんとして、それを一般会計の方で借りるだとか、水道事業において剰余金が発生すれば一般会計に繰り入れて、それを使うと。それがまずいわゆる借りるわけですから、公営企業会計から、そうすると、それがいわゆる返す義務がございますので、そういったものが隠れ借金というような言葉になったのかなと思えばそうも感じますけれども、私ども当町においてはそういったいわゆる会計間との不透明なやり取りとかというのがちょっとわかりませんので、後でまた川守田議員さんから質問の件、よく聞いて勉強してちょっとお答えしたいかなと、このように思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 私から聞かれても困るんですよ、私が聞いているんですから。

ただ、この雑誌をお読みなのであれば、南部町は4.6%の隠れ借金比率だということですよ、17年

度決算の時点で。ですから、どこをどうカウントしたものなのかなというのを単にお聞きしただけでして、地方債の起債の仕組みとか、そういったことをお伺いしたつもりはないのですけども。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） その「エコノミスト」の中で使われている語句の隠れ借金という意味をもう少し勉強させていただかなければ、ちょっとお答えかねるところでございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） これにはですから、公営企業であるとか、広域事務組合ですとか、そういったものに係る負担云々ということが書いてあるわけですよ。私は三戸地区の塵芥ですとか、三戸地区の環境整備に関しては何となくわかるんですけども、八戸地区であるとか、例えば広域水道、いわゆる水道事業であるとか、そういったものもあると思っているんですが、そういった議会に参加したことがないものですから、その辺の実態が感覚としてわからないと。ただ、三戸地区の塵芥、広域の議会に関して言えば、非常に議員である我々に対しても余り公開してくれない事後承諾的な運営がなされているところがあるものですから、それは私らの責任かも知れないんですが、これから今その計画を今のぼっている計画を踏まえて、どういった金額になるのかなということをお伺いしたつもりだったんですが、把握なさっていないのであれば、後日教えていただければ結構です。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 一部事務組合の公債費負担につきましては、予算書に載っております。例えば、67ページの中で塵芥、あるいは葬祭、それから環境整備事務組合の負担金の中で、公債費部分が含まれた予算を計上しているわけですので、ここに実際には公債費分幾らとは書いてございませんが、負担金の中での一組での償還分の負担割合によって構成町村の負担割合によって、負担金の中で公債費分、いわゆる借金の返済分の負担が含まれて予算化されているということでございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 三戸塵芥に関しては、これから旧施設の取り壊しの計画云々というのが去年の時点ではあったんです。具体的な計画がどうのこうのというのはまだ私らは知らされていません。ですけれども、今年度の予算編成に臨むに当たってはそういったことは情報としてあるのかなという、そういった部分も含めて、これにまだ乗り切れない部分があるんでしょうという、それが前提だったんですが、そういう相談がなされていないのであれば、結構でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終結いたします。
次に、一般会計予算の歳出の質疑に入ります。

32ページから33ページまでの1款議会費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、33ページから50ページまでの2款総務費について質疑を許します。

質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページは41ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、10目地域交通対策費、13節委託料4,020万円についてであります。多目的バス運行費及び町内循環バスの運行調査を行う実験運行費についてであります。どういうところが請け負うのか、委託料についての説明を求めます。

○委員長（佐々木幹夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 多目的バス実験運行業務420万円についてご説明いたします。これは

今一般質問でも町長がご説明申し上げましたとおり、今町内の循環バスにつきまして計画を作成中でございまして、その計画ができて、各関係機関と協議をして、それから実験運行に入るわけなので、今現在では、どこにということはまだそこまで話は進んでございません。計画ができて、協議が済んで、実験運行できる段階になればどこの業者という話になってこうと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） そうしますと、線引きは職員の方がなされるのでしょうか。どういうふうなことがなされて、こういうふうに委託料として出ているのか、申しわけありませんが、もう一度というか……。私は職員の方、いろいろな方からお聞きをして、その時刻表を作成するとか、バスの運行路線を決めるのかなと思っておりますが、間違いであれば訂正をお願いいたします。

お答えをいただいて、次に質問に入りますが、多目的バスの充実を町民の皆さんは心待ちにしております。地域から入浴場がなくなり、入浴も気軽にできなくなったという方にとっては、待ち遠しい限りです。このバスの運賃についてはどのように考えておられるのでしょうか。70歳以上の方の無料バス券などを考えてはおられないのでしょうか。健康づくりのためにも、気軽に外出できることはいいことではないのでしょうか。この点についてのお答えをいただきたい。

関連して、多目的バス運行に関連しますが、チェリウスで入浴を楽しもうとしても、平日の帰りのバスがないために、平日チェリウスに行くことができないと話されております。新年度の多目的バス時刻表には、この点の改善は載っているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（佐々木幹夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） ちょっとこれは分けて考えていただきたいと思いますけれども、上の方の多目的バス実験運行業務というのはこれから始めるやつの実験運行でして、下の多目的バス運行管理は、これは里バスのことでございますので、そこをちょっと分けて考えていただきたいと思います。

停留所とか、運賃とか、それから運行経路等は、今一生懸命職員で検討してございます。あくまでもこの運行業務420万円というのはバスを運行するための委託でございまして、その前段に

つきましては、職員でいろいろ計画をつくりまして、専門家の方からも一緒に入っていていろいろ検討して、実際実験運行する段のバス、それから運転手等の委託でございますので、これは職員がやるんじゃないくて、これを委託して、実験運行をしたいということでございます。

あと、里バス関係のダイヤにつきましては、担当が名川の総合サービス課になっていますので、そちらの方からご答弁いただけたと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 立花議員にお答え申し上げます。

風呂に入ってから帰るときのバスの運行ということでございますけれども、一般質問で町長が申し上げたように、6ダイヤで80力所の停留所を運行しております。私も18年1月1日に、人事異動によって総合サービス課に来たわけでございますけれども、4月に実際に乗ってみました。どういう状況だかと。そうすると、80力所分刻みに運行しておりまして、これも60力所ぐらいにできないものかと、身を持って感じたわけでございます。そして、この停留所と時間の関係につきましては、私ども総合サービス課と南部バスで協議して、JRの時刻表が改定になれば、それに合わせて運行しているわけですが、現在、私どもに風呂に入るのが不便だとかという、そういうことは全然入ってきておりませんし、現在ある80力所の停留所でも手いっぱいでございます。したがって、私が考えるに、そういう疑問があればいつでも里バスの視察ということで、実際に乗っていただきたいと思います。したがって、議員の皆さん方で実際に乗ってみて、運行、今後の研究にしたいということであれば、いつでも総合サービス課長の私に申しつけいただければ、そのように手配しますので、私としましては、実際に乗ってみた限りで、80力所の停留所をふやすといことはもうできないんじゃないかと。しがって、ふやすとなれば、調査をして、どこか1力所を減らすと、そういうことで行かなければ、もうあとで1軒1軒バスをとめるとということにもなりかねませんので、その辺、立花議員も勉強していただいて、1回か2回乗っていただきたいと、そう思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） よく内情はよくわかりましたが、チェリウスの入浴場に行くバスの件につきましては、一応電話では、「こういうことで困っているので、理解してもらいたい」と、職

員にはお話された経緯がありますが、その後いろいろあって、うやむやになったものと思いますが、ぜひ、剣吉地区の長い間の入浴場が閉鎖になり、お年寄りの方がお金を出して入浴しなければならない状況がありますので、里バスを大変心強く思っており、そういうことから、平日のチェリウスから剣吉方面に帰るバスの便を改善してほしい、そういうことをこの場でもう一度訴えておきたいと思います。

次に行きます。39ページ、2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費、19節負担金補助及び交付金156万8,000円についてであります。備考欄に3組織の名前が載っておりますが、町とはどのような連携を持っておられるのか、個人がその組織に電話をするなどして道路等改善を求めることはできるのか、まずご確認したいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答え申し上げます。

補助金につきましては、町内にあります母の会連合会、それから交通安全協会、南部地区、名川地区、福地地区と三つの協会になっておりますけれども、それぞれの団体に補助するものであります。それで、全般的には交通安全、あるいは事故が起こらないよう予防活動をしていただいております。町との関係であります。町の方も交通安全に努めていかなければならないということで、事務局の方を担当しておりますけれども、それぞれ連携をとりながら交通安全に努めているところでありますので、そのようにお答え申し上げます。

それから、もう一つ、設備の方の質問がありましたけれども、もう少し詳しくお尋ねしていただきたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ぜひ、ここで訴えさせていただきたいのは、前にも取り上げたと思うんですが、交通安全の問題で、いわゆる安協の皆さん方も努力されてはいると思いますが、なかなかそちらの方まで情報が伝わらないので、関係課の方から情報を流してもらいたいということで話させていただきます。森越団地内の道路をまず減速せず、団地内にある仕事場に行く車とか、八戸方面に出る車などで、朝の時間帯、大変混雑しておるのに、なかなか注意を促すような看板もない状況ですので、団地内の安全を守るために、ぜひ関係課の方はそういう協会などに指導し

ていただくよう、お話を流していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） ただいまのことにつきましては、現地調査をしたり、また現地森越の方々とお話し合いをして、そのことが解消できるように努めてまいりたいと思っております。
以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） そのほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町財政も1億円近い公債費の増があるという、そういう状況の中で、いろいろ随所に工夫をされて金額設定がなされているようですけれども、その中で、二、三お聞きしたいと思います。

34ページの総務費ですけれども、12節の役務費、保険料、これは建物とかそういう保険料ですか、それとも人災に関するものであるのか、それが1点。

それから、エレベーターの保守点検をされているようですけれども、エレベーターは何基町内にあるのでしょうか。場所によってちょっと金額が違うようですので、これ年通しての金額だろうと思いますけれども、何基あって、1業者の単価を計算してこういう金額になるのか、お知らせいただきたいと思います。

それから、これはまた別の1点ですけれども、この予算性質別比較表の中に、維持補修費というのがありますが、この維持補修費というのは、非常にこれ重要な問題だと思うんです。もうどの地区も建物等も老朽化したりしておりますし、いろいろな部署が破損とか修理が必要な部分がたくさんあるんですけれども、比較的建物等につきましても、物品等につきましても、1回に破損とか修理が必要な時期を迎えるような状況にあるような気がしております。ですから、普段も公債費にこだわることもなさっているのかどうか分かりませんが、一気にそういうふうな修繕費とか、発生しないように、日常といいますか、常にそういう修理物は補修しておかなければ、大きなたとえての話ですけれども、南部地区の公民館のようにアスベストは別として、一気に入ってくるというそういう状況になってくると思いますので、雨漏りのあるところとか、そういうふうな細かい部分をぜひ考えてこの費用を計上していただければいいかなとも思っている次第です。

総務課に関しては以上3点、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 保険の関係でありますけれども、これは全国町村会総合賠償保険制度というのに加入してございますが、公的機関が原因をして町民がけがをしたりした場合の保証でございますので、ただ、何もなくてけがした場合はこれは個人の責任になりますけれども、例えば町が行事を計画して、そのときに、こちら側に責任があって、事故ったり、けがした場合の保証保険でございますので、そのようであります。

エレベーターの関係につきましては、南部の庁舎だけありますけれども、その年間分の費用でございます。ぼたんの里にはありますけれども、そちらの方は向こうの方の予算が別なところの項目に載っておりますので、そのようであります。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 維持補修費のことでお話がありました。予算の性質別では、19年度8,450万1,000円の維持補修費の予算計上でございますが、この維持補修費の考え方としては、小破修理、いわゆる50万円以下だとか小さいものの積み重ねにつきましては、この維持補修費で性質別に分類しておりますが、100万円以上とか、大きな額につきましては、私どもは100万円以上の分類で申していますが、それらの経費につきましては投資的経費の中で建物を改修していくんだということの分類が二つございますので、その施設の管理者は日常よく点検していただいて、それらに対応していかなければならないと、このように考えております。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。27番、工藤久夫君。

○27番（工藤久夫君） この総務の関係だけでなく、一般論としてちょっとこの予算書を見ていると、コンピュータのシステムの開発だとか、管理だとか、何かそういうのに結構な金額が行っているんですね、システムのリース料だとか、システムの開発だとかって。単純に疑問に感じて質問するわけですが、今結構優秀な職員さんもふえていると思うんですが、これは外部に余り委託しないで、内部の職員でやれる可能性というのはどの程度あるのかなって、

素朴な質問です。それが1点。

それから、ことし選挙の年ですから、いろいろな県会議員だとか、知事選挙だ、参議院選挙だと。秋に今度議員の選挙というのが予定されていますね。これを見ますと、ポスターのそれぞれ費用がついているわけですが、これも単純な発想でお伺いしたいんですけれども、大きいのを春先にどんと一つつくったらそれを秋まで使うというようなわけにはいかないのかどうか、ちょっとお答え願います。

○委員長（佐々木幹夫君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） コンピュータ関係でございますけれども、これはその事務事業によって各費目に分別して計上してございますけれども、やはり、システム開発するとなりますと、片手間等々では職員はちょっと専門家じゃなければできませんので、ただ、このシステムの保守料とか、リース料とか、かなりの額になります。昨年調査しましたら、年間9,000万円弱ですね。ですから、これはほとんどが業者の言い値という部分が多いものですから、専門的な知識が職員にないものですから。第三者機関にお願いして、12月に70万円補正予算を議決してもらいましたが、それでも調査しながら、20年度の予算に第三者機関からの意見を反映させながら、業者と折衝しながら、20年度の予算に少しでも減額できるように反映させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） ポスターの掲示場についてお答えします。

まず、ポスターの掲示箇所につきましては、国とか県のそれぞれ選挙について規定がございまして、面積とか人口について何カ所というのがありますので、その箇所は必ず設けなければならないことになっております。それをもう固定化した掲示場となりますと、まず、場所を借りなければならぬということで、その選挙によって、立候補者が多い場合にはかなりのスペースを使いますので、その費用とか、後で、今度はずっと永久的というわけにはまいりませんので、後ほど修繕費がかかったりするわけですが、それは別として、先ほど申し上げましたように、法律に基づいた箇所数は設置しなければならないということでありますので、無理かなとは思っ

ておりますけれども。

以上であります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって2款総務費の質疑を終結いたします。

次に、50ページから60ページまでの3款民生費について質疑を許します。質疑ありませんか。
20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページは60ページです。3款民生費、3項災害救助費、1目災害救助費、12節役務費51万7,000円、20節扶助費30万円、21節貸付金についてであります。災害共済保険料、災害見舞金、災害援護資金についてのまず内容をお知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、役務費でありますけれども、全労災という保険に加入しておりまして、これは火災、あるいは自然災害のときにお支払いできる制度でございますけれども、もしそうなった場合ということで、加入をしております。

それから、20節の扶助費でありますけれども、災害見舞金であります。これは火事であったり、また洪水になったり、地震等において家が全部なくなったり、半壊になったり、あるいはまた洪水のときには床上浸水のときに対象になりますけれども、その見舞金であります。ちなみに、18年度の実績、これまでの実績の方を調べておきましたけれども、約90万円近くの見舞金が出ております。ですから、この範囲内で終れば大変ありがたい。30万円の範囲内で終ればありがたいですけれども、必要があればこれはまた補正を加えさせていただくことになります。

それから、貸付金でありますけれども、これも大きな災害があったときに、その家庭が急に生活費を調達するときに大変だというときには、これは国、県の制度で貸付制度がありますけれども、そのためのセッティングとして、科目設定のために1,000円ほどここに予算措置をしております。

ます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 旧町村の話をするとなんなんですが、全労災という保険会社と役場とかという、そういうつながりを今まで存じなかったものですので、こういうやり方が認められてやられているのでしょうか、何もなければ毎年51万円ずつの出費ということになるのではないのでしょうか。その時々、予備費で処理できるというようなことは考えられないのでしょうか、その点をお聞きします。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今発言があったように、考え方でありまして、何も保険をかけていなければ、町費で見舞金を負担するという方法もありますけれども、その場合にはもしなったときには出ていく分については、全く町費負担となりますので、過重な負担がかからないようにこの制度を使って保険をかけておいたら安心なのかなと。あくまでも保険は安心料も入っているということでありますので、先ほど実績を申し上げましたけれども、保険料はもう1年間で決まっているわけですが、それによって多く災害を受けたときには出ますし、また、それより少ないときには確かに保険料の方が高くなる場合がありますけれども、あくまでも安心料も入っているということで受けとめていただければと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 53ページ、4目老人福祉費の中の委託料、高齢者温泉保養館温泉利用1,400万円ほど予算化されておりますが、これは里バスの運行経路の拡大とあわせて、全町民が一体感を体験できる予算編成の一つだと思われますけれども、ただ、今まで福地地区だけの利用でも800万円ほどの予算措置されておりました。600万円ちょっとの増加だけで、全町に拡大できるのか。今は月2回の無料券を発行しているわけですが、そういった中身に変更があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） お答えいたします。

高齢者温泉保養館利用でございますが、現在のご存じのとおり福地地区のみでございましたが、福地地区、実施しておりましたときには、月２回で１年間という内容でございましたが、これは全町に広げるに当たって、月１回、月指定ということで全町拡大させていただきたいと思います。

福地地区、今まで２回の回数が１回と減るわけですが、そこだけこう見れば、福祉のサービスの低下ということにつながるかと思いますが、全町的に見て、今まで利用がなかった部分について、利用ができるということになりますので、全町的な部分でもっての福祉の向上ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって３款民生費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。２時１０分まで休憩いたします。

（午後１時５７分）

○委員長（佐々木幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後２時１０分）

○委員長（佐々木幹夫君） 一般会計歳出の質疑を続けます。６０ページから６７ページまでの４款衛生費について質疑を許します。質疑ありませんか。３５番、佐々木元作君。

○３５番（佐々木元作君） ６１ページの委託料のところか報償費に入るのか、何やら町長の提案理由のときに、医療センターにかかわるプラン、あるいは計画等を立ち上げて、前へ一歩進みたいと、こういう説明がありましたが、この８節、あるいは１３節、ここのマスタープラン、あるいは

謝礼、そこをちょっとご説明お願い申し上げます。

○委員長（佐々木幹夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） お答えいたします。

順番が違いますけれども、13節の委託料、マスタープラン作成業務466万2,000円計上されてございます。医療健康センターマスタープランのことでございます。この医療健康センター整備計画につきましては、さきの1月17日の議会全員協議会におきまして、町長よりこれまでの経緯と今後の事業の遂行についてということで、説明したところでございます。今回のこの計上いたしましたのは、保健医療福祉サービスを総合的に提供できる施設として整備を進めるものでございますが、このマスタープランにつきましては、旧名川町から引き継いでおります地域包括ケアシステムの確立を目指した将来構想計画と。それに基づきまして、建設の基本となります計画書をこれからつくるものでございます。

そして、8節の方に報償費と、222万円ございますが、保健推進委員171名ございます。205万2,000円計上しております。そのほかに、今回のこの医療健康センターの建設推進委員会、名称は仮称でございますが、予定してございます。これにつきましては、合併前の平成17年2月1日に、名川町の方で建設検討委員会がございまして、建設予定地というのが答申されてございます。複数答申されてございまして、場所が確定しているわけではございませんが、今後新町としてその再確認することと、そして地域ケアの体制づくりの再構築といたしますが、今考えているものの確認をして、今後の建設に進めていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 先ほど来、予算編成に当たっては大変厳しい中の説明が来るあったわけで、しかしながら、以前今課長が説明された計画等にかかわった1人として、大変こう踏み込んだ町長カラーが出た予算だなど、こう喜んでおります。なるべく早い時期に新年度どの程度の委員の構成かわかりませんが、かつて名川時代にその場所の選定にかかわったものですが、必ずしもその答申案を私は「以前決めたものだ」なんては、決して言いません。広く全町の中での再構築の意見も大事かと思いますので、なるべく早い時期にそういう委員会の立ち上げをして、工

藤町政のカラーを大々的にできるように頑張っていたきたいと思います。

答弁は要りません。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 65ページ、7目病院費の負担金の性格についてお伺いをしたいと思います。と言いますのは、名川病院は今黒字経営が続いているとよく言われております。そういう中で、1,300万円余の増額の負担金が計上されておりますけれども、その負担金の性格についてお伺いをいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） お答えいたします。

病院の繰入金なのですが、この繰入金は毎年のように増減があるわけなのですが、この増減があるということは、繰り出し基準がありまして、医療機器、建物等を整備した場合はその持分は建物等であれば、仮に1億円の起債を借りた場合は町が5,000万円、病院は病院事業の売上で5,000万円という、今はそういう繰出金で繰り入れをしてもらっております。医療機器等については、当然それは毎年あるわけではないんですが、医療機器の購入があれば、当然また起債の償還が伴いますから多くなります。償還が终れば少なくなるということで、つい最近の状況なんです、5年ほど前はたしか1億8,000万円ぐらい繰り入れをしていただいております。どんどん減ってきて、今去年、おとしあたりが約半分ですね、9,000万円ちょっと。それ以降医療機器の更新がありまして、平成16年度あたりから五、六千万円の医療機器の購入がありましたから、去年、ことしとふえている状況にあります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 病院の繰り出し、負担金ということで、公営企業ですので負担金ということで病院に出すわけですが、これに出すルールというのがございまして、先ほど病院事務長が申されましたけれども、繰り出し基準ありと。そういう中で交付税算入分のルール

分、もう一方、特別交付税での算入分、いわゆる二本立てで交付税で病院の繰り出しの基準額を示されております。

ここでついでに申し上げて、申しわけございませんが、市場特会の繰出金もございます。あれも繰り出し基準がございまして、あれを繰り出しすることによって特別交付税の範囲となります。このように、病院、あるいは町営市場、あれは地方卸売市場法という位置の中で位置づけられておりますので、そういった会計へ一般会計から繰り出しすれば、特交要因、あるいは交付税算入という仕組みになってございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページ数は61ページ、いみじくも同じ医療センター整備に向けてのマスタープラン策定業務費についての質問です。この事業は、職員の方が行われるのか、それとも入札で決められた業者の方に委託されるのか、まず、1点と。

次に、医療健康センター構想について、先ほども説明いろいろ、協議会も行われたわけですが、現在、病院経営は困難と言われて久しいのに、財政が厳しいという状況で、病院建設を計画に入れた計画で、これからの町財政に与える影響はいかななものでしょうか、まず、この2点について伺いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 13節の委託料ということでございますので、コンサルタント業者の方を考えてございました。あとは、財政的な問題でございますが、今後、用地の取得、造成、そして、私たちの方でどのような補助金があるのかと、確定していく、いろいろなことがこれから出てくると思います。それで、完成に向けてもこれから何年もそのすぐできるということではなくて、何年かはかかるものと考えておりまして、そのためにも今しっかりしたプランをつくって、そして財政事情の方を考慮しながら、担当の方と相談しながら、協議しながら、今後進めていくということになろうかと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この問題は合併前から尾を引いているのでありますが、当町の総合振興計画が毎戸に配布され、町民に周知されるころまで、この要するに調査研究費は計上すべきではないかなと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 立花議員からすると、珍しい病院の建設医療等について、疑問視があるようなあれで、我々は地域住民の医療、この体制、名川病院に行って、見ていればわかると思いますが、これは旧名川時代からもう本館の方が老朽化をして非常な状況であるわけでございます。先般は常任委員の方々も視察をし、早急にこれは取り組むべきだと、こういう意見もいただいております。そういう中で、今病院を建設するときに、一番気をつけなければならないのがいわゆるミニ総合的な病院、こういう形で行くと、非常に経営が悪化します。現に他町のことを申し上げても失礼になるかも知れませんが、三戸病院、五戸病院、これは地域から見ると、規模は私は大き過ぎたなど。そこが今経営の悪化につながっているわけです。今私どもが計画しようとしているのは、現状の規模、そしていわゆる包括ケア、保健・医療・福祉、これを総合的に取り組むことができるような施設ということで考えおきまして、両他病院の規模のようなことがあっては、私は将来的に危険性があると。まず、慢性的な医療はきちりできる、そういう医療体制、これはやはり私はいつも言っています。必要なときにそういう部分を建てることができるようにやっていかないといけない。これがいわゆる長期的な計画だという中で考えておりますし、先ほどの作成業務、これについてまだ待った方がいいんじゃないかというさまざまなご意見もあるわけですが、私は逆に町民の声ではないのかなと思っておりますよ。立花議員はどういう町民の意見でそういう発言なのかわかりませんが。私は逆に早くそういう病院を建ててほしいなど、そう思っている住民の方々は、私は逆に大多数だと、そう思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 自治体病院を守れという気持ちはお互い同じだと思います。もちろん、町長は医療充実のために努力されているということは理解しているつもりでありますし、財政が

豊かならば、病院を早く建ててと、すっきりした気持ちで話したいところはやまやまなのでありますが、現在、国は医療費適正化計画なるものを作成して、医療給付費の伸びを抑えようとしています。医療型療養病床の削減とか、介護型療養病床の全廃を計画しています。これは何を計画しているかと言いますと、病院に入院して医療を受けると、費用がかかるから、自宅や居住施設に患者を帰し、医療も介護サービスも外部から出前してもらう仕組みに切りかえていこうとしているものであります。病院への入院が困難になる状況をつくり出そうとしているとき、建物だけは建ったが自由に使えないような状況になったとき、住民はどう思うでしょうか。これからの病院経営は、ますます困難になると予想されますし、建設費用の問題も出てきます。まして、医療健康センター整備計画自体、住民の方がまだ周知されているという時期ではないのですから、調査研究費の計上は時期を待つべきではないかということを述べるものであります。要するに、今なかなか自治体病院を守れ守れって、地域で十分に運動が盛り上がっているんですが、それでもしかし、国の医療がこういうときに、果たして建物だけは立派だ。その一方で、合併特例債の補助などは打ち切られたときのことを考えるならば、まだ時期は早いのではないかということを述べて、この問題は終りにします。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 63ページの予防費、予防接種のことをちょっとお伺いしたいと思います。委託料、扶助費と二本立てのような感じで予防接種の予算がついているんですが、委託料としての予防接種の費用というのは、これはどういう、例えば希望者なのかどうなのか。わかりますか、課長、言っていることわかりますか。

○委員長（佐々木幹夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 予防費ということでお答えいたします。ここの予防費につきましては、予防接種事業と、そして補助金関係での事業区分ということで、結核予防事業という二段構えになってございます。予防接種の方が2,771万7,000円と、結核予防費の方が198万7,000円という区分になってございます。そして、今の委託料の件ですが、ここでポリオ予防接種、BCG、いろいろ書かれてありますが、先般議案の説明の予防接種の関係の方でも説明しま

したけれども、日本脳炎とか、ポリオとか、三種とか、いろいろ3歳から4歳、小学校4年、中学校2年と、回数がいろいろ決まっています。その年齢に応じまして、案内しまして、対象者が決まって実施しているところでございます。

あと、この委託料、予防接種はうちの方の保健師とかできませんので、医療行為になりますので、必ず医師の方をお願いしてございます。町村前は集団接種といいまして、一堂に集まってもらうような通知が必要だったんですが、19年度につきましては、BCGを除きましてあとは各医療機関にそれぞれお願いしてございました。案内はうちの方でして、それぞれ対象の方がその通知を受けて、各どこでもいいんですが、町内の指定された医療機関に出向いて接種しております。以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） そうすると、扶助費の方のインフルエンザ……。

○委員長（佐々木幹夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 失礼いたしました。インフルエンザの方は、一般の方と扶助費の方につきましては、施設に入所している方がやっていて、その施設単位でやっているものですから、住所を置いている町民の方には償還というふうな形で扶助費から支出して負担についての、個人が1,000円を負担した残りを支出しておりますので、金額的には一律じゃございませんが、施設の入所の方で実施した方には領収書をもって、うちの方から支給してございます。以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 当たり前のことなのかも知れませんが、ある雑誌を読んでいたたら、インフルエンザの予防接種というのは、感染をとめるため、その役割もあるそうですが、予防接種を受けると非常に重篤な症状になる可能性のある年齢層に対して、非常に軽症で済むという、そういう疫学的な結果が最近出たんだというのを読んだんですが、そうなる、言われてみればなるほどなという妙に納得するようなところがあるんですけども、そうなんであれ

ば、例えば若年層とか、そういった者よりかも例えば高齢者ですとか、そういった年齢層に重点的にというか、重きを置いて、例えばインフルエンザの予防接種を奨励するような施策のようなものがあってもいいのかなって考えたんです。ですけども、予防接種というのは常に事故というのがついて回る性質のものですから、ちょっとこういうことを軽々しく言っているのかなと思う部分もあるんですけども、例えば、防災計画のときも申しましたけれども、例えばそれが普通のインフルエンザでなくて、新型のインフルエンザになったらどうなんだろうという、そういったことをちょっと含めて考えますと、この予防接種の体制というのは特別にとは言いませんけれども、今までの体制というのをちょっと変えて取り組んでいく必要がある部分じゃないのかなという気がして質問したんです。そういうことでした。済みませんでした。

○委員長（佐々木幹夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） このインフルエンザにつきましては、ちょっと今資料がなくて定かじゃございませんが、平成13年から法定予防接種と指定されてございます。それで、うちの方で実施するには、対象者にはインフルエンザにかかった場合、高齢者の重篤化といいますか、死亡といいますか、かなり危険が高いということで、法定化されているものと思っておりますが、接種に当たっては、内診、問診表が必ず記載されていなければなりません。そして、医師が確認の上実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 62ページですけども、清掃業務です。この清掃業務は庁舎内外に適用される業務だと思いますけれども、今の予算を見ますと、改善をして大分減額になっているところもありますが、できるだけ業者委託ということではなくて、やはり自主的にやれる方法があれば最小限にそれを抑えていけば、全然ところによっては1,000万円近く、700万円とか、1,000万円近い金額も上がる時期もありましたので、これはやはり今後の課題かなと思っております。13日に、何か南部町のボランティアの大会があって、各種1日いっぱいボランティア発表会があるようですけれども、それらを福祉課長さんは出席になるかどうかわかりませんが、衛生関係のボランティアも、あるいはそれをお願いすることもできる内容もあるかも知れませんが、出席

できるできないは別として、その辺も研究をして、ぜひ金額の削減に努めてほしいなと、私は思っている次第です。よろしくお願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） ここで清掃費のことですが、ぼたんの里と、ここのゆとりあの管理に係る清掃でございます、19年度におきましては、完全に前年までは業者委託だったんですが、今年度からは賃金ということで、午前中のパートで掃除をしていただくと。そして、ここに載っている清掃費については、床のワックスとか、窓ガラスとか、特別清掃ということで、業者でなければならぬような清掃がここに計上されているものでございまして、ぼたんの里では、136万8,000円、ゆとりあにつきましては、81万円、合わせて計上しているところでございます。

以上です。

○12番（工藤幸子君） はい、了解しました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかにありませんか。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 財政課長、さっきの説明で清掃を職員がやるというのは、いやあ大分前進したなと感じました。というのは、私のところでも何人が従業員がいます。私は「自分の職場は自分で守りなさい」と、こう言っています。「きれいな職場で仕事をしなさい」と、そう言っています。自分の本質的にはそういう考えですから、仕事というのはそこから始まると。要らない話ですけども、そう思って、課長がさっき説明しているのを聞いて、ああ、これはいいことだなと。町長は、助役はそういうことまで私は言わないと思います。これからもその気持ちを大事にしていきたい。

67ページ、この2億2,000万円の詳しい説明は、2億1,200万円ですか、詳しい説明をしていただきたい。19節ですか、それを説明していただきたい。

それからもう一つ、先ほど来自治体病院、名川病院のお話が盛んに出ていますけれども、この問題は、工藤町長、一番わかっていると思うけれども、私も合併前、つまり名川町時代にこの名川病院の将来構想委員会のメンバーの1人として2年近くこの件に関して議論してきたはずで

す。名川議会で決定事項なんです。議会の承認も得ているし、説明も終わっている。それが、八戸合併のときも第1案件として出したはずだし、今回の3町村の合併でもこれ出ているはず。そういうところから、さっき佐々木議員が質問したように、一步踏み込んだかなと、こう私も思っています。いいことだと思っています。これはぜひひとつ早目に、教育民生常任委員会で職場の訪問をしたときも、病院側からも強く要請を受けました。したがって、事実ですから、前進してほしい。そういう要望をしたい。

それともう一つ、これは、町長に答えていただきたいけれども、先ほど来、隣の議員ともお話をしているんですが、例えば特別会計、今の病院もそうですし、それから、これから出てくる市場もそうでしょう、あるいは老健もそうでしょう、バーデもそうでしょう、ややもすると一般会計からの持ち出しが多い職場、そこに行きたがる人はあるのか。おれはないと思う。ここのところはやっぱり町長が配慮してあげるしかないんじゃないかな。しかしながら、そういう特殊な職場には行った職員を1年、2年でころころと変えるのも、これもまた問題があるんじゃないかなと、こう思うんですよ。だから、行政というのは、赤字が出たから、あるいは一般会計からの持ち出しが多いから、だから考えた方がいいと、縮小した方がいいとか、そういう次元では私はない、こう思うんですよ。住民が、あるいは議会が必要と認めれば、これは喧々諤々議論するのはいいと思いますよ、だけれども、基本的に民間でやれないから、あの名川病院も自治体病院としてあそこに設置されたはずなんです。だから、時代が変化して、今はそうではないというかも知れない。かもしれないけれども、我々はこの問題で名川町時代から何年議論してきましたか。もっとやっぱり事務長も、町長も自信を持ってこれは進めると、そういう方向に私は前進していただきたい。職員の問題を含めて、これは担当者と町長から答弁をいただきたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 先ほどご指摘のありました塵芥処理事務組合費、19節の塵芥処理建設2億1,260万6,000円の内訳についてご説明いたします。これはご指摘のように、内訳が書いてありませんので、内訳としては、三戸とそれから八戸と広域が二つにまたがってございます。それぞれの負担金でございます。三戸のクリーンセンターの負担金としては、これは南部と名川地区の負担金になりますけれども、1億8,227万8,000円、それから八戸の清掃センターでございまして、これは福地地区の関係のごみ等の処理でございまして、3,032万8,000円となっております。

以上で説明を終らせていただきます。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほどの山口委員のご質問ですが、特別会計を要する施設、いわゆる逆に言えば町長部局外というふうな部分もあるのかなと思いますが、私自身職員になったときには、町長部局外の職場にいましたから、そういう部分では逆に町長部局じゃない方がまさに住民と直接ふれあって仕事をしていく貴重な体験をさせていただいたと、私は思っております。ただ、とにかく、中には町長部局、そうじゃない部局というふうにとらえる方々もいるのも事実だと思いますが、私は常に職員には、「自分が今いる職場が一番自分が必要であってここにいると、まず自分がそう思わなければいけない、どこの職場に行こうとも」そういう中でやはり職員自身のいわゆる責任感、そういう部分というものがどこの職場に行こうと、私はそれが一番大事であると、こう思っております。

医療センター建設につきましては、名川時代からもう5年も6年もかけながら、今日まで来ました。八戸合併のときにも、これだけは譲れないという中で協議を進めてきました。また、3町村合併においても、そういうことを私は主張してきました。これはやはり地域の医療、これを切らしてはいけないんだと。今、田子病院も4月からもう診療所です。そういうふうになってはいけません。そしてまた、名川病院自身は先ほど長根委員からも質問が出ておりました、健全な今運営ができています。これは1億1,000万円、これが地方交付税、特別交付金、この病院に来ている部分だけを繰り出ししているんです。一番最悪になるのは、その交付税に算入されているのにプラスして町が持ち出しをして出さなければならない。これが一番最悪な状況になるわけですが、名川病院の場合は交付税算入の部分だけで5,000万円ぐらいの黒字経営をしていると。県内ではまさに名川病院と百石病院、今はおいらせ病院でしょうか、ここが私は一番内容的には健全だなと。同じ黒字でも、先ほど言いましたように、交付金算入額プラス町の一般財源を繰り出ししての黒字とは全く意味合いが違うわけでございまして、五戸病院さんは今8億円出している。恐らく地方交付税は算入は3億円から3億5,000万円ぐらいだと思います。4億円近くが、それ以外町の一般財源を出して運営している。同じ黒字でも内容が違う。そういう病院。

ただ、建設費というのは当然かかりますので、私は最小限の施設、これは千葉院長とも大体の意思疎通ができております。通常の病院の坪100万、200万円という、そういう病院は必要ないんだと。院長もそう思っていますし、私もまさしくそのとおりだと。最小限の施設で、そして包括

医療をやっていける、こういう病院は私は地方においても必要であると。ただ、これを進めていくには、来年すぐ建つ、再来年すぐ10何億円のものが建つ。これは無理なわけです。それを計画的に実現していくために、今年度もう1回調査に入り、そして段階を経ながら、当然財政と今でももう協議をしております。数年先、そこにおいてこの建設に向かっていくときに、公債費比率がどうなっていくのか、借金が多ければ借りたいというときには借りられなくなります。そういうことにならないように、今切り詰めながらやろうとなったときには、しっかり借り入れもできる姿勢を財政状況をつくって今からいかなければならないと、こういう思いで取り組んでおりますので、また、委員からもご指導をよろしくお願いを申し上げたいなと、こう思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに、山口博个君。

○32番（山口博个君） 私の思い過ごしかも知れないけれども、持ち出しが多い会計をやっている。そこに行っている人たちは、例えばここを改善してほしいなと。あるいはこういう要求をしたいなと。お金がかかるのをしゃべられないでいるんじゃないのかなと。あるいは、その職場の人たちは萎縮しているのではないかなと、そういう感じがするんですよ。だから、やっぱり議会が承認して、そして事業を進めているときには、その持ち場持ち場の市場長にしろ、事務局長にしろ、もっと自信を持って、現状はこうだ、あるいは将来はこういう方向で今進んでいるんだと、設備しなければならぬのは設備をします。堂々とやっぱりそういうふうにして、その仕事に励んでいただきたい。こう思うんですよ。だから、例えば、きのうとここの部分は若干違いますけれども、市場長の答弁を聞いていても、3万箱減ったというので、体が半分になってしゃべっているなと思って、こう見ていました。これは仕方がないことなので、努力をしていないと決断して言わない。でも、相場をする仕事、利益事業を目指す仕事は、必ず需要と供給があるし、相場の変動があります。そのぐらいはやっぱり仕方がないことだと。見込み違いとは私は次元が違うと思う。そういうところに行った人たちが、やっぱり嫌な思いをして仕事に励むということだけはさせないでほしいと、こう思うんですよ。

ぜひ、町長一つこの名川病院を含めた包括ケアというんですか。その延長線上に総合健康センターをつくらうということに決めたはずなんですよ。確かに、設備費は問題があると思います。ですから、分相応なものを目指してほしい。総合病院だの、三戸だの、五戸は見なくてもよいと。南部町に合ったものを建てていただきたい。そして、できるだけ最小の投資で最大の効果、医療とか、福祉事業のこれからは、私はやっぱり最終的に何と言うのか、在宅介護というのかな、医

療というのかな、健康が害される、年をとるにしたがって弱っていきます。そのときに、その福祉の介護のお世話になって介護してもらい、もっと病気になったらお医者さんからみてもらう、そして、やがてはターミナルで、自分の家で家族にみとられて死にたいと。それができないのは、やっぱり町で面倒をみてあげると。そういう基本線に沿って、堂々とやってもらいたい。そういう私はお願いをしたい。

これで終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって4款衛生費の質疑を終結いたします。

次に、68ページの5款労働費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、68ページから78ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 6款1項3目、これは……。

○委員長（佐々木幹夫君） ページ数は何ページですか。

○20番（立花寛子君） 71ページでございます。210万円、先ほど説明にあったわけですが、これは19節負担金補助及び交付金の210万円なのですが、新規に農業に就業する農業就職者に助成する事業とか、説明があったようではありますが、この210万円についての説明と何かこれを利用するに当たっての条件などがありましたら、お知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） それでは、新規就農者の事業、これ新規事業でございますけれども、ご説明申し上げます。これは、新規学卒就業者、それから、新規農業後継者、それから新規農業参入者に対しまして、月2万円から3万円程度助成を行いまして、農業の後継者育成と活性化を図るものでございます。要件でございますけれども、まず、所得の要件がございます。新規学卒就業者でございますけれども、おおむね所得160万円程度というふうに考えてございます。それから、新規農業後継者、これにつきましてもおおむね所得目標が160万円程度と。あと新規就農者定住支援ということで考えてございます。これは金額ではなくて、農家になるための条件といたしまして、面積要件がございます。今まで5反歩以上ということになってございましたけれども、今4月1日から当町におきましては、2反歩以上に変更になる予定でございます。この定住促進対策の関係でございますけれども、新規就農者、これにつきましては、20アール以上を対象と考えてございます。これは新規参入者ということで、おおむね49歳以上から65歳未満というふうに考えてございます。いずれにしても、従事日数でございますけれども、農業に従事する日数が150日以上従事した場合と。この判定につきましては、認定審査会、または委員会、そちらの方を設置いたしまして、審査した結果で交付するようにしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 大変説明していただいたのに、また重ねて質問というのもなんですが、ちょっと確認をしたいことがあります。農業就業者ということで、若者が初めて農業に従事するときに資本がないために、月々15万円とか、金額はさまざまなのですが、そういうふうに生活保障のための支援をして、何年か支援をするというような内容のものではないということなのでしょうか、この点をご説明願いたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えいたします。

これは、初めて農業に就農する場合でございますけれども、さまざまな農機具とか、それから

肥料、農薬とか、かかるわけでございます。そして、資本投資をいたしましても、すぐに所得が上がらないわけでございます。その上がらない部分を幾らかでも補てんして新規就農者を支援していきたいという考えで、この今回の事業を設定されてございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。5番、川井健雄君。

○5番（川井健雄君） 72ページ、5目の果樹振興費の19節の果樹振興支援事業とりんご担い手パワーアップ支援事業、これ、具体的にどのようなことに使われるのか。

それと、県費も入っていると思うんですが、県費と町費の割合はどうなっていますでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、果樹振興支援事業でございますけれども、これは生産のための施設とか、苗木を補助するというものでございます。それで、現在考えておりますのは、項目別に申し上げますと、各果樹振興組合とか、それから桜桃生産組合等、組合に対して補助をするというものでございます。内容は、まず苗木の補助でございます。苗木は一応354本を補助すると。それから、雨よけハウス4棟、サクランボの生産組合がございますけれども、こちらの方には苗木、85本、それから雨よけハウスが2棟、あとは名久井桜桃生産組合がありますけれども、そちらの方も先ほど申しました苗木の補助と雨よけハウスになります。それから、選果器、これはサクランボの簡易選果器でございます。これが2台予定されております。

それから、りんご担い手パワーアップ支援事業の方でございますけれども、これは現在申し込みをいただいておりますのは、防風網でございます。300メートル。これは南部町わい化技術研究会の方に補助することになってございます。こちらの方の補助は県が4分の1、町が4分の1、で、個人負担が50%ということになります。4分の2でございます。

それから、先ほどの補助でございますけれども、これはその種類によってまた変わってきますので、3分の1から4分の1の町の負担の補助ということになります。ほとんどの場合、前は3分の1の県の補助、国も3分の1、個人も3分の1程度でございましたけれども、補助率がだんだん下がってございます。それで、国の方も4分の1、県が4分の1、町も4分の1と、そ

うふうな形にほとんど補助の方がなっております。

以上で終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 川井健雄君。

○5番（川井健雄君） そうすれば、こういう支援事業はそういう生産組織に加入していなければならないのでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えします。

補助の基本は個人に交付するというのもございます。それは認定農業者の場合の事業に限りましてはその事業の内容によりましては個人に交付している場合もございます。例えば、冬の農業ですね、そちらの方は認定農業者であれば、補助を受けることができます。ただ、この苗木とか、それから、雨よけハウスとか、こういったものは、組合3名以上つくってもらうというのが県の方の交付の要件となっております。ですから、基本的には組合をつくっていただくと。これは、生産をしている方々に声をかけていただいて、そして何人かで組合をつくっていただいても結構でございます。そういった形で組合をつくっていただいて、奨励金を交付するということになります。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 70ページ、19節負担金及び補助及び交付金、ここの補助金、それから馬淵川漁業、三戸漁業、なまず、内水面漁業、これみんないいと思うけれども、町長に伺いますが、内水面漁業振興対策事業というのはシャケ科学館なのか、町長、そういうのを私はそう思って財政課長の説明を聞きました。町長から答弁をいただきたい。

それともう一つあります。これは農林課長にお願いしたいことだけれども、78ページをごらんになってください。林業振興費です。このたしか、2月だったと思いますが、2月の25日、中央公民館で名川地方の林業座談会がありました。そこに行って聞いたんですけれども、補助事業、

木を育てる。国産材を育てる。特に杉、松を育てるための補助事業、苗木の交付とか、それから下払いとか、何年生までいいとか、9年生とか、10年生とか、そういうご説明をいただきました。それから、木の保険、火災保険、それもぜひやってくださいと。そういうのもお聞きしました。去年だかおとし、その浅水の山が焼けたとき、100町歩ぐらい焼けたそうですけれども、苗木代もお金が入らなかったではないかと。そんなお話をして、感ずることですけれども、先般もちょっと私お話したことがあります、ここへ来まして、国産材の見直しが急激なんです。ですから、この農林事務所もそうですけれども、町でももう少し積極的にこの林業育成ということに対して取り組むべきではないだろうか。ここ15年間ぐらい私は振り返って、町の林業政策を読み直しています。ほとんど変わりません。このぐらいの文言で終わっているんですよ。毎年同じです。全然進歩がありません。それもそうでしょう。毎年木が安かったし、切れば手間がかかる。手間賃にならないと。その繰り返しをしたと思います。

ところが、ここへ来て、急激に上がっているんですよ。だから、30%ぐらい、もうここ3カ月ぐらいで上がったでしょう。まだ上がります。これは、木材の需給のバランスが今までと急激に変わったんですよ。ベニヤ材、新建材というのは、原材料がベニヤです。ベニヤの上に今のメラミンとか、そういうのを張って、新建材という形でこういうさまざまなものに使っているわけですが、そのベニヤが南洋材が入ってくるのがほとんどもうなくなったんですよ。だから、ベニヤの原資に杉とか、カラマツとか、松を使うようになったんですよ。急激に変わったんですよ。だから、このごろはみんなカラマツも杉もその中の芯に使うために、何ぼでももう木を買うんですよ。飛び腐れが入った木であろうと、何であろうと買っていると。そういう現状を農林課が知ってください。農林事務所でも一生懸命やっているんだから、パンフレットも私みたいなどころに50枚も何ぼも置いていっていますよ。来る人に私はやってはいますけれども。だから、今、大体杉の丸太が工場に入れて40万円なんですよ。三十七、八万円なんですよ。この間まで25万円でしたよ。だから、30%以上アップしているんですよ。私はだまって50万円近く行くんじゃないかと、こう思っているんですよ。農林課長に尋ねたい。木材新聞見えていますか。それをお答えしてください。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩舘茂好君） お答えいたします。

木材新聞を見ているかということでございますけれども……。

○32番（山口博个君） そうじゃなく、それは最後だ。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） 農林の振興ということだと思いますけれども、これは、町でも直接は補助とかは行ってはおりません。というのは、植林とか、そういったのにつきましては、現在行っておりませんが、先ほど議員さんがおっしゃいました林業振興費でございます。これは、林業を育てるために林道があるわけでございます。そちらの方の林道につきましては、ここの13節でございます。委託料でございますけれども、これは林道の夏井沢線というところがございます。そちらの方の道路を直すと。そういった事業でございます。それから、林道の維持管理ということで、草刈り等、19年度につきましては9路線17キロほどを予定してございます。そういった事業を町ではやっております。

それから、内水面でございます。これはサケマスふ化場が名川地区にございます。この事業はふ化場が大変老朽化して、さきの災害によりまして、土砂等も堆積いたしましたし、屋根の方も大分傷んでいるし、周りも傷んでいると。それで、今回19年度予算で、このふ化場を新設するという事業でございます。事業費は4,500万円、それで国が半分を持ちます。そして県が20%、ふ化場の組合の方で30%を出して行うという事業でございます。面積でございますけれども、481平米、現在建っているふ化場よりもちょっと大き目になります。そして、床も水害に強いようにちょっと上げるということでございます。

それから、木材新聞の件、最後になりますけれども、あれにつきましては、役場の方には無料で送られている新聞がございますけれども、それは各種事務的な内容となっております。木材の方の関係ではなくて、そういったのは月1回ぐらいは拝見していますけれども、それ以外は見えていないのが現状でございます。

以上でございます。

○32番（山口博个君） 町長も答えてください。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 内水面の3,150万円、サケ科学館と言えればよろしいんでしょうが、サケは関係します。サケのふ化場、これは組合の方々がこの補助事業が何か19年度でもう県の方も

国の方もなくなるということのようでございます。先般も災害をこうむったわけですが、この事業があるうちに、組合の方々が新しく整備したいということで、ただ、この金額は町の方を経由してということになっていきますので、歳入そのまま入って、歳出そのまま出すということで、サケについては、ふ化場を活用しながら、きっちりとサケの一生というものを子供たちにはきちんと教えていきたいと、こう思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。山口博个君。

○32番（山口博个君） 前向きに町長、取り組んでください。育てる。海も川も育てる漁業に変わってきました。まさにそれに前向きではないかと、私はそう思っています。シャケ科学館、ひとつお願いいたします。

それと、さっき川守田議員も質問して、その答弁を聞いていますと、私がさっきお話ししたのはそれに関連することですけれども、木材の値段が高くなると、苗木の保証とか、補助をしなくてもだまっけていても、山持ちは山を育てるようになるんですよ。苗木の問題ではないんですよ。根っここのところが違うんですよ。覚えたふりして言えば、杉が40万円、50万円になれば、補助要らないと思いますよ。今さっき、課長が林道のお話をしました。私は下手な横好きで、ジャッコ釣りに山に行きます。国有地の山へ入りましても、ほとんど林道は退廃しています。みんなどこも途中でだめになっています。木が安いからなんですよ。だから、私はこの間の座談会のときも、「外材が日本の木材の相場を占めているんだから、入ってくるのに関税をかけなさいと。今ロシアがどうやっていますかと。日本に売っている木、80%税金をかけると言っていますよ。80%とは言わないと。せめて5%でも、10%でも木材が、外材が日本に入ってくるのに対して関税をかけなさいと。日本は関税をかけていないんですよ、丸太も製品も。そういう調整をするような運動をしていただきたい」と、こういうお願いをしたんですよ。「だから、切り払いしたり、苗っこさ1本3円だの5円、そんな錢要らない。木は高くなれば、それはだまっけていても解決するのだと。その根幹は外材が入っているからだ。入ってもいいと。いいけれども、規制をしなさいと。関税がかかっていないんですよ。そんなばかな話はないでしょう。野菜でも果物でもみんな関税かけているときにして。そういう運動をしてください」と。こういうお願いを私はしました。町でそれに対応できるかどうかは、それは知りません。でも、現状はそうですから、今こそ、農林課長、今こそ、木を持っている人に「売れ」と言ってください。今まで我慢してきた人たちが40万円になるんだから、この間まで25万円ですよ。まだ上がると思うけれども、売った方がい

い。太い木は安いんですよ。だから、早く売れと、こう言っているんですよ。わかりましたか。本当に。

次、建設課長にお願いしたい。それは、合法木材です。これに対してどういう対応をしているか、それをお答えいただきたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） ちょっと今聞き漏らしたんですけれども。

○32番（山口博个君） 合法木材。

○建設課長（西野耕太郎君） といいますのは、私の方で何か……。

○32番（山口博个君） それでは、ひとつ先生やるか。

○建設課長（西野耕太郎君） 町の町営住宅の件の話ということでしょうか。

○32番（山口博个君） 規格なんですよ。ＪＡＳなんですよ。だから木材新聞をとっているかと言ったのは、今そのことを言ったんですよ。今はもう合法木材ですよ。合法木材をその認定を受けて、許可をもらって木を切って、その木をひいたのでなければ公共工事は使うなど、今言っているんですよ。だからお尋ねしたんですよ。

○建設課長（西野耕太郎君） 建設課と言いましたので、びっくりしましたけれども、町の町営住宅につきましては、ＪＡＳ規格の柱とか構造材等は全部ＪＡＳ規格のものを全部設計の段階で認定したものを入れているということになっています。それから、国産材はできるだけ使うようにということで仕様書には書いております。

以上です。

○32番（山口博个君） できるだけでなく、ぜひやってください。ＪＡＳから合法に変わっているということを覚えていただきたかったんですよ。だから、ＪＡＳのときもそうですけれども、

ほとんどそれが実施されないままに、退廃して、合法木材に今変わったんですよ。だから、わかってくださいと、こう言っているんですよ。森林組合も合法木材、それを買って、それをひいて、それを使うというところまでまだ行っていないんですよ。でも、私、三戸の森林組合の専務に電話をしました。きのうおととい、そしたら、1カ月に1件か2件あるそうです。だって、我々にみんな通知が入ってきて、うちでは合法木材の認可工場の許可をもらいましたよ。何のためにもらうんですか。やっぱり法律ですから。だから、これを使うためには条件整備をするから、製材所でもそれを取りなさいと。そういうふうにさせていただいたんですよ。だから、早急に勉強してください。農林課長、ひとつ、これからもお願いします。

終り。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 72ページ、りんご病害虫マスター養成、委託料の。これはどういう事業かということと、その上のりんご基幹青年養成、この二つの事業内容と病害虫マスターというぐらいですから、どういった資格なのであるか、めでたく養成完了したときには、どういった活動を担うものなのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩舘茂好君） お答えします。

りんご基幹青年養成でございます。これは、以前から継続してやっている事業でございます。事業をやって委託している先は、県のりんご協会になります。これは1人の人が2年間実施します。事業の内容につきましては、さまざまな技術研修とか、そういった視察とか、将来担い手として農業をやっていくための技術を身につけると。現在は名川地区2人、南部地区1人、19年は2年目になりますので、来年は終了証がもらえます。

それから、りんご病害虫マスターでございますけれども、これは今、安心安全農産物を生産するためにさまざまなポジティブリスト制度もできてございます。ですから、農薬につきまして、専門的知識が必要になってきているわけでございます。安心安全なものを消費者に届けるためには、どうしてもこの病害虫に精通しなければならないと。そういったことで、去年から、これは県りんご協会はこちらの方も講座を開きまして……。

○25番（川守田稔君） 聞き取りづらいんですけども、済みません。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） りんご病害虫マスターでございますけれども、これは県りんご協会の方で主催しておりまして、これは1年でございます。19年度は名川地区が2名、南部地区が2名を予定しております。これは地区の基幹青年という方からの推薦によりまして、この養成講座に出席するという形になります。これも先ほども申しましたけれども、農薬の関係ですね。農薬に精通した技術を取得すると。これも終れば終了証書が出まして、そして地区の方々に対して指導をしていただくと。先駆者的といいますか、指導的立場になる方でございます。以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質問ありませんか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 地域の方に指導をしていただくと。問題なのは、じゃあどういう組織の中で、どういう体制の中でそういう活動をしてもらうのかということなんですけれども。あくまで個人の活動の範囲内でのことなのか、何かしら公的な使命を担っての活動なのか、そのところを聞きたかったんですよ。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） お答えいたします。

個人的に取得するということでございます。個人的に取得した場合、例えば青年部会とか、さまざまな部会がございますけれども、そちらの方から依頼されて、その場で研修会とか、自分が得た技術を皆さんにお知らせすると、そういった活動になると思います。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質問ありませんか。川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 個人的に取得するのであれば、こういった資格に行政から助成などは余りする必要がないと私は考えるんですね、基本的には。資格であれ、その講習でその知識は本人

の財産ですから、その志がある人間は自分の金で習得すればいいと思っているんです、私は基本的には。ですが、こういった食の環境の激変の時代ですから、私が言いたいのは、町の業務の何かしらの使命を担って、そういう行政とともにそういう活動をして歩くという、行政の方がそういう体制をつくってから、こういった養成の仕方をするというのはすごく大事なことだと思うんですよ。ですから、何でもこういうことを考えるかということ、旧名川に関しては、割と自分の技術を他人に、ほかの隣の人に教えたがらないとか、どこでもそうなのかも知れませんが、そういった風潮があると。それで、それは余りいい方向には作用していないだろうという感覚がありまして、それであるならば、それはそれ、これはこれとして、どうせ援助をして育てるのであれば、そういった使命を義務づけるのは当たり前だろうと。そう思った次第です。そういうお考えがあるのであれば、予定があるのであれば、ご答弁ください。

○委員長（佐々木幹夫君） 農林課推進監。

○農林課農林推進監（岩館茂好君） まず、税金というか役場の公費を使って研修に行っているわけでございます。帰ってきましたら、その技術を生かしていただくということで、この目的は人材育成、そして担い手育成ということで、若い人たちが選ばれて参加、出席しております。ですから、だんだん後継者が不足してきている状態でございますし、農業振興のために、そしてまた、将来の農業を背負っていく方々の技術を習得するということで大変大事ではないかと考えてこの事業を継続しているのではないかなと思ってございます。今後ともこの事業につきましては、予算の許す限り継続していきたいし、また、それを帰ってから技術を生かして農業振興に努めていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 78ページです。7款の商工費。

○委員長（佐々木幹夫君） 7款はまだです。

○12番（工藤幸子君） 失礼しました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

ここで3時40分まで休憩いたします。

（午後3時26分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時40分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） 一般会計歳出の質疑を続けます。78ページから81ページまでの7款商工費について質疑を許します。質疑ありませんか。1番、河門前正彦君。

○1番（河門前正彦君） 7款商工費から一括審議をお願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） ただいま1番、河門前委員から7款商工費から13款予備費まで一括質疑をしてということでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 異議なしと認めます。

それでは、7款から13款までの質疑を許します。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ある方がある町にありたって、「きょうはこの町は定休日ですか」と言
って、商店街を見渡したという、こういう話もあります。今、大型店の進出等によって、商店街
が非常に衰退しております。その中で、78ページ、商工費、しかも振興費ということで、1億円
以上の予算が9,400数万円ということで、800万円近い金額が減額されております。この金額はど
ういう内容のものであるか、まず質問いたします。

そしてまた、次のページの観光費でございます。80ページ、ここに観光費の中に名川春まつり、

名川秋まつり、南部地方えんぶり、ジャックドまつり、南部まつり、なんぶサマーフェスティバル、とまべちまつりと、このように説明がありまして、しかも、非常に格差がある金額がここに計上されております。若者たち、あるいは町を離れて遠方で働く方々がこういうお祭りを楽しみに帰省しているかも知れません。そしてまた、ふるさとへの思いを募らせ、あるいはそれに対して配慮されている地区の金額かも知れませんけれども、しかし、1町になったのでありますから、この辺の均衡ある調整をどのように考えておられるのか、その2点についてご質問申し上げるものであります。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 商工振興費の中で792万3,000円ほど減額になっているよと。この主なものというご質問でございます。ここでは、一番大きいのが人件費でございます。人事異動、去年からの当初予算との、職員の入れかえがございますので、人件費で468万7,000円ほどの減額、それからもう一つ、商工会の補助金、前年は1,100万円ほどでしたが、今年度880万円、これで220万円の減、トータルで700万円ほどの減と、こういう結果でございます。予算上の措置のことでございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 工藤議員のご質問にお答えします。

商工振興費の減額につきましては、財政課長が説明しましたので、次の80ページのイベント等に関する金額の格差の調整という部分でお答えしたいと思います。名川春まつりという事業がございますけれども、これは先般の観光協会の役員会で町の統一感を出すためということで、南部町春まつりという名称に変更するということになっておりました。それと、一体感を醸し出すために、3地区にございます郷土芸能保存会、これが連合会をつくったということで、そちらの方の参加を依頼し、3地区の芸能保存会の方々の出演、それから、南部町全地区の幼稚園、保育所、児童館、この方々の幼児、女の子ですけれども、こちらの方から稚児行列等に参加していただくということで、町全体のイベントに持っていきたいということで決定しております。

それから、えんぶりに対しましては、合併時から、全地区からのえんぶり組の参加を要請しま

して、平成18年度のやつは、9組の参加を迎えており、町全体のえんぶり行事という形で進行しております。

祭りの補助金の金額については、各実行委員会の代表の方々と協議してございます。その地区地区の長い伝統とお祭りの形態によりまして、経費等も必要な部分は削れないという部分がございます、今後の見直しの大きな部分ではございますけれども、その地区地区の地域愛と申しますか、そういったものも醸し出すために、今急な減額は19年度に限っては大体前年どおりということで予算を請求しておりました。このイベント等も町で進めております達者村づくりの大きな魅力、地域資源でございますので、商工業者の方々の協力を得ながら、盛大にやっていきたいという考えでございます。

以上であります。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 補足説明させていただきたいと思います。

恐らく工藤委員、それぞれの地区の祭りの金額、南部地区の祭りには250万円と、サマーフェスティバル90万円と、そういう部分もちょっと下がるのではないかなということではないかなと思います。参考に、名川春まつりの場合は2日間やっております。秋まつりは3日間において440万円、ジャックドまつりの560万円、1日で560万円、南部まつりも1日で250万円と、サマーフェスティバル1日ということで、金額だけではちょっと不公平感ということではない。やはり期間を3日間やっても1日より高い地区もありますし、そういう部分でこのトータルだけでは判断できない部分もあろうかと、こう思います。それぞれの今までやってきた中で、やはり尊重しながら計上をさせていただいておりますので、ここは一律というのはちょっと難しいのかなと、こう思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今町長さんのお話の中で、1日やっているところ、2日やっているところ、3日間という、盛大にというようなお話もありました。例にとると、南部地区の場合を見ますと、2日間やっているのを予算の関係もあり、1日でおさめようという、そういう配慮で、ところがお祭りをやってみますと、1日で、町民があっちにもこっちにも1日今までやっていた

のをやらなければならないで、走り回って、子供たちも2度、3度変装をし直して、そしてお祭りに参加しているという状況で、何とかそれもおさまっております。ですけれども、今までのとおりやりたいというのわかりますけれども、予算の格差も考えると、もう少し全部全部改善した方がいいというわけではありません。全体的にももう少し均一化したものがそこにまたできればいいのではないかと、予算的なものでも、それから日数的なものでもそうだと思いますけれども、もう少し改善する必要があるかなと思いますので、その辺を行政のご指導も含めて、改善できれば改善した方がいいかなと思って質問しました。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 南部まつりにつきまして、予算の関係上1日にしたという部分でしたが、これにつきましては、予算の関係は17年度と同額で18年度も予算化しておりました。2日を1日に変更したのは、実行委員の方々から、大変暑い中であるし、疲れるというご意見もございました。それと、参加行事全部を見たところ、時間的に詰めると、1日でできる量の行事だということで、試行的に1日でやってみましょうということで、時間も3時から7時までという区切った時間でやりましたけれども、パレードとしては何ら影響がなかったということで、確かに、参加者の数に対して地区から出てくる方々は2日間分散して出ていたのが、1日になったということで、負担が多いということでしたが、参加している方々は体力的には楽になったということを聞いておりました。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 現在やっているのが一番いいという観点もあるでしょうけれども、もし、改善できるところがあったならば、金額的なものもそうですし、日数的なものもそうですし、少子化もそうですし、もう少し考慮できればいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 一括となりましたので、102ページ、文化財保護費の目のところです。立木等補償費、聖寿寺館にかかわるところだと説明を伺いました。公有財産購入費、17節、これも一步踏み込んで私ども教育民生でエリアを視察しました。たしか、一般質問で申し上げたことがございましたが、やっぱりしゃべってみるもんだなという気持ちをひしひしと感じております。歴史の重みを受けとめてくれたと。これは確かにお邪魔してみて、何らその建物跡とか、それが証明できないゆえに、原っぱにしておかなければ、そういう保存の仕方しかできないような説明を受けておったんですが、やはりお邪魔してみると、ああいうたわわに実るリンゴの畑を普通の原っぱだけにしておくのは、心情的に立木補償を受けながら用地を提供した方にとれば、大変心苦しく思うのではないかなと。願わくば、その歴史をいつ行っても、また感じるようなお霊屋との連動できるようなものへ発展的に可能なのか、そういう計画が連動していくのか、そこをもう一遍お伺いしたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 公有化については、18年度も購入いたしましたけれども、この予算はまた1,776平米ということの予算を上げてございます。購入いたしまして、その場所を発掘調査をして、その後、どういうのが出るかによって、それを記録して、保存しておくということになります。議員さん方が視察に来たときには、本当にリンゴの木があったわけですが、現在ではもう18年度に購入したものはないわけです。そのこないところをことし19年で発掘していきたいと、このように考えております。

○委員長（佐々木幹夫君） 35番。

○35番（佐々木元作君） 新たに用地取得してはそんなに大きな面積ではないだろうとは思いますが、このひとつ時間をかけながら、エリアの拡大を図って、当初の歳入の方で見ると、県にしろ、国にしろ、大した助成金とか、補助金がない中での予算措置だから、ここに力を入れてくれたなと、こういう思いが余計感じられますので、どうぞ、今後とも、屋根がかかるようなものでもできるような方向で目指してほしいなと、こう思いますが、いかがですか。

○委員長（佐々木幹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 購入して、調査をして、そしてすぐ建てるというわけにはいきませんので、そこを国、県と相談をしながら、また、年次計画を立ててございますので、それに沿って建物を建てたりなんかしなければならないと、こう思っております。先ほどのお霊屋との関連ですけれども、徐々にその形が見えてくるような格好になるのではないかなと、こう思っております。

○35番（佐々木元作君） よろしくどうぞ。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 私は教育費を中心に質問、数点、また、公債費、118ページを使っの説明を求めたいと思います。

まず、第1点は、93ページです。10款教育費、2項学校費、2目教育振興費、20節扶助費944万5,000円のうちの要保護・準要保護児童援助費885万3,000円について、これは小学校費、中学校費、中学校費は20節、95ページ、20節の695万円についてであります、同じ質問です。何名の予算になっておりますか。

それから、このお知らせはどのようにお知らせして、使いやすいようなお知らせをしているのか、また、月収どのくらいまでの方が当てはまる、このような詳しい説明をして、申請を受け取っているのか。この点をお聞きしたいと思います。

先ほどの中学校費の中の3項目、備考の中に列挙されているその内容も簡単にお知らせいただきたいと思います。まず1点目はそれです。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

扶助費の準要保護の援助費のことですけれども、小学校の場合、最初に質問されました93ページ、885万3,000円、これは小学校の準要保護の生徒、対象者115名分であります。これの主な内容なんですけれども、まず、援助する内容については、学用品、それから通学用品、校外活動費とか、新入学児童生徒には、学用品です。それから修学旅行費、医療費、学校給食費とあります。

これは中学校の場合は、54名、該当者はあります。それで、この準要保護についての援助費のことですけれども、立花議員には、何月でしたか、前の議会のときに、一応この準要保護の認定についてご説明いたしましたけれども、これは経済的理由によって、就学困難と認められた学齢児童・生徒、保護者に対して町は必要な援助を与えなければならないと、学校教育法25条、第40条にあります。それで、この準要保護については、町独自の援助なんですけれども、これは当然家庭において、経済的理由のある方は、学校長がそういういろいろな面からにおいて、一応入学式のときとか、父兄にはご説明いたします。それによって、個人が教育委員会の方に学校を通して申請するわけですが、これには申請を希望する保護者は小中学校に相談の上、必要な世帯表と必要事項を記入して提出することになります。学校は保護者から学校長の意見を記入して、教育委員会に提出いたします。そして、報告を受けた教育委員会は、認定基準に該当することを確認いたしまして、教育委員会の中で認定の可否を決定いたします。それで、この受けている方は、今現在全体的に多い家庭は、ほとんどが母子家庭の家庭が多いです。当然生活保護なんかも対象になりますけれども、現在うちの方は生活保護を受けて、学校の生徒がいる家庭で生活保護を受けていて認定になっている方はおりません。それで、母子家庭の方は多いですが、その方々はやはり所得証明とか、いろいろな事情、税金もあります。非課税世帯ということもありますし、いろいろなものを審査しながら、決定することになります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の説明で、先ほど説明されたような文章が各家庭に渡る。見たとしても、どうも自分の家には当てはまらないような文章になっておりますので、公営住宅などをお借りするときは、月収に20万円は最低というような話ですので、やはりまず、月収20万円までの世帯は受けられますよというようなはっきりした条件を開示されれば、もっと子育て世帯の方から喜ばれるのではないのでしょうか。ぜひこの点で改善を望むものであります。これはよい制度で何十年も続いており、喜ばれている制度ですので、やはり使っていただきたいということで、質問しているわけです。

次に、進みます。105ページ、10款もちろん教育費です。6項保健体育費、3目保健体育施設整備費1億3,053万9,000円について質問いたします。いろいろ説明にも出てきましたけれども、ふるさと運動公園整備についてであります。今年度の計画はどのようになっていますか。

この背景として、名川中学校の校庭、グラウンドというような性格も強いとは思いますが、財政が厳しい、大変だという割には、規模を拡大しているように思われますが、計画の縮小、見直しなども含め、今年度の計画をお聞きするものです。まず、ご答弁をお願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答えいたします。

ふるさと運動公園の工事のことですが、おかげさまで、18年度は多目的球技場も完成いたしました。本当にありがとうございました。19年度も、18年度の一部陸上競技場とサッカー場ということで進めてまいったわけですが、工事は今終わっておりますけれども、その続きとして、19年度も引き続き行うわけです。18年度は排水施設、暗渠とか、側溝、砂利敷きとか、電気の配管というのをやってきたわけですが、大体の形としては見えてきたんですが、まだそこに今年度は碎石を競技場の中に敷かなければならない。それから、電気の配管もしてもらったので、そこに柱を立てたり、そういうような事業を19年度にしなければならぬ。その中で、19年度は2,000万円の縮小されたということで、これから、この2,000万円の減でもってこの工事を進めなければなりませんけれども、関係者と話し合いをしながら検討して、進めたいと、このように考えております。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） このふるさと運動公園の計画全体をくった何か印刷物とか、その資料がありましたら出していただけるでしょうか。まず、ご確認したいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） あと、質問ありませんか、質問を一括してお願いします。ないですか。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 今質問されたのは、でき上がりまでの計画とか、そういうことでしょうか。

○20番（立花寛子君） はい。

○社会教育課長（工藤光行君） 毎年度変更になっていくものですから、その辺、今新しいのはいないんですが、今検討中でございますので、時間がちょっとかかるかと思えますけれども、計画は計画で立ててございますので、お知らせはできるかなと思えますけれども、その辺はまだはっきりしないので、何とも言えないようなところもありますので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 一括と言いましてもちょっと内容が違うので言いそびれましたが、じゃあ進みます。89ページ、10款教育費、2項小学校費か3項中学校費に当たるとは思いますが、これは、どこかに項目が書いてあるのであれば、その予算の金額をお知らせしていただきたいのですが、いつぞや、町長は、全国一斉学力テストについてのアンケートを行った際に、実施する必要がないと回答されたと、私は記憶しておりますが、その後、どのようなになったかということをお聞きしたいのでありますが、全国一斉学力テストを実施するに当たり、ベネッセコーポレーションとNTTデータという民間企業に個人情報が入り、企業に利用されない保証はないという問題点があり、参加しないように、民主団体が各教育委員会に要請しているところではありますが、当町の教育委員会では、どのようなご判断になっているのかお聞きします。

次の質問、財政課長が予算書説明でお話された118ページの確認ということになるのですが、地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書というところでもう一度説明をお願いしたいのですが、とかく夕張市の財政破綻が大きな話題になり、当町もいつそのようになるか心配というような話を聞くわけではありますが、そんなに当町の財政が破綻状態になっているのかどうか、はっきりとした根拠を示していただきたい。そして、後年度で返済すべき公債費の総額、ここに出ているのであれば、この数字というふうに表示していただきたい。

そして、この町の借金についてであります。この返済額の中には国が本来地方交付税として算入するいわゆる国が地方に借金を負わせている臨時財政対策債というものの金額も含まれているのかどうか、はっきり示していただきたい。要するに今ある借金はどの数字なのか、この点をまずお聞きしたいと思えます。

○委員長（佐々木幹夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） ただいまの立花議員の質問にお答えします。

学力テストの参加のその後の状況はどうなっているかということですが、教育委員会にも諮り、あるいは町長部局ともご相談をし、さまざまな見地から参加した方がいいという結果を得まして、参加するということに決定して、届けを出しております。

2番目の民間企業への採点の依頼のことであると思いますが、県でも、国でも、採点の情報は厳重に管理して、他に漏れないようにすると、こういう条件を附加してきておりますので、それを信じたいと思います。

以上であります。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 118ページの地方債の現在高に臨時財政対策債が含まれるかどうかという、これは借入金でございますので、当然入っております。

それから、これ元金の償還ベースの話してございまして、それでもって現在高がいかなものかという表でございますので、冒頭に申し上げたとおり、19年度末においては、182億円の現在高見込みということになってございます。

それから、当町の南部町の財政構造はいかにというご質問であります、いわゆる財政破綻を来たさないように、毎年毎年その予算編成の中で起債の発行の抑制、あるいは繰上償還、あるいは交付税の留保等々におきまして、減債基金の積立、あるいは良好な基金の取り崩しなどなど、総合的に勘案しながら、財政状況を悪化させないように努力していくのが当然な義務であると考えております。

以上であります。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず最初に、教育委員会の全国一斉学力テストのことについてですが、町長は「そのテストは受ける必要がない」このようにはっきりとお話されており、本来であれば、町長のそのお答えを尊重し、当町の教育委員会は全国一斉学力テストは行わないという

答えを出すべきではなかったのかと思っております。ぜひ考え直していただくことはできないのでしょうか。

ところで、そのテストを実施するに当たっても、生徒の名前は書かない、公表はしない、そのように各教育委員会で工夫してプライバシーを守る最大限の努力をすることはできると言っておりますので、実施したとしてもそのようなご配慮を願いたいと思います。

公債費についてであります。118ページの総務債とか、民生債、何々債という区分がありますが、その中に含まれている事業名もはっきりしたものがあればお出ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この普通債の中でのこの目的別の発行でございますので、例えば民生債となれば、保健福祉センターの建設事業のときの発行債、衛生債となれば、いわゆる農集排、公共下水道債、農林水産業債となれば農道、林道の建設、土木債となれば、道路、公営住宅、消防と言えば屯所、ポンプ車、教育債となれば学校施設関係、あとは辺地債となれば、道路とか、過疎債にも道路とか入っております。そのようなことで、目的別によって、ここは起債の残高を明示したものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） その細かい事業名も含めたものを知りたいと思っておりますので、ぜひ公開していただくようにお願いします。

終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） やっと回ってきた。

90ページ、13節ですね、中学校海外研修1,368万円という予算が計上されているんですが、どういう実施のされ方をするのか、ちょっと説明ください。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

中学校の海外研修につきましては、18年度は旧町村ごとに実施いたしました。それで、19年度は新町として新たな形で実施いたすものであります。内容につきましては、中学生40名を対象に、ハワイ州でホームステイ2泊3日を入れた研修を予定しております。また、これは現在中学校の国外研修はハワイ州、1班だけで、1回40名ということで予定しております。

○委員長（佐々木幹夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 何が言いたいかと言いますと、そろそろこういった事業はもうやめてもいいんじゃないかなと、私は個人的には思っているわけなんです、それはどういうことかと言いますと、40人と限って実施するということの根拠は何なのか、やるとするんだったら希望者全員を行かせるべきでないのか、どういう選択、ふるいのかけ方をするんでしょうかという、そういう感想があるのと、本質的に、今の時代にハワイにぽって行って、国際感覚がどうのこうのっていう、そういうそれが町の教育のステータスとして誇れる内容なのかという疑問が一つ。それに、40名だとすると、1人頭34万2,000円もかかるわけですね。たったハワイに行くのにですよ。ホームステイしてですよ。そういうこと、それならば、例えばということで聞いてもらいたいんですが、生徒個人が一人一人が安いチケットをどうやってみつけるかというところから始めて、格安チケットを見つければ、4万ちょっと出せば行って帰ってこられる時代なんですよ、何泊かして。そういった時代にあって、こういった大名旅行を町が主催するということは、いかな金を使い道なのか、使い方なのかという素朴な疑問。ただ、行かないよりは行ったら行ったで、それなりの収穫のようなものがあるんだと思うんです。そうなんであれば、それは修学旅行として、修学旅行的なこととして括って実施すべき内容ではないのかと。このように私は徒然に思うんですよ。ただ、何といいますか、ただただ毎年同じカナダからハワイにしたんだとか、ハワイに一本化したんだとかっていう、その毎年の年中行事的なことと考えていくには、余りにもコストがかかるし、余りにも不公平な事業ではないのかということであります。その点をご答弁願えればありがたいです。教育長もお答え願えれば、助かりますが。

○委員長（佐々木幹夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） お答えいたします。

いろいろな考え方があることは当然あると思いますが、私が願っているのは、40人であっても、その子供たち自身が学んできたものを各学校に帰ってきて、それを仲間に伝えと、そういう大きな期待を寄せているのが一つであります。と同時にやってきた本人は社会に出てそれを生かして、さらにまた自分の活動を広げて、人間的にも成長してくれるものと、こういうふうに確信しているわけです。先ほど来、川守田議員さんも言うておりましたが、ホームステイというのは、なかなか経験できるものではないと思います。したがって、今年度からホームステイというものを取り入れたというような流れであります。

以上であります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 個人のものの考え方次第とおっしゃればそれまでだと思います。ただ、今の時代ですよ、海外旅行というのが非常に限られた人のものであって、高値の花だった時代ではないわけですよ。それならば、自分で働いたお金で、自分の力で行く方がずっと身につくんだと思うんです、私は。ルートやら、泊まる場所やら、移動手段やら、パックで行くのもいいでしょう。自分で自由に動くのもいいんでしょう。ただ、教育のようなことにやるのであれば、もっと違うやり方が今の時代なんじゃないのかなと思うわけですよ。

それから、「その40人をじゃあどうやって選んでいるのだ」という、町の声もあるわけですよ。「だれかさんの息子さんだ、娘さんだ」というと、うちの娘が落ちたのよ」なんて、そういう愚痴にも似たようなことを言われたことがありますけれども、私にはどうにもしてあげられません。そういった不公平感が絶えずあるわけですよ。その必要性を問うこともそうだし、不公平感を問うことも同時なんです、それならばもっと違う形での海外体験というのを考える方が前向きではないのかなという思いで、私は発言しました。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。14番、内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 81ページのところに、委託料というのがあるんですけども、その指定管理者は観光施設の方のことですよね。それで、その観光施設の場所と内容、指定管理者の場所と内容をお伺いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 内村委員のご質問にお答えします。

指定管理者502万6,000円につきましては、南部町健康増進公社に支払う指定管理者の金額であります。

終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。33番、沼畑繁君。

○33番（沼畑繁君） 92ページの学校管理でございますが、区分の8、報償費、心の相談員を設けるというふうな答弁でございましたが、これが何か学校ではそういうふうないじめとか、なんというふうなことがあって設けるのでしょうか。

それから、84ページの工事請負費です。1億4,260万円。道路新設改良工事8,000幾らと。特殊改良一種工事と、こういうのがどうなのかさっぱりわかりませんが、特殊改良工事というのはどういうものですか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの小学校費、8節の報償費についてご説明いたします。これは、心の相談員、それからスクールサポーター、これは新しい今年度の町独自の事業ですけども、これは心の相談員というのは、今現在いじめとか、そういうのはありませんけれども、こういうものはいつ起きても今の時代ではそういうのが言われておりますので、事前に対応するということで、設置したものであります。

心の相談員の内容ですけども、心の相談員につきましては、児童、生徒の当然いじめとかあった場合、それから悩み相談、話し相手、地域と学校の連携、支援など、学校の教育活動を支援するものであります。これは、今回各学校に配置するというものではありませんけれども、各地

区の学校、例えば福田小学校、剣吉、名久井中学校と福地中学校とか、地域ごとに巡回して、指導するという予定をしております。

スクールサポーターにつきましては、このスクールサポートの場合は、多動傾向、暴力的などいうのも入りますけれども、それから、体の不自由な介助を必要とする児童生徒、また、特別な支援を行わなければならない生徒を学校生活の中で支援を行わなければならない児童生徒を対象にするものがスクールサポーターであります。このスクールサポーターにつきましては、これは地区ごとに、巡回しながら配置するものですが、一応福田地区、名川地区、旧南部地区と、南部中学校など、そのようにして配置しながら、各学校を対象に支援をするという形のものです。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 84ページの工事請負費、特殊改良一種工事の5,600万円ですが、これはやる工区は高橋片岸線ですが、特殊改良一種ということですが、これはもともと現道がありまして、それに歩道を設置してもう1回改良を行うということですので、特殊改良ということでございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑ありませんか。33番、沼畑繁君。

○33番（沼畑繁君） 我が町では、生徒のいじめとか、そういうものがないということで、大変安心しました。新聞報道、いろいろ人をいじめて、命を落とすとか、そういうふうな大変何と言いますか、悲しい報道がございます。それで、そのほかに給食費も納めれないというふうなので、大変そういうふうなのがいじめに発展しているような感じも受けます。そういうふうなのは、我が町にはありませんでしょうか、お聞きします。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 全国的にすごく話題になっておりますが、給食費の滞納ですが、南部町には給食費の滞納はありません。これは、各学校でも徴収しているわけですが、

も、先生方も一生懸命そういうのに力を入れて徴収もしているということで、今現在は遅れているかたも1年中の中では多少遅れている方もありますけれども、後は地区の給食センターの所長を初め、各そういう関係者においても徴収に力を入れております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。42番。

○42番（野田清八君） 時間も大分たちまして、大変失礼、申しわけないんですけども、いや、こうして皆様のお話を、言われることを聞いていまして、ある地区の方々のことが頭に浮かんだものですから、この際、お尋ねをしておきたいなと思いました。というのは、この85ページの住宅建設費、それから、この86ページの各項目にわたりましての、このことが今後の名久井地区の名久井第一中学校に建設が予定されています住宅のことですが、絡みがあるものかどうか、そのことともし絡みがあった場合、19年度はどの程度の作業があるものか、そして、20年においてはどのようなことになるものか、お聞かせをいただきたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、住宅、8款5項の住宅建設費、2目の住宅建設費ですけども、86ページをお願いしたいと思います。15節工事請負費8,568万4,000円ありますけれども、この中の公営住宅建設工事6,949万8,000円、これが苫米地駅前団地の19年度の建設工事費です。今年度は、3棟6戸、平屋建てを整備する予定です。それから、その下に造成工事とあります。1,618万6,000円、これが広場台団地の造成工事ですけども、造成工事と入っていますけれども、具体的には名久井第一中学校に入る新たな進入路の造成工事です。進入路をつくるための工事です。その下に公有財産購入費348万円、それから、22節に補償補てん及び賠償金1,500万円あります。これが関連するものでございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。42番、野田清八君。

○42番（野田清八君） 20年にも何か変わったことが発生するのかということを聞きたかったん

ですが。実際、建造させるのがいつごろになるかということ、そして、最初何棟ぐらい目標になっているのか、計画になっているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 実は、19年度で当初計画は、名久井第一中学校にまだ校舎が建っているわけなんですけれども、その校舎の取り壊しを19年度でやりたいなという予定であったんですけれども、財政的なこともございまして、19年度は今言いましたように、造成工事のみと、進入路だけの計画ということになりました。今後ですけれども、まず、来年度に何とかできれば、そういうことで建物を除去したいなと、取り壊しを行いたいなということで行きますので、計画が1年1年と延びていっているのは確かです。ですので、今いつに住宅の建築に入れるかということは、ちょっと担当の方からはなかなか財政との関係もございまして、即には出ないというのもちょうとご了承願いたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 42番。

○42番（野田清八君） やはりこの際、一言要望もつけ加えておかなければならない。今、やむにやまれない心境で私立っているわけですが、以前、町長さんからお聞きした場合、20年ごろから3棟ぐらい手がけようというようなお話でございましたが、こういう場所でちゃんとこの場を踏んでというか、順序立ててお伺いしなければやっぱりだめだなと、以前からも思ったんですが、今そういうことで今後のこともいささかわかった次第でございますけれども、しかしながら、私も建設常任委員会で、去年の秋ごろでしたでしょうか、委員長が建設常任委員長でございますが、南部町の旧3町村の住宅事情を公営住宅を視察して歩いたんでございますけれども、よいところは立派にできています。しかしながら、普通のところは普通、それにしても老朽化というか、何というか、余りにも傷んでいる箇所、それはやはり名久井地区の広場団地、あるいはまた駅前団地、そしてまた、田向地区には入居者が少ないけれども、田向の方も大分傷んでいるなと思っています。そして、その建物そのものの現状がああいう状況でございますれば、そこにお住まいになっていらっしゃる方々のまたお姿というか、心境というのが察しられるわけでございます。そう思ったときに、たまたま入居者の方々とお会いすると、「住宅のことをどうやってくれるん

でしょうか」と、というような苦情というか、懇願というか、そういうことが1年に何度となくあるわけですよ。

ですから、これは何かずるずるばたんと、先送り先送りとかう行くような今の課長さんのお答えでございますが、そういうことではちょっと現在の入居者の方々の健康なお暮らしというものがこれはちょっと望めないなと思うし、人様ができないことを町長さん、課長さんの方々、行政の手段でもってそのやり通すということもこれは一つの方向じゃないかと思いますので、時間もあれだから余りしゃべってられないな。ひとつ、今後は一生懸命頑張って、ここはひとつ頑張っていて、そして、そう早いうちに建造してあげるように、町内のまだ一生懸命何10年と頑張っても家も建てられないでいらっしゃる方々にもおこたえをしていただきたいと、そう思います。優しい眼差しをひとつよろしく願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 90ページの先ほど川守田委員が質問されておりましたが、中学校の海外研修の40名なる人方のある程度の線引き基準があるんだろうと思うので、私みたいに体がよくても、頭のケナイのは選ばれないだろうしとか、こういうある程度の基準があるんだろうと思うんですが、どういうふうな基準で選ばれているのか、ちょっと教育長からでもお伺いいたしたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 教育長。

○教育長（角濱清輝君） 非常に選抜方法は難しい問題であると、こういうふうに考えておりますが、これから、中学校の校長先生方とよく相談して、その基準と言えばちょっと変なんです、ある程度の基準がなければならぬと思いますので、だれが判断しても妥当だと思われるような線で決定していきたいと、こういうふうに思っております。具体的なのはこれから話し合いをするところでございます。

○35番（佐々木元作君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 86ページ、15節ですね、公営住宅建設工事、野田議員の質問とも重なるかも知れませんが、丸っきり違うことです。坪単価は何ぼで計算しているのでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず、建坪ですけれども、平屋が約17.5坪ぐらいです。ですので、これを割かえていただくと、大体わかるんですけれども、坪単価にすると約70万以上にはなると思います。ちょっと今計算していないんですけれども、たしか私の記憶の中では70万円以上になるなというような記憶はしております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） こういうことをあんまり言ったらあれなんでしょうけれども、町営住宅に坪単価70万円というのは必要なんでしょうか、どうすればこういうあれを、こういう規格の建物を建てなければならなくなるわけですか。そのほかの説明を教えてください、ちょと。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） これは国の補助金をいただいてやっているわけなんですけれども、今、川守田議員指摘のとおり、国の試算の仕方が高いということは確かです。そういうことで、今、国の方もそれを要は変えていっていいですよというふうな方向になってきております。といいますは、例えばやり方として、建築業者の方が建てたのを買い取る方式とか、そういうのもございます。そうしますと、設計仕様書はうちの方でつくりますけれども、その仕様書まではつくりますけれども、それについて請求書もつくりますけれども、それに見合ったものを建売で逆に買うということになると、今言いましたとおり、坪単価が逆に下がってくるというようなことがありますので、今そういう方向に進んでおります。ただ、今現在うちの方はその中で駅前団地については、従来どおりのスタイルで今はもう行っていますので、やっていかなければならないと。今後は、広場台団地等についての建てかえについては、今言いましたようないろいろな方式を検討していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 川守田稔君。

○25番（川守田稔君） その辺の事情はわからないでもないんですけれども、例えば、何か60万円ぐらいじゃないのかという人の話を聞いていたものですから、それでも高いよなって、坪単価60万円の住宅に住んでいる人って、そういないんでしょう。いませんよね。それが70万円となれば、普通の人が坪単価70万円で家を建てると言ったら、やっぱりお医者さんだとか、非常に裕福、そういった家になるんだと思うんですよ。そうすれば、何ともこう割り切れないような思いがある。もっとそれなりの規格のものを建てて、もっと家賃が安い方が住む人にとってはいいんじゃないのかなって思うんですね。多分何か「そうじゃない」と言われないうちで私言っているんですけれども、その辺、ちょっとこれから考えていって、これは多分2軒ぐらい建つんだと思うんです、今の単価でいけば。1軒建てるのに2軒分。そちらの方が非常に前向きじゃないのかなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 今計算しましたら、約66万円になっているということです、試算の仕方や設計単価がもう決まっていますので、これはもううちの方で変えるとかっていうことでなくて、その積算が決まっていますので、それはそのとおりにやると。やはり逆に言いますと、入札等の入札原因も出てくるわけなんですけれども、そういうので今回もちょっと低入札がありましたけれども、そういうことで入札で下がった分については、またその分を使えるということもありますし、それから、建物そのものの今言いましたとおり、安く建てることになると、それによって、住宅の家賃も変わってきますし、そういうことですので、まず、その辺、今川守田議員が指摘されたことを我々も前向きに検討していく要素の中だというふうには思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○25番（川守田稔君） よろしくお願ひします。

○委員長（佐々木幹夫君） ここでお諮りいたします。この際、本日の会議時間は議事の進行の

都合により、あらかじめ延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木幹夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長いたします。

質疑を許します。28番、坂本正紀君。

○28番(坂本正紀君) 関連でお伺いいたします。ちなみに、駅前団地が去年も完成したわけなんですけれども、その入居者がどの程度満杯になったのか、あいているのか、お伺いいたします。

○委員長(佐々木幹夫君) 建設課長。

○建設課長(西野耕太郎君) 今現在、全戸満杯です。やはり新しい団地は若い人方、もう即入居します。大変単価も高いと今も言いましたとおり、立派な団地になっていますので、若い方々の入居者の方々に対して喜ばれております。

以上です。

○28番(坂本正紀君) わかりました。

○委員長(佐々木幹夫君) 質疑あとございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番(工藤幸子君) 教育費ですけれども、89ページ、ここに語学指導助手ってあります。報酬金額が1,080万円、これは現在外国人ということであるわけですが、それなんだろうかと、に限りということなんだろうかと、それを1点と。それから、これは認定有資格者、資格を持っている方で、例えば協会に加入しているとか、そういう規定があった中での人選ということになっているのでしょうか、日本に在住の方で外国人で、英語が堪能でという、そういうふうな状態のものを採用というか、そういう対象にはならないということなんだろうかと、そのことをお聞きしたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

○委員長(佐々木幹夫君) 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 語学指導助手ということですが、国を通して英語の先生を各学校、今うちの方は中学校ですけれども、3名、略してALTと言いますけれども、その方の給料です。これは国で定められた30万円以上という形で支給しております。中学校を対象に小学校にも行きますけれども、中学校に福地地区、名川地区、南部地区と3名おります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。7番、中村善一君。

○7番（中村善一君） 118ページ、地方債193億円、利子は幾らですか。それと、返す予定はどれくらい、どういうふうに返す予定かをまず聞きたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この118ページのところは、これは地方債の元金だけの表でございます。利息はいかに、どの辺ということでございますが、その時々発行年度によりまして利率が異なっております。これは、国で発行する国債ですが、これをシンジケートダン、いわゆる銀行さん等で入札をかけるわけですが、そのときの利率によって地方債の利率も変わっております。現在は大体約1.2%からちょっと上昇気味になるのかなと。一番高いときで、これはいわゆるバブルのときでございますが、7.0%以上などもございますが、だんだんに償還を終えてきて、それも残高が少なくなっております。現在1.2%ぐらいなのかなと。これも上昇気味になるのかなと。発行年度によって利率が異なることになってございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 7番、中村善一君。

○7番（中村善一君） そうすると、銀行とか、農協とか、信用とか、そういうところからは借りていないわけですか。どれくらい借りている……。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 起債の発行のときに、事業の内容、起債の内容によって、資金配分がなされます。国においては、従前は資金運用分、いわゆる年金の還元融資、あるいは簡保の還元融資などなど、これが国の政府保証債と言われているものでございます。そのほかに、縁故債というものがございます。この縁故債は、いわゆる銀行、ＪＡ農協さん、あるいは信用組合などなどでございます。それによって、縁故債が県知事より許可になれば、私どもは銀行を選ぶか、農協さんを選ぶか、信用組合さんを選ぶか、これは私どもの町長の裁量権でございますが、国の保証債になれば、郵貯預金の場合は郵便局経由、あるいは資金運用分になれば前は大蔵省、今は財務事務所になっていますけれども、そういった資金が決まってくる場合と縁故債になれば町長の裁量権で選ぶということにもなっているのが今の地方債の発行の仕方でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。中村善一。

○７番（中村善一君） これはいいとして、さっき聞き漏らしたんですけれども、全体的に減らしていくわけですよ、ふやしていくことはほとんどできないはずですので、全体的に減らしていく基本方針をもう１回お願いしたい。長いのであれば、コピーして寄越してもいいです。

○委員長（佐々木幹夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 現在高を減らす方法は二つございまして、当然に発行を抑制すれば現在高が減っていくわけです。自然減でございます。そのほかに、故意的に減をするのが繰上償還でございます。その繰上償還をしていくと、これは一般財源を留保しまして、減債基金などからの基金を繰り入れまして、繰上償還をすると。この場合、国の保証債の地方債はなかなか繰上償還を認めてくれないので、私たちは繰上償還の相手は縁故債、いわゆる銀行さん、ＪＡさんなどへお願いをして繰上償還をしてまいりたいと。その場合にはいわゆるやっぱり利率の高い順に繰上償還したいというのが本音でございますけれども、相手方の都合もありますので、そこは協議の中で繰上償還などの方法をとってまいりたいと。きのうの補正予算で繰上償還のお話をしました。あれはＪＡ、旧福地地区での発行した農協さんへ発行したものを繰上償還をするということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。町長、答弁です。

○町長（工藤祐直君） 済みません。なしというときに、申しわけありません。

先ほど、恐らく野田委員、町長からもという答弁という質問だったと思います。タイミングを逃してしまいましたが、公営住宅につきましては、当初予算のときにもう少し予算計上をしたかったわけですが、担当課の方と話をして、まず、苫米地駅前団地、ここの部分を完了してしまって、そして重点的に広場台団地に行った方がいいのではないかと、こういうことで、今回苫米地駅前団地の方をまず完了して、広場台団地の方に鋭意努力してまいりたいと、こう思っております。

なお、坪単価の方については、私もちょっと確認をして、非常に高いなと。ここは恐らく当初苫米地団地スタートしたときの基準で国の補助で行っているの、最後までこうなったのかなと思っておりますが、これは十分今後見直す必要があるなと、こう思っております。

そして、最後に、工藤幸子委員から質問がありました教育委員会質問事項に対して、答えていない基準は、資格はどうなのかという質問であると思っておりますので、最後、教育委員会の方からどういう資格なのか、質問に対してきっちりと回答をしていただきたいと。今後もひとつそういう緊張感を持って、質問を事項をどう質問をしているのか、そういう部分を教育委員会に限らず各担当課長、そういう気持ちで臨んでいただきたいなと、こう思いますので、教育委員会から最後、ひとつお願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 大変失礼しました。済みませんでした。

資格ということですが、国際的に認定された方ですが、日本の中の教師の資格はありません。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第31号、平成19年度南部町一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第31号、2007年度南部町一般会計予算についての討論を行います。

改善され、評価できる項目はありますが、全体として住民に対するサービスをもう少しふやせるやり方はできるものと思われます。国の縛りのある予算編成になっているとは思いますが、当町の独自性を盛り込んだ予算にすることを要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（佐々木幹夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○委員長（佐々木幹夫君） 以上で本日の予算特別委員会は終了いたします。

なお、3月12日午前10時から引き続き委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後5時02分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第3号）

平成19年3月12日（月）

出席委員（35名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
10番	夏坂 清蔵 君	11番	長根 和夫 君
12番	工藤 幸子 君	13番	四戸 清 君
14番	内村 貞子 君	15番	工藤 和夫 君
17番	佐々木 幹夫 君	18番	馬場 又彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立花 寛子 君
22番	大久保 俊和 君	24番	滝田 米作 君
25番	川守田 稔 君	26番	佐々木 金嘉 君
27番	工藤 久夫 君	28番	坂本 正紀 君
31番	相田 耕作 君	32番	山口 博个 君
33番	沼畑 繁 君	35番	佐々木 元作 君
36番	伊達 一夫 君	37番	金沢 和夫 君
39番	東 寿一 君	40番	宮野 正 君
41番	西塚 芳弥 君	42番	野田 清八 君
43番	佐々木 由治 君		

欠席委員（3名）

9番	庭田 豊茂 君	30番	河端 幸蔵 君
34番	小笠原 義弘 君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤 祐直 君 助 役 赤石 武城 君

収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	福地総合サービス課長	川 井 和 男 君
名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君	南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君
出 納 室 長	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	市 場 長	堀 内 誠 悦 君
総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君	農林課農林推進監	岩 舘 茂 好 君
農林課グリーン・ツーリズム推進室長	小笠原 覚 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主	幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸			

開議の宣告

○委員長（佐々木幹夫君） ただいまの出席委員数は35人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（佐々木幹夫君） 本日は、本委員会に付託されました議案第32号から議案第50号までの平成19年度特別会計予算議案19件を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第32号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。本案について、説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第32号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計予算についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,378万2,000円と定めるものであります。

7ページをごらんください。歳出から主なものについてご説明いたします。1款給食費、1項給食費、1目給食管理費、1節報酬7万5,000円は、給食運営委員報酬であります。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、一般職員5名分のものであります。7節賃金286万4,000円は、臨時調理員3名分の賃金であります。11節需用費2,085万円の主なものにつきましては、消耗品費は418万4,000円、燃料費A重油、灯油、ガス等ですけれども761万9,000円、光熱水費は762万3,000円であります。12節役務費387万1,000円の主なものについては、米飯食器洗浄手数料234万2,000円であります。

8 ページをごらんください。13節委託料4,640万4,000円につきましては、給食業務請負委託料4,346万1,000円であります。内訳につきましては、福地給食センター、これは調理業務と運転業務を委託しているものであります。これが1,782万7,000円、名川給食センターにつきましても、給食調理業務と運転業務を委託しているものであります。これは2,160万2,000円、それから、南部給食センター、これは配送業務だけ委託しております。403万2,000円となります。それから、14節使用料及び賃借料65万1,000円、これは牛乳の保冷庫をリースしているもので、名川中学校の分であります。これが2台あります。45万4,000円となります。19節負担金補助及び交付金514万8,000円、これにつきましては、職員の退職手当組合等の負担金509万円が含まれております。2目給食費、11節需用費1億734万円につきましては、給食材料費であります。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをごらんください。歳入の分は、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目給食費負担金、1節給食費負担金、これは個人の方々の給食費負担金であります。内訳につきましては、名川給食センター分882名分として4,253万4,000円、南部給食センター分は572名分として2,792万2,000円、福地給食センター分は739名分、3,672万9,000円となります。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節1億1,659万3,000円、一般会計繰入金の内訳につきましては、福地給食センター3,937万7,000円、名川給食センター3,920万5,000円、南部給食センターは3,801万1,000円であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今、ページは6ページ、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目給食費負担金、1節給食費負担金のことですが、名川給食センターほか、2センターについての生徒の数は説明にありましたが、それでは、1食何円ぐらいについているのか、小学生、中学生、幼稚園児も使われているのであれば、1食の単価といいますか、1食分幾らぐらいでつくられているのか、お知らせしていただきたいと思います。

今、ご答弁をいただく前に、まだ合併して間がない状況の中で、各学校の状況などもわからないわけですので、予算、決算のときなど、こういう学校の状況がわかる資料なども提出していただければなと思っております。決算のときもあるかも知れませんが、これはお願いなり、いつ

でも資料を出していただけるようお願いしたいと思います。

では、まず1点目のご質問の答弁をお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

給食費につきましては、小学校が255円、中学校が280円となります。あとは幼稚園の場合は、小学校と同じくしております。教職員につきましては、中学校と同じくしております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 次の質問は、8ページの歳出、1款給食費、1項給食費、2目給食費、11節需用費1億734万円、給食材料費についてであります。この給食材料費はどのような形でお入れになっているのか、また、地元の農家の皆さんからも入れるルートがあるのかどうか、食材の取り扱いについてご質問いたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

給食物資の納入の仕方ということですが、順序としては、年度当初、広報等で納入業者、希望業者の募集を最初に行います。それから、その希望によって、希望業者の選定、学校給食用物資納入業者登録申請書を受け付けます。これは業者の方々どなたでもよろしいです。学校給食の物資を入れたいという希望の方々が書類、いろいろな書類があります。衛生管理法なんかの店、スーパー、ストア、商店、そういう食料品を扱っているなどの添付書類を添付して提出してもらいます。それによって、納入業者の方々を指定いたします。それで、毎月使用物資の見積もりを業者に送付して、毎月の見積もり合わせということになります。ただ、野菜等、いろいろ新鮮なものにつきましては、当然町内の業者の方々からできるだけ納めてもらうようにしています。ただ、給食の専門の冷凍食品等あります。そういうものとか、醤油とか、油とか、これはもうどちらでも野菜というわけではないので、これらもそれなりの見積もり合わせによって、納入してお

ります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今、農家の皆さんからも新鮮な野菜を入れていただいているということは大変うれしく思っております。これを企業家の方が請け負って、その農家の皆さんの連携をとって大規模にやられるとか、そういう特別な学校給食野菜配給センターみたいなのを立ち上げるとか、そういうようなことにはなってはいないのでしょうか。何か、事業として成り立つのではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

地産地消につきましては、いろいろな会議で話し合っております。ただ、今現在は、この前の会議でも給食物資というのは、地元の野菜とか、そういうのを使いたい。今現在でも町営市場から仲買の方からも直接入れております。ただ、今問題になっているのが、直接直売所、名川チェリーセンター、南部、福地、福地は直売所からも入れております。そういういろいろな事務的なこともありますので、できるだけこの前の話し合いの中では、特定な人だけからじゃあどのようにして、個人の人から納めるというのは、うちの方では新鮮な野菜が欲しいんですけれども、納める方で、だれのものを納めたらいいのかというのが一番問題だ。ですから、そちらの方で取りまとめてくれれば、直接給食センター、保育所とか、そういうところにも納めてもらえるということで、これからもそういう会議を持ちながら、地産地消も含めて検討して、協議してまいりたいと思っております。考えております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） おはようございます。

先ほどの1食当たりが255円と285円でしたっけ、その辺ですね。もう少し給食費高く取って、

それこそもう少しまともなものを食べさせるという、その感覚とかというのはないものなのかなという、非常にどこの給食を食べても味気ないというか、いや、確かにそれぞれカロリー計算をしたりとか、その上にああいう給食が出てきているんでしょうけれども、何といたしますか、例えば地産地消であれば、これは紛れもなく食文化なわけですし、食文化を担う学校給食がああいう実態で果たしていいものかという、私は常々思っているんですが、ご見解をいただきたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

ただいま川守田議員さんが、学校給食というのを試食したことはあると思うんですけれども、私たちもいろいろな委員会、学校訪問等で試食はしております。確かに材料費はほかの弁当とかから比べれば単価は安いと思います。でもこれは確かに安いのもありますけれども、これは手数料というのは一切含まれておりませんので、ただの材料費です。弁当にすればつくる手数料なんかあれば、500円、400円とかになると思うんですけれども、それも含めまして、学校給食というのは本当に各給食センターの栄養士は、一応献立に対してはカロリー計算等も入れて、大変頑張っておりますけれども、ただ、やはり給食というのは生もの、例えば魚の生ものとか使えばいいんですけれども、どうしても食中毒ということもありますので、揚げ物とか、熱を入れた給食がまず多くなるわけです。それで、バイキングとか、学校に行って、生徒さんとか、バイキング給食、いろいろなものを食べさせながら、アンケートをとりながらやっているわけなんですけれども、家で食べる料理、普通の食堂に行き行って食べる料理よりは違うと思いますけれども、できるだけそのように、おいしい給食を出すようには栄養士は努力しております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 確かにそのとおりだって私も何となく想像はつくんですね。ですけれども、何か普段食べている人、児童たちはそれはいいのかも知れないしね、私らみたいなたまに食うやつのおせっかいなことかも知れないという感覚もあるんですけれども、もう少し何というか、食というのを考える余地は多分あるんだと思うんですが、その辺を努力していただきたいなということ。

それから、それに関連することだと思うんですが、例えば、新しい給食センターができますね。できたと思いますね、そうすると、今３カ所で別個に運営しているその経費の圧縮というのができるんだと思うんですよ。その辺が例えば調理の委託料の部分でどのくらい減るかということがわかっているのであれば、お答えいただきたいと思うんです。大体の勘定ができているのであれば。

それから、先ほどの立花議員の質問に重なるんですけども、野菜の納入の件なんです。地産地消ということになると、どこから始めようかということ、学校給食は非常にいい環境にあると思うんですよ。それで、新しい学校給食センターというのができ上がれば、例えばH A C C Pに準ずるような衛生管理をなさると思うんですけども、そういったときに、ネックになるというのは納品業者の生産履歴であるとか、残留農薬の管理であるとか、そういうH A C C Pというプログラムの中で、必須になるんだと思うんですね。ただ、H A C C Pの認証を取ることが大事だと私は思わないんですが、去年、岩手の金ヶ崎の学校給食センターを視察に行ったときには、やはり厳密な衛生管理というのはなさっておったんですが、H A C C Pの認証は取っていないということだったんです。それはどういうことかと言うと、いわゆる野菜もやはり地元からの納入の分があって、その辺の生産履歴であるとか、そういったことが不完全だったようで、その施設自体のH A C C Pという認証は取れていないって、私は解釈したんですが、そういったことからいえますと、例えば給食の食材として納入することに限らず町全体の野菜の管理というのが、学校給食センターをきっかけにできてるかと思うんですが、私はそう思っているんですが、ぜひ、今の形態での納品は非常にH A C C P等に絡むのは難しいと思うんですが、そういった取り組みをなさっていく計画、新しい給食センターを建設するに当たって、そういう計画があるものかどうかというのを伺いたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

最初の給食の料理のおいしいという中で、確かに給食というのは家で食べるのと違って、その場でつくって、その場ですぐ食べるとはいかないので、冷める、要するに温かいものもある程度冷えます。ですから、新しい給食センターがいろいろなことを今、H A C C P方式も言われましてけれども、その中で、衛生管理はもちろんのこと、やはり今まではH A C C P方式にも取り組んでいきたいと考えておりますけれども、これはまだ設計の段階でないので、いろいろな方面からそれもいろいろな施設の方の今現在そういうオール電化でやっている施設もありますので、そ

ういう施設を参考にして進めていきたいと思っております。

また、調理の中のやはり給食センターというのは、建物というよりも中身だと思っておりますので、今、学校に運ぶためにコンテナなんかありますがけれども、これにも新しい今オール電化の中の給食センターの中では、熱を入れたまま、温度が入ったままの保温しながら、それから冷やしながら、冷たいものは冷たく冷やしながら、温かいものは温かくして、それを保って学校に運ぶということもいろいろな面でも考えております。

H A C C P に関してはすごく奥が深いので、なかなかどのように、どこまで H A C C P を採用できるのかは、これから協議していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑はございませんか。

○25番（川守田稔君） コストはどうですか。

○学務課長（佐々木秀雄君） 調理のコストですよ。今、他の新しい給食センター、オール電化の施設におきましては、やはり今までやってきている調理とは全然別個な調理方法なので、やはりなれるまでは人数は今ぐらいの状態でいかなければ、1回に一気に減らすというわけにはいかないという話は聞いております。これもなれるにしたがって、電化の調理ですので、やはりなれることによって、技術的なことにおいても人数、労働力は少なくすることは可能だとは聞いております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。27番、工藤久夫君。

○27番（工藤久夫君） 今のお話を聞いていて、ちょっと気になるのは、たしか私ら去年、金ヶ崎のオール電化の給食センターを見てきたわけです。オール電化のいい点、悪い点、ある程度頭には入れたつもりなんですけれども、今の答弁を聞いていますと、オール電化でもう進めるのはほぼ決まったんだというような前提のもとに答弁をしているように聞こえるわけですが、私はオール電化で100%方向が決まったという段階ではなくて、選択の一つだという段階ではないかなというのがちょっと気になる点です。ですから、どういう方法にしても、安全で、安心な食材を

使っていい給食を提供するというのは大事だと思うんですが、まず、オール電化でやる場合のメリット、デメリットとか、あるいは運営の方法にしても、従来の方法でやるのか、もう全面的に民間に運営を移管するのか、その辺を十分議論した上で、方向性を打ち出してほしいと、それを要望して終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいま質問、私の方もオール電化ということで、もうオール電化となれば、こういうふうになるということで、私も誤解を受けましたけれども、一つの選択方向としてはオール電化も考えている。これは蒸気の方、ボイラーもありますので、すべてがそれをもうやるということではなく、これからそういう協議していきながら、学校給食建設運営委員会という、その中でも、やはりほかの施設もまた参考にしながら進めていかなければならないと思いますので、一つの選択方法としてのオール電化ということで、私は今話しましたので、ご了承ください。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） これにて質疑を終結いたします。

なお、質疑は、簡潔に、要領よくまとめてお願いいたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第33号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第33号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算についてご説明します。

初めに、第1条です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,276万6,000円とするものであります。

8ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明申し上げます。1款1項1目管理運営費7,246万6,000円でございます。その内訳としましては、7節賃金、これは臨時職員6名分となっております。それから、パートが3名という形です。それから、11節の需用費3,189万7,000円の主なものは、燃料費に613万8,000円、光熱水費に877万1,000円、賄い材料費として1,397万5,000円が主なものです。それから、12節の役務費は214万3,000円の内訳としまして、クリーニング料が116万2,000円となります。それから、13節の委託料は施設管理業務に199万2,000円、清掃業務に487万7,000円です。それから、19節の負担金は386万7,000円、これは退職手当組合が主なものになっております。

次に、2款1項1目の予備費に30万円計上しております。

6ページをお開きください。歳入をご説明申し上げます。歳入、初めに、1款1項1目の農林漁業体験実習館使用料、これに2,066万円を見込んでおります。

次に、2款1項1目財産売払収入に4,155万5,000円を見込んでおります。

それから、3款1項1目一般会計からの繰入金を1,045万1,000円。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページといたしましては6ページ、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林漁業体験実習館使用料、1節農林漁業体験実習館使用料の2,066万円についてであります。

すが、この質問は、この内容というか、どういう意味を持っている数字なのかの説明なんですが、まず、これをお答えいただく前に、チェリウスの経営状況等を説明する書類は何も提出されていないのは、少し審議を豊かにするためにはまずいのではないかなということを訴えたいと思います。私は南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を見せていただきました。それには、事業報告、事業の実施状況や、バーデハウスふくち入館状況などが書いてあります。このような書類がなければ、資料がなければ、利用者の動向が、これはチェリウスの利用者の動向がつかめないと思います。チェリウスの入館状況などについて、これは1点目の質問なんですが、これと、事業報告を出していただくことはできないでしょうか。

なお、昨年の決算時の行政報告書には、運営収支状況は書かれてありましたが、もう少し詳しい資料の提出を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） お答えします。

入館状況等は今現在は1月現在まで把握しておりますので、後ほど資料をお渡ししたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○20番（立花寛子君） はい。

○商工観光課長（有谷隆君） また、決算等では毎年報告しておりますので、あとそれから主要成果等でも報告しております。

それから、1款1項1目使用料の内訳というご質問でしたけれども、これには会議室の使用料、銭湯の入浴料、それから宿泊料、これらが主なものとなっております。

以上で終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君

○20番（立花寛子君） 次に、一般会計繰入金、3款1項1目1節繰入金についての質問です。1,045万1,000円についてであります。昨年の決算には1,700万円ほどの数字が上がっておりますが、この一般会計繰入金、この金額では足りなくなることも予想されないでしょうか。とい

いますのは、チェリウスの利用状況がふえているのか、ふえていないのか、説明があったかも知れませんが、その動向と一般会計繰入金との関係をお知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 繰入金のご質問でございますけれども、確かに前年度、先日の補正でも補正しております、最終的には18年度の繰出金は2,500万円となっておりますけれども、当初予算を組むに当たりまして、チェリウス職員一丸となり、営業努力しまして、幾らでも使用料、財産売却収入等に努力するという形で、当初予算の編成に当たりましては、繰入金は1,045万1,000円を計上した次第であります。

また、経営状況はということでございますけれども、重油等の高騰がありまして、大変圧迫しているのも現状であります。また、宴会等も回数等が減ってきておるのも現状でございますが、これを打開するために、達者村認定商品等を開発しながら、PRに努めて、営業努力に努めるといふ部分でございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。5番、川井健雄君。

○5番（川井健雄君） 立花議員と同じ一般会計からの繰入金なんですけど、今年度当初予算で1,300万円、それに12月の補正で900万円、3月補正で300万円、補正額が1,200万円になっているんですね。それで、ちなみに、17年度、合併前のやつも見ましたら、やはり繰入金が2,500万円になっていました。これは本年度の予算が1,045万円というのはちょっと努力云々の話じゃないんじゃないかと思うんですけれども、2年続けて2,500万円の繰入金があるのに、今年度の予算が1,000万円、その辺、もう少し詳しく説明できませんか。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） チェリウスの担当の方としましては、当初からこういう計上を余儀なくされるという部分がございます。特別会計ですので、歳入歳出同額としなければならないということで、歳出も抑え、歳入も抑えるという形でございますので、年度途中は売上次第によ

り繰入金がふえたり減ったりするということでございます。経常的に2,000数百万円を繰り入れするという状況はどうかということでございますが、当初予算を組むに当たり、町の財政という形のものも影響しているということでご了解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑、川井健雄君。

○5番（川井健雄君） だったら最初からこの2,000万円なり、そのぐらいの予算を立てた方がわかりやすいんじゃないですか。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 当初予算を組む段階で、町の財政の全体的な部分で一応言い方を変えれば、四半期分という部分で、1期分の繰入金と、こうお考えいただければと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第34号、平成19年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） それでは、議案第34号、平成19年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ700万1,000円と定めるものでございます。

主な内容につきまして、歳出からご説明をいたします。7ページをお開き願います。1款総務費、1目一般管理費についてでありますけれども、提案理由説明で町長がご説明いたしました、ボートピア交付金の環境整備協力金につきましては、南部町全域における道路、側溝の環境整備事業と、あと、住民みずからの地域の環境整備を行うまちづくり助成金に充当することとしたものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明をいたします。8節報償費の道路清掃作業に171万6,000円、それから、14節使用料及び賃借料の機械借上料に138万5,000円、それから、16節原材料の補修用材料に200万円と。これらにつきましては、18年度では一般会計土木費に計上してございましたけれども、町内の環境整備事業であることから、ボートピア特別会計に組み替えまして、事業はこれまでどおり建設課で事業実施するものでございます。19節負担金補助及び交付金であります。ボートピア南部運営協議会負担金にこれまでどおり10万円と。まちづくり助成金についてでございますけれども、これは新規事業としまして、まちづくり助成金に180万円を計上してございます。この事業は先ほどもご説明をしましたが、住民みずからの地域の環境整備などのまちづくりを促進するために、事業費の一部上限が30万円でございますけれども、これを助成する事業で、6地区分を計上してございます。現在、助成金交付要綱や審査基準などの事務手続きを進めておりますが、想定していますのは、町内会や行政区、それから地域の団体などを対象としまして、公募により、申請を審査して、助成団体を決定していきたいと考えておりますけれども、こまかいことにつきましては、今後、上司の指示を仰ぎながら決定することとしてございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。6ページです。1款ボートピア交付金、1目環境整備協力金についてであります。前年度より949万9,000円の減額となっていますのは、売上が低下していることと、あと、交付率が1%から0.5%になったことによるものでありまして、19年度は総売上を18年度見込みより5,000万円、3.5%の減を想定しまして、14億円として、その5%、

700万円を見込んでございます。

2 款繰越金につきましては、款、項、目確保のための1,000円計上でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第35号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、議案第35号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

第1条に、歳入歳出の総額をそれぞれ28億7,519万円と定めるものでございます。

歳出の方から説明をいたします。14ページでございます。第1款総務費、1項1目の一般管理費及び連合会負担金、これは職員の給料とそれから2目は連合会への負担金312万1,000円を含め

まして、6,396万1,000円とするものでございます。次に、2項町税費でございますが、1目の賦課徴収費及び納税奨励金、それから、滞納処分費と合わせまして1,544万7,000円でございます。この中で、1目の13節国保税システム保守等に150万2,000円、それから、2目の納税奨励金は奨励金として1,088万8,000円を見込んでございます。次に、3項運営協議会費でございますが、運営協議会に28万3,000円を予定してございます。

次に、飛びまして次のページをお開き願います。16ページでございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費から4目の退職者被保険者療養費、合わせまして負担金、それから5目の審査支払手数料を合わせまして15億4,969万8,000円でございます。5目の役務費でございますが、審査支払手数料655万円を含んでございます。

次に、2款2項1目の高額療養費でございますが、1目一般被保険者高額療養費に1億399万6,000円、それから、退職者被保険者等高額療養給付費に2,875万6,000円、合わせまして1億3,275万2,000円を見込んでございます。次に、2款保険給付費、4項出産育児諸費でございますが、1,575万円を予定してございます。これは出産一時金でございますが、45件分を予定してございます。次に、5項葬祭費でございますが、葬祭費に1,000万円、200件を予定してございます。

次のページをお願いします。3款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金に4億7,192万7,000円及び2項2目の事務費に813万8,000円を合わせまして、4億8,006万5,000円を計上してございます。

次に、5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の1目高額療養費共同事業拠出金及び2目の保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして次のページでございますが、3億6,962万円を予定してございます。

次に、6款保健事業費、1項保健事業費の疾病予防費でございますが、13節の委託料には1,108万4,000円を予定してございますが、これは20年度から始まります特定保険審査等実施計画等の委託料800万円を含むものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。9款でございますが、諸支出金、2項他会計繰出金の1目直診施設勘定繰出金に682万5,000円を予定してございますが、これは名川病院のレントゲン機器の更新の費用でございます。

以上で歳出の説明を終りまして、歳入の方に入りますが、9ページからでございます。歳入、1款国民健康保険税、1目の一般被保険者健康保険税は5億9,773万4,000円を見込んでございます。前年比9,455万3,000円の減でございますが、これはやはり農業所得の低下、それから雇用の状況が改善されない等を見込みましての減でございます。次に、2目退職者被保険者等国民健康

保険税でございますが、こちらは公的年金者もふえるというところを見込みまして、前年対比1,122万3,000円増の9,052万円を予定し、合わせて6億8,825万4,000円とするものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金とそれから2目の高額医療費共同事業負担金、合わせまして6億9,151万2,000円、これは国からの財政負担緩和支援でございます、拠出金の4分の1等を見込んでございます。

次に、3款2項1目の財政調整交付金でございますが、1億8,648万2,000円、こちらは一般給付費の約9%を見込んでございます。

4款療養給付費交付金、1項1目の療養給付費交付金でございますが、3億6,480万6,000円、社会保険診療支払基金からの交付でございます。

次に、5款県支出金、1項1目の高額療養共同事業費負担金が1,280万円でございます。

それから、同じく5款2項の県補助金でございますが、県の財政調整交付金が1億3,973万4,000円でございます。

次に、6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目の高額療養費共同事業交付金が2,560万1,000円、それから2目の保険財政共同安定化事業交付金3億896万8,000円、合わせまして3億3,456万9,000円でございます。

次に、繰入金でございますが、財政調整交付金からの2億3,200万円、それから、次に、同じく繰入金他会計繰入金で一般会計からでございますが、出産育児一時金繰入金として1,050万円、それから、国保保険基盤安定負担金として1億4,311万8,000円、合わせまして22億2,993万円でございます。

繰越金はございません。項目だけでございます。

以上、簡単でしたが、説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まずページといたしましては9ページなのですが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税についてのおおのの1節から4節についての質問なのですが、その前に、この国保の審議をするときに、国保加入者の人数とか、世帯数など、国保会計にかかわる基本的な数字が出されていないのはまずいのではないのでしょうか。ぜひ、審議するときにはこういう基本的な数字の資料を出し

ていただきたいのですが、いかがでしょうか、まず、第1点お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 説明の欄には現年分等の説明しかございませんが、今年度予定をしております税の計算では、保険加入世帯数が4,871世帯、1万1,265人でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） じゃあ、具体的な数字を読み上げて質問にかえさせていただきます。今の同じ1款1項1目の1節医療給付費分現年課税分、2節介護納付金分現年課税分、3節医療給付費分滞納繰越分、4節介護納付金分滞納繰越分、その下、2目退職被保険者等国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分、2節介護納付金分現年課税分、3節医療給付費分滞納繰越分、4節介護納付金分滞納繰越金、この金額が書いてあるんですが、これは一体何をあらわしているのですか、何世帯とか、何人とか、特に滞納分というところがわかるように説明をしていただきたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 計算はそれぞれ詳細にデータに基づいて計算をしております。ただ、ここに上がっていないだけでございまして、必要であれば提出をしたいと思います。

次に、滞納の繰越分の計算でございますが、やはり前年からのものを参考にいたしまして計算しております。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） いつも国保の問題を取り上げるときは、滞納者が何人で、どういう状況で暮らしているのか、これをぜひ知っていただきたいために訴えているわけですが、なかなかこ

の問題というか、心情は伝わっていないものだなと、大変あきれているのですが、税の問題だけを取り上げても仕方がありませんので、いま一つ確認したいことがあるのですけれども、「南部町暮らしのガイドブック」、これが大変役に立って、仕事上、これがなければ仕事にならないだけ今いろいろな業務が複雑になっているんですが、国保を取り扱う課には、住民生活課と税務課に国民健康保険ということが書いてありますが、住民生活課が取り扱う仕事内容と、税務課が取り扱う仕事内容、国保に関してのことですが、仕事内容は違うのでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 仕事を分けてございます。まず、住民生活課の方ですが、こちらは税率等、関係上部団体等との協議等をしてございまして、主なものは税率の決定と、それから給付の仕事でございます。一方、税務課の方をお願いしてございますのは、課税とそれから徴収が主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） そうしますと、滞納している世帯に訪問して、その事情を察知している課は、税務課ということになるのでしょうか。この点をまずご確認したいです。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 滞納者との接触は税務課の職員が直接まずやっておりますが、ただ、情報等を住民生活課の国保担当にも提供いただきまして、あわせて協議、相談等をしてございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今、この国保の予算で問題にしたいのは、どうしても現在も当町に資格

証明書と短期保険証をいただいている方があって、その生活状況が大変だからこそ、そういう状況になっているのですので、ぜひ、滞納の金額だけにこだわらずに、事情をよく酌んでいただきたいということを言いたいわけです。

ところで、今までの18年の予算、それから、昨年の9月の決算などで資格証明書をいただいている世帯が、そのときでは69世帯とかという話がありましたが、その中には国保税を払うことによって生活保護基準以下の貧困のために厳しい生活をしている世帯も含まれておりますか、そういう世帯からも徴収し、資格証明書を発行されているのでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 69世帯という今お話がございましたが、今年度の9月です、新しい保険証の給付のときは、資格証明書の世帯が54でございました。それから、短期が168と、減じてございます。努力していただいたと、そういう結果と受けとめてございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。27番、工藤久夫君。

○27番（工藤久夫君） ちょっと関連で質問したいんですが、例えば町は今達者村というのを売り出して、達者村というのに対して全く予備知識がない他町村の方々がどういうイメージをするかということ、ほかよりも多分寿命が長生きで、それから医者にも余りかからなくて、年とっても元気に働いていると、そういうイメージだと思うんですね、描くイメージは。具体的にこの国保の会計でも、あるいは介護の関係でもいいんですが、他町村に比較して1人当たりの医療費というんですかね、その辺が今現在どうなっているのか、あるいは、平均寿命とか、その辺がどうなのか、わかる範囲でちょっと簡単に説明していただきたいというのが一つですね。

あともう一つは、これは納税の関係でもそうですけれども、今の国保のあれでも、奨励金というお金が1,000万円ちょっと出ているわけです。従来はこれは恐らく納税の関係と同じで、そっちの方に使われていたと思うんですけれども、例えばこういうお金も前向きに健康状態がよくなるためにうまく使うと、そういうふうな発想をしたらどうかなという素朴な疑問なんですが、その辺ちょっとお答え願いたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 平均寿命の動向といいますか、データでございますが、合併後と前からと、今まで変わったかということでございますが、手元にその資料がございません。そんなに大きく変わったとか、そういうことはないと思うんですが、ちゃんとしたデータがございませんので、後で調べてご報告したいと、そう思います。

また、お年寄りの健康のことでございますが、この予算書の中でも説明をいたしましたが、歳出のところでの特定保健診査等ございまして、保健疾病予防でございます。これは、20年度から始まるわけなんです、特にお年寄りの健康診断を実施してもらいたいということ。そして、ただ診断をただけではなく、そこからまたさらに追求といいますか、経過をずっと見続けるという、こういう結果が健康及び長寿の方につながってくるのではないかと。あわせて、保健財政の方のこともございますので、そういう新しい事業が今始まろうと。これにはやはり高齢者の方々も健康、それから予防をしていただきたいというものでございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。7番、中村善一君。

○7番（中村善一君） 11ページですけれども、繰入金が去年が6,000万円で、ことしは2億3,000万円、財政調整基金から。一般会計からは同じぐらいですね。ことしは全体的に国保が上がったはずなんですけれども、これは不足だからこうやったのかという、そこら辺、全体的な国保のお金の収支というのはどういうふうになっているのかを聞きたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 繰入金でございますが、ことしは上がったわけではございません。下がった方が多かったわけですけれども、繰入金は同等ぐらい予定してございまして、来年度及び20年度にかけて段階的に上がっていくということでございまして、だから、繰入金が必要ではないんだということではなく、これをある程度予定をしての運営でございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今国保の中で税金の問題が出たんですが、今年度の予算の中に、税源移譲により収入がふえなくても、計算上増額になり、国保税が引き上げられるとか、最高限度額が56万円になったためのそういう数字、増額分というものは含まれているのでしょうか、これが第1点。

今までのやり取りで、国保を滞納している方に努力はされているようですが、機械的に何か処理しているところも見受けられるのですが、国保滞納者の医療を守るという観点から、公費負担医療という制度がありますが、このことはご存じでしょうか。まず、2点お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 限度額によって上がったから、苦しくなると、低所得者といいますが、その方々に影響あるというものではございません。この限度額は53万円から56万円になるということは、55万円、56万円の方がまず限度額がなくなるので、その分、それからそれ以上の方が一律3万円上がるということで、試算をしてみたのがあるんですが、大体今年度に合わせて限度額を3万円上げた場合に、収入としてどのくらいふえるのかというと、226万円でございます。ですから、ただ、この限度額が上がっていけば、中所得者の方々の保険税も安くなるもの、そこに影響して安くなるものでございます。決して高くなるものではございません。

次に、機械的な処理をしているのではないかとということでございますが、全くそういうことはしてございません。皆、相談に応じて、それから、幾らでも払っていただきたいと、ためないで、払っていただきたいと、そういう説得等をあわせて説明して、お願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 今までの立花議員含めてやり取りを聞いていますと、例えば、滞納せざるを得ない人がいるから、この国保会計の仕組み自体がよろしくないんだという、何かそういうふうな主張に聞こえてしょうがないんですけども、私は逆に、これはこれとして社会保障制度として堅持してもらわなくては困ると思っているんです。私自身も母親が透析して、10何年間透

析生活しましたので、もちろん国保でした。その中で10年間命をつないでいただいたという、そういうありがたい大分感謝の気持ちがあるものですから、非常にそういう議論をされると滅入ってくるんですね。それで、もしも、こういった場合どういう議論をしなければならないかという、滞納している、滞納せざるを得ないような人がいるのであれば、それはそれでまた別に、別な社会保障制度、保障としてカバーしてあげればそれで済むことなんだと思うんですが、そういったところがなされていないからこういうふうになるのかなって思ったりもするんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 別な制度でもってと、そういうのがあればまたよろしいんですが……。

○25番（川守田稔君） いや、制度ではないですよ、制度とは限りません。

○住民生活課長（小野寺直和君） 滞納の件につきましては、やはりじゃあ免除するとか、大きくそういうのをやりますと、また、一般の方々の不公平感をまた増長するものがございます。それでよければだれも今度納めなくなるんじゃないかと、そういうふうな心配もございますので、やはり滞納は滞納として毅然とした態度でお願いをしていきたいと、そう思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 国保税の滞納者の件については、一応私たちの方では何回となく滞納者を訪問するわけなんですけれども、やはりその家庭で何らかの事情があって、その時点で納められなかったという方々もあります。要は、やはり生活が優先ですので、私たちは訪問して幾らかでも集めてくるということで行くんですけれども、やはりそういう世帯に行って、遭遇するとやはりかなり厳しい家庭だなというのも実状でございます。よって、そういう家庭については、何回も足を運んで、自主的に分納、幾らかでも入れていただくということで、何回となく滞納者の方々には足を運んでいっているのが実状でございます。それでは、滞納者との面会を多くするというところで、平成12年度から法制管理されました資格証明とか、短期保険証を交付して、そ

ういう納税相談に応じるという制度で対応しているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ここで休憩をします。11時25分まで休憩をいたします。

（午前11時13分）

○委員長（佐々木幹夫君） 休憩前に引き続きを会議を開きます。

（午前11時25分）

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第35号について質疑を許します。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 先ほどの続きを申し上げさせてもらいます。社会制度というふうなものの言い方をしたんですが、それは何も制度としてどうのこうのというよりも、それなりの精神的な面でのそういうものを含めたケアがちゃんとなされてあったのか、余りにも事務的だったのかなという想像もしないわけでもないんですが、そういったことを含めて、その滞納しておられる方は、そういうことを継続していくしかないんじゃないのかなと、私は個人的には思うんですね。それはどういうことかということ、結局は誤解されるのを承知で申しますと、結局制度の中として、制度の範囲内で滞納をしているわけですから、それはそれでやはり個人の責任というものがあるのだらうと、根本的な。かといってそういった人が保険制度の恩恵を受けていないのかと言ったら、ちゃんと受けているんだと思うんですよ。

ですから、最初にも申したように、確かに保険料は安いに超したことはないと思うんです。ですけれども、私は保険料を下げるために自衛隊をなくせとか、そういったことは言う人間ではありません。そういうふうなことは考えたことはありません。ただ、非常に今までの立花議員含めての国保に対する議論というのを傍観していると、非常に目的と方法論を履き違えた何か方向性を失ったような議論がまかり通っているような気がして、今こうして発言させてもらっているんですが。どうなんでしょうか、例えば滞納するような経済的な状況にある方というのは、例えば生活保護で対応する、生活保護の規定がありますから、十分な方法ではないでしょうけれども、何かしら対応できるような制度というのではないものなのではないでしょうか、改めてちょっとお聞きします。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 滞納をなさっている方への保険料でございますが、これは前年度の所得がございますから、それに合った保険料を徴収しているものでございますが、生活保護等もございますが、やはり1人1人がこの保険制度というのが大事なんだと。確かに病気をしないときは必要ございません。必要ございませんというよりも、何も資格であれ、短期であれいいんでしょうけれども、やはりそうなったときに、一番大変なものでございます。いつどうなるかわからないと。ですから、この保険制度があって、お互いに助け合っていくんだと、こういう制度でございますので、確かに生活が苦しいという方もございましょうけれども、やはり、ある程度所得があった場合には保険料の方にも目を向けてぜひいただきたいなと、そう思っております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 生活保護のことでお答え申し上げます。

税金を滞納しているいないにかかわらず、どうしても憲法に定めている最低生活が維持できないということになれば、当然生活保護の方に申請をしていただいて、対処してまいりたいと思います。ただ、生活保護の方も、ご存じかとは思いますが、一定の基準がありまして、資産の関係とか、さまざまな部分がありますので、そういう部分を調査して、生活保護を受ける受けないの方の決定につながっていくと思います。何をおいても、先に申しましたとおり、最低生活が困難であれば生活保護という制度もあります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 生活保護って私とりあえず言ってみたんですが、例えば生活保護をいただくには、財産があってはならないとか、そういったことってありますよね。非常に財産は財産なんだけれども、じゃあそれをすぐ売却できるのか云々ということ、そういった手続のことをしてしまえば、非常に現実的じゃないところがあったりもする。それはわかっているんですよ。で

すが、何でもこういった発言を立花議員がしなくてはならないのかなっていうその背景のことを考えると、やはり事務方と本人とのそういうトラブルにも似たやり取りが自然と発生してくるんだと思うんですよ。ただ、私らはそういった愚痴のはけ口としてこういったことを言うのはいかなものかとも思いますし、考えるべくは、制度全体の健全な維持と運営ということを根本に考えなくてはならない立場におるわけなんです、非常に残念ないつも思うんですね、こういう議論を聞いていると、非常に残念だなと、こういう議論の方法しかないのかなという、結局それに終始して今まで来てしまっているような現実がありまして、今ちょっと感想までに発言させていただいたという次第であります。委員長、ありがとうございました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。14番、内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 4ページ、2款2項の国保高額療養費についてお伺いいたします。国保加入の人に、高額医療費が適用されるのは、医療費が1カ月幾らぐらいからでしょうか。

それから、高額療養費として、払い戻されるのはどのくらいの割合でしょうか、お伺いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 高額療養費のことですが、詳しくは18ページをがんじがらめでお伺いいたしますが、ここに5款共同事業拠出金ということですが、このところにかかわるものでございまして、1の方の高額療養費の方でございまして、これは1レセプトが80万円を超える部分でございまして、この部分に対して給付しているものでございまして、80万円以上かかった場合、まず100万円かかったとしますと、20万円でございます。

次の保険財政共同安定化事業というものがございまして、これは30万円から80万円の部分でございまして、こちらは30万円を超え、80万円までの部分について8万円以上80万円まで助成といたしますが、寄附している事業でございまして。

○委員長（佐々木幹夫君） 内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 高額医療費が払い戻されるのはどのくらいの期間があってからでしょう

か。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 病院に行かれたときから始まるわけですが、その時期によりますけれども、長くて1カ月後にレセプトが連合会の方に回ります。そこからまた来ますので、2カ月から3カ月ぐらいと、そう見込んでいただければいいと思います。

以上です。

○14番（内村貞子君） 了解いたしました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） こういうところで名前が出るとは思いませんでしたけれども、ここは行政というか、理事者と議員のやり取りなのですから、お間違いのないようにしていただきたいと思いますが、私がこの国保の問題を論じているのは、国保制度そのものを論じているのではなくて、国民皆保険という大変世界にも冠たる医療制度にもかかわらず、国保税が高過ぎるために、こういう問題になっているのだから、自治体の責任で引き下げよと言っているのでありまして、お間違いのないようにしていただきたい。

ところで、先ほど中途半端になってしまいましたが、資格証明書、いわゆる短期証明書がまげて、1カ月が3カ月でも保険証をいただけたことは大変行政側も努力されているということで、いいわけなんです。資格証明書の中に、公費負担医療、こちらから失礼ではありますが、読み上げますけれども、老人医療、被爆者医療、育成医療と養育医療、妊産婦の入院助成、里親等の委託、乳児院等、それから母子保健の養育医療、厚生医療、精神保健、精神障害医療等、24あるわけなんです。この公費負担医療を資格証明書適用外にされているのか、その方々にも資格証明書が発行されているのかどうか、その点を答弁願って、私がなぜこの問題を指摘しているかといいますと、国保税を払うがために、その生活保護基準以下の生活をしている人も町長が認める特別の事情の目安の中に入れてもらえないかどうかということなのです。この点のお考えをお聞かせください。質問2点です。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 公費負担云々ということでございますが、当町ではまだそれはやってございません。先ほどの20何項目でしたか、がかわるところは福祉行政という部分も多々ございますので、そちらの方との関連といたしますか、そのお話も聞きながら検討できるのかどうかは、今初めて聞いたものでございますので、そうしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） このやりとりでは、保険証を交付する自治体の立場はよく話されるんですが、国保税として税金を払う住民の重みを感じられないやりとりではなかったかと思います。今、税源移譲で収入がふえなくても、計算上増額になって、国保税その他、住民税でも所得税でも大変な思いをして払っている、こういう住民の気持ちに寄り添っていただきたいということで、話をしているのです。なお、この国保は全国的にも高過ぎるために、年収500万円の人でも苦しい状況があるわけですので、最高限度額になったから、余裕があって納められていると、そういう感覚ではないんです。そういうところをぜひお酌み取りいただき、条例の中には町長が認めるときは特別に配慮される、そういう項目があるのですから、国保税を支払うことで、生活保護基準以下になる家庭は、特別の事情として認めていただき、資格証明書から除外してほしいということを再三訴えているのですが、この点でのご答弁はないようですが、答弁をいただきます。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） そういうふうにしていきたいと、この場で訴えられたということでございますが、この制度等、十分調べまして対応したいと、そう思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 今年度の国保にかかわる審議をしたわけですが、その中で町長の提案説明にもありました平成18年度の農業収入全体の落ち込みもあったと。しかしながら、国保の前年度の実績とか、平成19年の見通しの中にこれぐらいの国保運用上の予算はやはり必要だなとい

うところに、この11ページに出ているいわゆる財政調整基金の繰り入れ、一般会計の繰入金、こういうものの投入が町の財政の配慮だろうと、私どもは評価しているわけです。じゃあ結果的に56万円という政府の決定事項の中にはあるんだけど、先ほど課長が説明するように、そこに移行するのは、すべてが値上げになる金額ではないよと、国保税ではないよというようなことを再三説明しているわけです。ですから、昨年の場合、3地区の国保税の見直しも求められ、一時的には各地区それぞれの地区においては、下げられたところもあるし、上がったところもあるんだけど、しかし、平成19年においてそれをすべてに平等的な完全方式はこういう厳しい農業情勢の中では難しいだろうというところに今町側の財政調整基金、昨年より1億7,000万円取り崩しをしてこの運営を図ろうというところに、ここに町側の財政予算の配慮があると。こういうところに我々議員は注目をしておくべきだろうと、こう思うので、ですから、いろいろな文書、いろいろな文言等は社会の中にあるんだけど、そのことすべてがこの正当化された意見であるということでも私はないだろうと思う。

役目上、青森県の国保連合会の会合に出ることがあるんですが、いわゆる資格証明書にしても、短期証明書にしても、3年間、その対応の町の納税義務に姿勢がないところには支給していないと、こういう町村もあるわけです。ですから、我が町ではそういう措置までは入っていないんだけど、やはり義務も平等であれば、権利も平等であると。おのずとそこに共有した互助方式がこの国保のあり様なのであって、我々はここの11ページにある予算措置の仕方が町の配慮だという理解のもとに審議をして、早急に可決と、こういう賛成というふうな方向で前向きな議論をしていただくべきだろうと思うので、町長の見解をちょっとお伺いしたい。

○委員長（佐々木幹夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、佐々木元作委員、国保委員長でございますが、私どもの考えを逆に代弁していただいたのと、こう思っております。まず、国保を語るときに考えていただきたいのは、いわゆる助け合い制度なわけでございます。なぜ、国保が高いかというのは、もう立花委員も何回も同じことをいつも質問を受けておりまして、わかっているはずでございます。国保医療にかかる人が多いから、国保税を上げなければ成り立たないわけです。これが医療費が下がっていけば国保税は下げられるんです。そこはもう委員もわかっているはずでございますね。むやみに私ども上げているわけではございません。

また、滞納者を美化するというのも、私は変ではないのかなと。公平、平等に行う制度であっ

て、その中で徴収する職員もその家庭の事情はわかるわけです。そういう方々から無理やりというのも、これも生計が大変だろうと、そこで少しでも分割なり、納めていただかないと、法的にはいわゆる資格証明書を出せない。短期証明書も出せないわけです。これをすべてが滞納して、ストップしたときに、もっと大変になる。そうならないように職員も配慮してやってきているわけです。税というのは、保険というのは、いわゆる例えば生命保険、じゃあ保険料は払いませんよと。亡くなったときに保険金はくださいと。こういう制度は成り立ちますかということです。ですから、むやみに我々も生活を圧迫するようなそういうのは配慮しながら取り組んでおりますし、そういう中で、皆さんも貴重な財源を国保税に納めていただいているというのも我々も十分把握しています。そういう中で、国保制度が成り立っていくためにも必要な部分、この部分をお願いしているのでありまして、考え方の相違もこれはあると思っています。さまざまな部分で十分議論もされたと思っておりますし、決して、この委員会だけではなく、担当課でちょっと確認すればわかるようなことも今いろいろ聞いて、たくさんある、そう思っております。そういうことで、国保制度というものをもう１回考えていただいて、いわゆる助け合い制度の中で成り立っていると、このことをご理解をいただきまして、できますれば、もう委員長、採択ということでもよろしいのではないかなと、私はこう考えております。

○委員長（佐々木幹夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 私が言いたかったのは、まさに先ほど佐々木元作議員ですか、それに答えての町長の答弁の内容の範囲の中でのことなんですよ。ですから、しからばもっと建設的なことを考えたいなと考えるわけですね、私らも、私としては少なくとも。どうしたらじゃあ病気にかからないようになるかとか、それを云々という、そういった方向に考えるのが非常に私らの役目かなと思ったりもするんです。ただ、何といたしますか、私らがどういう気持ちでいても、立花議員にとっては余り関係ないことであって、それはわかっているつもりなんですけれども、少々先ほど町長が発言なさった美化にも似たような、そういったなんかヒロイックなそういうような表現をすることをするのは決して正しい姿勢ではないような気がしてならないんですね。そういった意味で、これから、ちょっと私らの責任として、この国保に関してはもっと違う視点を持って、活発な議論をしていきたいなと、私は考えておるわけです。その発言をしたかっただけです。ありがとうございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。7番、中村善一君。

○7番（中村善一君） わかりました。いろいろありました。長く今討論しましたので、一つだけ一般の人から要望があったのを思い出して、一つ聞きます。「一定の高額医療を後から払い戻しをするんですけれども、もう最初から払い戻しするようにされないものか」と、私二、三人から言われました。「無理じゃないのか、だからやっていないのじゃないのか」と言ったら、「どこだか、弘前だかどこだかではちゃんとやっていて、もう初めから高額医療は払い戻しは戻す方はまずやるんでしょうけれども、少なく取るようにしているところもある」そうです。そういうことがあるのであれば、やった方がいいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 確かに、中村委員おっしゃるとおり、そういう制度がございまして、当町も19年度からそういう窓口でもう負担金だけお払いをして、あとは病院の方と役場とのやり取りでそういうふうに可能になります。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） さまざまな考えがあるんでしょうけれども、この医療問題を考えるときに、社会保障制度であるのに、互助制度、助け合い制度だというような間違った考えをしているのではないのでしょうか。社会保障制度であるがために、国に対しても、県に対してもその正当な国保に関する予算を獲得するように訴えているんですが、では、県や国はどのように各自治体に国保のために予算を出しているのですか。県は一体どのくらいこの国保予算を出しているのか、はっきりしたところを答弁願います。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 互助制度だと申しているわけではございません。ただ、社会保障制度の中に、やはり互いの持分がございます。そういうところの議論をしているものでござ

います。

それから、県、国からどのくらい入っているかということにつきましては、この歳入の予算書をごらんいただければ歴然としていると、そう思います。

以上です。

○20番（立花寛子君） 1人あたりは幾らですか。

○委員長（佐々木幹夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2007年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

まず初めに、先ほどもありましたが、医療制度は社会保障制度であり、互助制度でないことを重ねて訴えたいと思います。ただいま、国保加入者は国保税を納めたくても納められない状況が続いています。国保税が高過ぎるからです。収入が不況や倒産など、伸び悩んでいるがために、国保税を納めることで生活保護世帯以下の生活を強いられています。短期保険証、資格証明書の発行も行われています。今、大切なのは低所得であることを特別の事情と認め、制裁措置から除外することです。国が責任を果たし、支払い能力に合った国保税に引き下げることが一番の改善ではありますが、町独自の国保税減免を要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。32番、山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 私はこの国保税というのかな、立花議員が一生懸命今反対討論をしましたがけれども、何かわかるような気がする。私はでも立花議員に賛成ではありません。この相互扶助という精神はやっぱり生きているんじゃないのかなと。国民皆保険というのは、国保にしる、あるいは健保にしる、組合保険にしる、国では、今まさに立花さんがおっしゃっているようなことを、そういう人たちを救うためのものだとは私は思っています。そういう論理で言いますと、例えば、保険料を払って全くその恩恵を受けていない、そういう人たちの方が何倍もあるはずです。

そういう議論はなされない。これはやっぱりこの議論をするときには総合的な議論をするべきだと。ただ一つの分野だけ、さっき川守田さんも一生懸命言っていますけれども、それだけでは解決されないんじゃないかなと、私はそう感じます。

ですから、一つの例ですけれども、この問題は、さっき町長の答弁にもありましたとおり、何年も何10年も前から私も聞いています。大体同じようなことです。保険料を払えない人も確かにいます。だけれども、払っても一切恩恵を受けていない人の方が多いということです。これらを含めた議論をするべきだ。しかし、実際払えない人たちのための対策も講じるべきだ。

それともう一つ、我が町には自治体病院があります。ここで罹患率を下げる。こういう議論をするべきではないかと。私はそう思います。一つの例ですけれども、お金にかかわるのですが、私が商工会に携わっていたときに、このマルケイといいまして、零細中小企業者のために、無担保、無保証で、今は大体550万円ぐらい貸してくれていると思いますけれども、そういう制度があるんですよ。これをどうするかというと、単位商工会に審査委員を設けて、その同じ会員が5人なら5人審査員になって審査をして、国民金融公庫に出すと。そうすると、ほとんどストレートでお金を貸してくれる。これはどういうことかと言うと、そのお金を借りたい人が所属している単位商工会の人たちが審査をして貸してあげたら、責任の所在が国金でただ貸してやるのと違うと。そういうことから、そういう制度を設けているなど、こう思うんですよ。じゃあ、それをやったから全部お返しするのかというと、やっぱり問題が発生する。今の立花さんの議論と同じなんですよ。払えないのは払えないんですよ。それをどうするかというと、3回払えなければ、事故口として、別扱いをして別に処理するんですよ。だからやっぱりそういうことも我々議会の中で議論して、考えて、対応をすべきではないかなと。私はそんなことを感じて、前からそう感じているんですよ。そうでなければ、この国保の問題が出るたびに立花議員の演説を聞かなければならないんですよ。ですから、どうも悪いとは思わない。思わないけれども、偏っていると。しかも同じことの繰り返しだと。進歩がないと、こういうことになるんですよ。

私は今提案の35号ですか、これには賛成です。賛成ですけれども、皆さん考えてみましょう。これは大変重要な課題だと私は考えています。

終り。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（佐々木幹夫君） 着席願います。起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

（午後０時01分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後１時00分）
.....

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第36号、平成19年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、議案第36号、平成19年度南部町老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

１条、歳入歳出の総額をそれぞれ24億9,095万4,000円と定めるものでございます。

歳出の方から説明いたします。８ページからでございます。第１款医療費、１項医療諸費、１目の医療給付費24億4,464万円の負担金、それから、２目の医療費支給費は3,406万円の負担金でございます。３目審査支払手数料1,195万1,000円、合わせまして24億9,065万1,000円とするものでございます。以下は項目の策定でございます。

次に、歳出の方でございますが、６ページでございます。１款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目の医療費交付金は現年度分といたしまして12億3,935万円、２目審査手数料交付金は1,190万5,000円、合わせて12億5,130万2,000円とするものでございます。

次に、２款国庫支出金でございますが、１項１目の医療費国庫負担金は８億2,623万4,000円でございます。

3 款県支出金でございますが、医療費県負担金 2 億655万9,000円でございます。

4 款繰入金、他会計繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、2 億685万3,000円でございます。あとは項目のものでございます。

以上で簡単ですが説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページといたしましては6ページと8ページ、歳入と歳出に絡むのですが、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、2 目審査支払手数料交付金と歳出、1 款医療費、1 項医療諸費、それから、1 目医療給付費、2 目医療支給費、3 目審査支払手数料、この性格をお知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 8 ページの歳出の方の医療費、医療給付費24億4,464万円でございますが、性質といいますと、これは支払基金の方への負担金ということでございます。あと、2 目も3 目も同じということでございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今なぜお聞きしたかといいますと、やっぱり先ほども絡みますけれども医療費を引き下げるためにはどうしても健康づくりとか、健診率を高めるなどが必要ではないでしょうか。そういうことでお聞きしているのですが、医療費の動向として、これは平成13年12億6,000万円、14年12億200万円、15年12億2,400万円、16年12億1,600万円、17年は12月末までの数字は7 億9,300万円だったんですが、17年度の正確な数字と18年度はどうなっているか。そして、新年度予算案にはどのぐらいの医療費が見込まれているのか、どの数字にそれが書いてあるのか、ページ数でお知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 年度を追ってその負担金、支出の方の医療費でございますが、給付費が変わっているということはそんなに差はないんですけれども、ただ、徐々にこれからふえてくるだろうと、そういうことがございまして、前にも一般質問の方にもございました後期高齢者の医療制度、保険制度がこれから20年度からできるということでございます。これは後期高齢者の医療広域連合になりますが、これはやはり今までは単に国保の方からの基金ということで、老人の方々もじゃあどこにその責任の所在があるのかというところが見えにくい老人保健でございます。それをやはり分けることによりまして、若年者からの一般会計からも分けることによりまして、じゃあ高齢者の方にいたしますと、どのくらいの医療費がどのくらいかかっているのか、そして、上がってくれば当然保険料も上げざるを得ないというようなそういう状況が見えてくるということで、後期高齢者医療広域連合の保険制度が発足するわけでございまして、そういう制度になる予定でございます。

どのように計算をされているのかということでございますが、前年度の決算等を加味しまして決定しているわけでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(佐々木幹夫君) ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番(立花寛子君) この老人保健法の中には、40歳以上の人を対象とする医療等以外の保険事業というものも含まれておりますが、この予算の中にも入っておりますか。

それから、健康健診ということもこの老人保健法の仕事の中に入っておりますが、そちらの受診状況はいかがでしょうか。

○委員長(佐々木幹夫君) 住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) この老人保健の方には40歳以上のというようなものが入っております。ただ、国保の方の予算でも説明をいたしましたが、特定健診という部分が出てきます。これは高齢者の方に健診を受けてもらうと。そしてまたそれを続ける。確かに健診を受けた。悪いところが見つかった。ただ、それを放っておくという傾向が強うございます。これを医療機関に行って、完治してもらうか、治療してもらうと。そういうような制度を強めることによりまして、医療費のかかりも低減されてくるのではないかと。そういうことでの制度でございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2007年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。

療養病棟に入院すると、70歳以上の高齢者の食事、居住費を全額自己負担にする。70歳から74歳の患者負担は現行の1割から2割に引き上げるなど、75歳以上の後期高齢者医療制度の新たな保険制度の押しつけで老人の生活を破壊しております。年寄りには邪魔者扱いと、怒りの声が全国に広がっております。老人いじめの老人保健法、そのものに反対していることを表明し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（佐々木幹夫君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第37号、平成19年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第37号、平成19年度南部町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

まず最初に、歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出の予算の総額はそれぞれ19億7,766万1,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明いたします。13ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費のほかに、13節委託料に被保険者管理システムと包括支援センター業務支援システムの保守の委託料といたしまして543万円を含む合計で3,053万6,000円を計上しております。

次に、14ページをお開き願います。3項介護認定審査会費は1目の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金と2目認定調査等費を合わせて1,355万6,000円を計上しております。

次に、15ページになります。第2款保険給付費は、介護認定を受けた方々の各種サービス費として1目介護サービス等諸費17億2,345万4,000円を初め、次、16ページになります。お願いいたします。16ページの上段左になりますが、合計で18億9,402万円を計上しております。

次に、第4款地域支援事業費は、1項介護予防事業費に1目、2目の合計で1,406万3,000円、それから、2項包括的支援事業・任意事業に、次のページをお願いいたします。18ページになりますが、合計で971万8,000円を計上しております。

次に、第6款公債費は2目財政安定化基金償還金といたしまして1,247万9,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。8ページをお願いいたします。第1款保険料、第1項介護保険料ですが、第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収、それから2節普通徴収、それから3節の滞納繰り越し、合わせて3億2,491万7,000円を計上しております。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は現年度分といたしまして3億4,343万8,000円で、保険給付費の20%相当分でございます。

次に、9ページの上段になります。第2項国庫補助金、1目調整交付金は現年度分といたしまして1億1,363万6,000円、給付費の約6.7%相当分でございます。

次に、第4款支払基金交付金、1目の介護給付費交付金は、現年度分5億8,713万8,000円で、保険給付費の31%相当分でございます。2目の地域支援事業支援交付金は、現年度分436万3,000円を計上しております。

次に、第5款県支出金、第1項県負担金は、現年度分2億7,210万9,000円で、保険給付費の12.5%相当分でございます。

10ページをお願いいたします。第3項県補助金は、地域支援事業交付金といたしまして合計で372万1,000円を計上してございます。

次に、11ページになります。第7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は2億7,211万円を計上してございます。保険給付費の町負担分12.5%相当分でございます。2目その他一般会計繰入金は4,491万2,000円を計上しております。職員給与と事務費繰入金でございます。3目の地域支援事業交付金介護予防事業費は175万7,000円、それから、包括・任意事業は196万4,000円を計上しており、町負担分の12.5%相当分でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 17ページ、4款2項2目総合相談事業費の中の地域包括支援センターブランチ型相談窓口について、中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 地域包括支援センターブランチ型相談窓口とありますが、これは地域包括支援センターに来る前の段階といたしまして、現在まで予定しておりますのは、南部町社会福祉協議会、それから、孔明荘さん、それから長老園さん、ここに在宅介護支援センターがございますので、各種の相談の第一段階の窓口として相談を受け付けていただいて、その相談の内容を地域包括支援センターの方に申し送りをしていただくと、そういう役割を担っていただくというものでございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 予防重視型システムへ転換をしていくことになって、新予防給付が始まるわけですが、要支援、さらには要介護、軽い方の段階だと思うんですが、その辺の給付の形が変わってくることだろうと思いますけれども、実際には要支援、要介護の中で、新しい形に認定が変わるというんですか、そういうその対象者というのはどの程度あるんでしょうか。

それから、今度変わる新しい給付の形がこういう要支援、要介護の変わる部分の方のその給付の内容というのはどういうふうに変わっていくんでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に、対象の人員でございますが、国の指導によりまして65歳以上の方々の約5%を見るということになっていきますので、南部町には65歳以上の方が現在大体6,030名余りございます。その5%ということですので、大体300人ぐらい、実際これは特定高齢者、要支援1、2の方々、どれぐらい実際に出てくるかということについては、これから健診を受けていただいて、その結果でないとどれぐらいの、実際の人数になるかというのはちょっと不明でございますが、国の指導によって300人前後の要支援の方々を予想してございます。

それからあとは、要支援1、2の方々がどういうサービスを受けるのかということにつきましては、今度新しく運動機能の向上とそれから栄養改善、それから口腔ケア、歯の部分ですね、こういったサービスが今度新たに今まで受けていたサービスにプラスになって、サービスが開始されるということになります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 介護保険全体についての総括質問ということでさせていただきますが、老健なんぶ事務長より、退所したり、サービスを控えているとか、そういう方がふえているというお話がありましたが、この予算書の中にはその影響が書かれているのでしょうか。ご説明お願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず、サービスを控えているという事例も中には全くないわけではありませんで、何件かはありますが、予算の中にはそういった方々への控えているという部分についての予算措置という部分についてなされておられません。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 一番最初に説明していただいたサービスの金額の中に、要するにサービスを受けられないだろうというような数は入っていないということになりますか。要するに、結構保険料が高くて1週間に1回のデイサービスを少なくしているとかというような考慮はなくて、大体計算上こういうふうにサービスを受けるだろうという見込みのもとでやっているということですか。その上に立っての数字ということでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） サービスの給付につきましては、認定の申請をして、介護度幾ら幾らと認定された方に対しての給付費というふうにご理解をしていただければと思います。その中でおのおの家庭のその世帯の事情によって、サービスを控えるという部分につきましては、予算上には反映されてございませんが、これはあくまでも認定された方々に対しての給付費ということになってございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 2007年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。

介護保険制度における介護保険料が耐えがたい負担になっております。保険料は一生の間、死

ぬまで払い続けなければなりません。どうしても保険料が払えずに、１年間滞納すると介護を受けようとするとき、まず、全額自己負担をした上で、後から申請して給付分の払い戻しをすることになります。こんな状況で医療や介護が安心して受けられるでしょうか。全国的に介護保険料の軽減、免除、また利用料の軽減措置などとられる自治体がふえてきております。町独自の軽減策をとられることを強く要求し、反対討論いたします。

反対討論を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（佐々木幹夫君） 着席願います。起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第38号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第38号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ819万3,000円とするものでございます。

それでは、最初に、歳出の主なものについてご説明いたします。8ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費と介護支援事業所を運営するために必要な経費として合計で819万3,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページにお戻り願います。第1款サービス収入、第1項介護給付費は、計画の作成の収入といたしまして819万円を計上してございます。収入先は県国保連となっております。

あと、2款、3款、4款、につきましては項目の設定のみでございます。

以上で簡単ですが、説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第39号、平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） 議案第39号、平成19年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算についてご説明をいたします。

この予算は、平成18年度決算見込みをもとに、業務の予定量及び予定額を計上しております。

総則の第2条、業務の予定量は病床数66床、うち一般病床26床、療養病床40床。年間患者数は、入院2万3,424人、前年度比119人の減。外来、5万6,448人、前年度比588人の増。1日平均患者数は、入院64人、0.5人の減。外来192人、前年度比2人の増を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出については、収入、支出とも10億760万円で、前年度比2,110万円の増の予定額となっております。内訳については、21ページからの予算説明書でご説明いたします。

次のページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出については、収入9,118万5,000円、支出は1億860万2,000円の予定額となっております。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1,741万7,000円は、過年度損益勘定留保資金1,741万7,000円で補てんするものとする。過年度損益勘定留保資金とは、過年度の利益と現金の支出を伴わない減価償却費などにより、留保している現金預金のことです。内訳については、30ページからの予算説明書でご説明いたします。

次は、3ページの第9条、他会計からの補助金、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1,932万円です。この補助金は繰り出し基準による一般会計からの繰入金で、企業債償還元金の増等により、前年度より1,334万円の増となっております。

21ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入についてですが、病院事業収益は10億760万円で、前年度比2,110万円の増を見込んでおります。うち、1項の医業収益は9億6,549万円で、前年度比1,375万円の増となっております。これは、1目の入院収益は2億7,726万4,000円で、前年度比77万6,000円の減、3目のその他医業収益は室料差額収益から次ページの他会計負担金まで合わせて1億2,131万4,000円で、前年度比46万8,000円の減となっておりますが、2目の外来収益を患者数の増等により、前年度より1,499万4,000円多い、3億6,691万2,000円を見込んだことによるものです。

22ページをお開きください。2項の医業外収益は、1目の受取利息配当金から5目のその他医業外収益まで、合わせて4,211万円で、前年度より735万円の増を見込んでおります。これは、一般会計から繰り入れしてもらう2目他会計負担金の高度医療に要する経費と3目他会計補助金の共済組合追加費用の増が主なものです。

次は、支出についてご説明いたします。病院事業費用も10億760万円で、前年度比2,110万円の増を見込んでおります。支出のところは23ページです。うち、1項の医業費用は9億8,529万5,000円で、前年度比1,982万1,000円の増となっております。内訳は、1目の給与費は医師給から次ページの法定福利費まで、合わせて6億4,747万3,000円で、前年度比2,362万円の増となっております。これは、医療技術員、看護師、介護福祉士の費用増が主な要因です。2目の医薬品、次ペ

ージをお願いします。2目の材料費は薬品費から医療消耗備品費まで合わせて1億4,110万円で、前年度比500万円の減、3目の経費は厚生福利費から27ページの雑費まで合わせて1億5,742万円で、前年度比128万円の増となっております。経費の主なものは26ページ下段の医事業務等委託料の9,355万円です。4目の減価償却費は、建物減価償却費から機械備品減価償却費まで2,892万2,000円で、前年度比385万9,000円の減。5目の資産減耗費は、棚卸資産減耗費と固定資産除却費で538万円、前年度比418万円の増となっておりますが、これは19年度で購入予定の医療機器更新に伴う除却費でございます。

次のページをお開きください。28ページです。6目の研究研修費は図書費から研究雑費まで500万円、前年度比40万円減の計上となっております。2項の医業外費用は、1目の支払い利息及び企業債取り扱い諸費から4目の雑損失まで、1,680万5,000円で、前年度比72万1,000円の減となっております。費用の主なものは、企業債利息1,431万5,000円であります。

29ページです。3項の特別損失は、過年度分診療報酬査定等による過年度損益修正損として、前年度比200万円増の250万円を計上しております。4項の予備費は前年度と同額の300万円を計上いたしました。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入についてですが、資本的収入は9,118万5,000円で、前年度比7,339万5,000円の増を見込んでおります。これは、医療機器購入と企業債償還元金の増によるものです。うち、1項の企業債は6,100万円、2項の出資金は企業債償還元金の一部として、一般会計から繰り入れしてもらう他会計出資金として、前年度より557万円増の2,336万円、3項の繰入金は医療機器購入に伴う国庫補助金682万5,000円を国保事業勘定繰入金として見込んでおります。

支出についてご説明いたします。31ページです。資本的支出は、1億860万2,000円で、前年度比7,892万4,000円の増を見込んでおります。これは収入のところでご説明いたしましたとおり、医療機器購入と企業債償還元金の増によるものです。うち、1項の建設改良費は、CT撮影装置等の有形固定資産購入費に6,805万2,000円、2項の企業債償還元金は企業債償還元金の増により、前年度より1,087万2,000円多い4,055万円を見込んでおります。

初めにもご説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,741万7,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今、名川病院のご説明をしていただきましたけれども、その中で減価償却費というのが4目にありまして、償却費の中でも10ページ、11ページの貸借対照表を見ますと、この建物の減価償却累計費というのが3億4,229万6,000円、これは建設当初に比較してみますと、7億8,400万円ということですから、大体半分ぐらいの減価償却がされているなという状態と、それから構築物に関してもそうですし、また、機械、備品等でも大分償却されておりまして、車両等は784万4,000円、これは流動的かも知れませんが、現在は本当にもう数値に値しないぐらいの減価償却といたしますか、残存機能がないという、そんな感じでございます。建物は何年に建設されて、こういうふうな減価償却をするための試算がどのようにされたのかということと。それから、車両等も全く値がなくなっているということの状況、それから、医療機械ですけれども、おおよそ全部償却というような形の数字かなと、そんな感じにも状態が老朽化してがたがた状態で、業務をやっていくのに大丈夫かなというそんな数字なのかなって判断するわけです。

未収金につきましても、未収金は1億5,181万円、おおよそであります。そしてまた、当年度の未処分利益剰余金というものがありまして、これはどういう体質で、どういう状況でこういうふうな項目が出て、その内容はどうなっているのか、その辺をまずお知らせください。お願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） お答えいたします。

まず初めに、減価償却費についてなんですが、建物については病院の古い建物は昭和43年の築造であります。以降、増築は平成に入って間もなく、新館なんですが、そのほかに医師住宅とそのほかに検査棟ということで増築を進めてきました。それらの減価償却費がこのように上がっています。

あと、医療機器についてということのご質問がありましたが、医療機器については、何の機械でもそうだと思いますが、耐用年数というものがああります。仮に10年の耐用年数ということで機器を購入しても、耐用年数が10年来たから即更新ということじゃなくて、使えるのであれば、15年、20年ということで、耐用年数10年の医療機器を購入して、以降15年まで使ったと。これ以上はできないということで初めて更新ということに入っていきます。そういうことで、平成19年

度は約7,000万円ぐらいの医療機器の購入のお願いをしているところであります。

あと、流動資産のところの未収金のことなんですが、未収金は今年度末でもって1億5,181万8,000円という数字が今上がっているんですが、これの主なもの、医療費の診療報酬分です。それで、診療報酬は2カ月後にしか入ってきませんから、2月、3月分は未収ということでここに上がっています。そういうことで、この大半は医療費の診療報酬の金額です。この未収金は1億5,181万8,000円ということで、ほとんどは2カ月分の診療報酬の未収分と、あとは各種委託料等でもって年度内3月31日までに入金されないものも未収として上がってきます。後もう一つは、患者の一部負担金としての未収であります。これ三つを全部まとめたものが未収金として1億5,181万8,000円。

その一つ上に現金預金とあります。4億5,640万円、これは留保資金ということになるんですが、今年度末でもっての留保資金を4億5,640万円と見込んでおります。

最後に、剰余金のところなんですが、11ページの利益剰余金として、減債積立金が300万円と上がっています。この300万円は平成17年度合併をして、南部町名川病院となったときの利益のうち、減債積立金として300万円を積み立てしております。この積立金は利益が出た年度において、20分の1以上の金額を減債積立金として積み立てなければならないという地方公営企業法の規定がありますから、それに基づいて減債積立金は積み立てしております。

最後のところで、当年度未処分利益剰余金9,273万8,000円とありますが、この金額は前年度の利益と当年度利益見込額を合わせた金額が9,273万8,000円で、前のページの9ページなんですが、当年度純利益を4,455万6,000円と見込んでおります。これから20分の1以上を、これから決算時期に向けて減債積立金として積み立てるものであります。ですから、ここはそういうことで未処分利益剰余金という名目で計上しているものです。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 外来患者さんはこういった増加しているようですし、人数的にも多いようですけれども、病床に関しては66病床あるうちに、平均して64床ぐらいということで、まだ改良するというか、その辺も解決していった方がいいかなと思う。1人、2人と考えるでしょうけれども、満床ということと、あきということは大分ニュアンス的にも差がありますので、その辺の改善をした方がいいかなということと。

それから、日ごろ町長さんもお話しておりますが、医療センターの問題にちょっと波及しますと、こういうふうにがたがたとは、大丈夫だとはおっしゃっていましたが、それにしても、部分的にもいろいろなところで一生懸命頑張っているんだけれども大変だなという部分も見受けられるので、建物もそうですけれども、中に入ってみますと、大分老朽化の部分がいっぱいその部分を占めている。6,000万円ですか、改造の処置もしているし、さまざまやっているわけですが、大変建物にしてはよぼよぼの状態も目立っているので、今後さまざま高齢者のピーク時を間もなく迎えて、高齢者も大分徐々にではあるでしょうけれども少なくなっていく前に、そういうふうなゆとりを持った動き、つまり、できれば私も今まで一生懸命「黒字黒字」って、おっしゃっていたので、余りそんなに気にもしていませんでしたけれども、中身を見て、建物も見ますと大分老朽化していますし、ですから、そのセンターもそういう社会的な悪条件がそろわないうちに、収益も見込めるような社会情勢のうちに、そしてまた、助成も幾らか効力を発揮できる時期にセンターも余り遅くならないうちにやった方がいいのかなって、このごろ実感している次第です。現物も再度再度見ました。ですから、その辺も考え合わせながらいろいろ努力なさっているのはわかりますけれども、そういう方向性を少し強調してみたらいかがかなということで、私の質問を終わります。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） これにて質疑を終結いたします。答弁必要ですか。町長。

○町長（工藤祐直君） 病院運営につきましては、千葉院長初め、医局の皆さん方、または病院スタッフ、大変今日まで努力をされて、当時1億2,000万円の単年度赤字から5,000万、6,000万円の黒字経営に努力をしていただきました。今後非常に自治体病院再編成が言われている中で、町立病院は健全運営を維持できているなど。そういう中で、非常に旧棟につきましては、昭和43年建築ということで非常に老朽化しております。そういうことで、旧名川時代から医療センター構想ということが議論されてきまして、できるだけ早急に取り組みたいという部分が当時からあったわけですが、財政状況を見ながら、そしてまずぎりぎりまで病院スタッフにも頑張ってもらいながら、今年度調査費等400数十万円計上させていただきました。そういう調査をまた新町になりましたので、説明をさせていただきながら、今後どういう年度でどういう計画で取り組んでいけばいいかということをして19年度にしっかりと計画を立てながら、当然規模的には簡単にできる予算規模でもありませんので、財政の方と検討しながら、いわゆる先般財政課長も言

いました、平成20年か21年、ここが償還のピークになっていくという部分、そういう償還年度のピークも考えながら検討して前向きに取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 伺いたいことがあります。

この名川病院というのは、どの程度の医療レベルを発揮なさっているのか。というのは、手に負えない患者の囲い込みのようなことは、今はなさっていないと思うんですけども、現在の医療水準というのはどのあたりを想定して行っているのかということを伺いたいと思います。

それから、包括医療保健センターですか、その創設に向けて、同じようにどの程度の医療レベルのことを想定なさっているのか、伺いたいと思います。

それから、八戸の市民病院、労災病院、日赤病院ですか、非常に高度なところはそういったところへという、了解のもとで今のような自治体病院の方向性というのが定まったと思うんですが、現在の連携のあり様を説明してもらいたいと思うんです。

それで、何でもこういったことを聞くかということ、まず、つい最近、八戸市民病院に関しては市民以外の外来であれ、入院であれ、八戸市以外であれば割増料金をどうのこうのっていうことを耳にしました。そういったことがまかり通るのかなという、私は素朴な疑問があるんですが、それと、過去の経験なんです、例えば市民病院で初診を受けて、どうやら市民病院からも労災の方がこの場合はいい先生がおるようだし、いいみたいだということで、私らの社員が労災へ移ろうとしました。そうしたところ、「じゃあもうすべて市民病院と縁を切って労災に行ってください。今後私は関知しません」と、そういったことを言われた経験があるんですよ。眼科の虹彩の手術に関してのときだったんですが、さすがにそういうことを言われますと、ちょっと患者の方としてみれば不安になるんですね。患者の悪質な脅迫による囲い込みみたいな、そういう印象があったんですね。その市民病院と労災病院がそういう関係なんであれば、例えば、弱小な自治体病院と市民病院であれ、ほかの大きな3病院との関係はどういうふうになっているのかというのは非常に興味があることなんです。わかる範囲で教えてください。

○委員長（佐々木幹夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） お答えいたします。

医療レベルはどの程度かということなのですが、今現在、名川病院は大きな手術といいますが、手術関係はほとんど行っておりません。外来において医師が診断して、手術等の必要がある患者さんについては、患者の意向を酌んで、主に八戸の３病院、市民病院、労災、日赤、そのほかに患者さんの希望があればそちらの方に紹介状を書いて、そちらの方をお願いをすると。あと逆に、連携ということで、一たんやはり手術等の処置が終わった場合、患者さんが再度名川病院の方に入院したいということであれば、逆紹介という形で向こうの病院から紹介状、もしくはうちの医師と連絡を取り合って、私どもの病院で入院してもらおうと。そういうことで、手術等についてはほとんど現在は行っておりません。要するに、プライマリーケアということで、家庭的な状況の診療を行っているかと思っております。

あと、保健医療センターの機能についてということかと思いますが、この実現された場合においても機能と規模については現在と大きくは変わらないものと思っております。

あと、連携については、主に公的病院ということで八戸市民さん、労災さん、日赤さんとほとんどトラブルなくて、連携はなされているものと思っております。現に、うちの病院は66床なのですが、ほとんどではないんですが、15%ぐらいの患者さんはこちらの病院からの紹介の患者さんが入院されております。

あと、転院ということについてなんですが、これは私の方の病院としては、あくまでも患者さんの意向を酌んでそちらの病院に入院をしたいということについては、極力そのように病院さんの方には打診をしているつもりなんですが、何かちょっとこのご質問についてはよくわからなかったんですが、名川病院に関してのご質問だったでしょうか。

○25番（川守田稔君） いいです。そこまでいいです。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 転院について、さっき申したのは、名川病院がどうのこうのっていうことではなくて、県内の医療体制を組む時点で、高度医療は市民病院、日赤、労災病院、３病院にという、そういうことを前提として今の医療体制というのをつくり上げてきたと私は思っているんですが、ですけれども、市民病院さんと労災病院さん、少なくとも私が知っているのはその二つの間のことだったんですが、何というかそういう関係がその３病院に対してあって、そういう状態で安心して私らが小さな自治体病院として信頼し合ってその３病院と連携をこれから維持

してって、安心していいのだろうかということの確認の意味でした。そういうことですので、願わくは、そういったぎすぎすした収益、採算性を一番最初に論じるような病院のあり方というのは私は余りしたくないと思っているんですが、それが現実なのであれば仕方ないと思うんですが、なるべくはそういう関係にならないような努力をなさっていただきたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 答弁はいいですか。

○25番（川守田稔君） いいです。

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
ここで2時20分まで休憩いたします。

（午後2時07分）

.....
○委員長（佐々木幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時21分）

.....
議案第40号から議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） お諮りいたします。この際、議案第40号から議案第42号までの平成19年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計予算を一括議題とい

たしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木幹夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までの議案3件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(神山不二彦君) それでは、続けて3件ご説明申し上げます。

最初に、議案第40号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,249万4,000円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。8ページの歳出からご説明いたします。主なものについて説明いたします。給与手当については、職員2名分を総務課試算により計上してございます。9節の旅費から13節委託料までは、補助事業事務費対応の費用が主なものでございます。工事については、大向地区の馬淵川の横断230メートルのための管渠工事費を計上し、22節の補償費については、立木、水路等の移転補償でございます。27節公課費については、消費税の名目計上でございます。

2款1項1目利子については、地方債利子の償還金と一時借入金利子です。

それでは、7ページにお戻りをお願いします。歳入について主なものを説明いたします。1款の公共下水道事業補助金1億3,000万円については、対象事業費の50%の計上でございます。

2款の1,249万2,000円、一般会計繰入金については、事業費から補助金と起債額、繰越額及び雑入を差し引いた額を計上しております。

それから、3款繰越金、それから4款の諸収入については名目計上でございます。

5款の町債については、平成18年度より100%充当となりましたので、事業費から補助金を差し引いた額を1億3,000万円計上しております。

戻りまして、4ページの2表に限度額を設定しております。4ページにお戻りください。地方債の限度額、先ほど説明した額ですけれども、1億3,000万円を計上してございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、青いページにお進みください。議案第41号、平成19年度南部町農業集落排水事業

特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 9,390 万 5,000 円と定めるものとさせていただきます。

11 ページをお願いいたします。歳出の方から主なものを説明いたします。1 款 1 項 1 目一般管理費については、上名久井地区の加入奨励の集会所の借上料、それから、各団体の負担金等を計上してさせていただきます。2 目の施設管理費については、苔米地ほか 3 処理施設の維持管理料と公用車 2 台分の車検にかかる費用を見積もりにより計上してさせていただきます。それから、13 節委託料の下の方に C A D 入力業務とさせていただきます。これは新規の加入台帳を図化整備するためのデータ入力作業の委託でさせていただきます。

12 ページにお進みください。2 款 1 項 1 目の施設建設費については、職員 2 名の給料、手当とそれから事業の対応事務費を計上しております。12 節役務費の電話回線の計上なんですけれども、これはマンホールポンプ 11 台分に取りつける電話回線の契約料でさせていただきます。それから、13 節の委託料でさせていただきますけれども、これは上名久井・福田地区の処理施設、管路施設の積算、施工監理の費用でさせていただきます。それから、15 節の工事請負費でさせていただきますけれども、7 億 6,900 万円でさせていただきますけれども、上名久井は管路 6,300 メートル、それから、汚水マンホールに取りつける中継ポンプが 8 カ所、それから、福田地区につきましては、処理場と管路 700 メートルの実施のための工事費用を計上してさせていただきます。

3 款 1 項公債費については、借入元金と利子及び一時借入金 3 カ月分の償還を計上してさせていただきます。

次に、歳入を説明いたします。9 ページにお戻りください。歳入の主なものについてご説明申し上げます。9 ページです。1 款 1 項 1 目の分担金は、上名久井、それから下名久井地区の 20 戸分ずつ 40 戸の加入金を見込んでおります。

それから、2 款 1 項 1 目の使用料については 4 地区 585 戸の使用料を見込みました。2 款 2 項 1 目の検査手数料は、同じく 70 件の手数料を見込んでおります。

それから、3 款 1 項 1 目の県補助金については、上名久井・福田地区の補助対応事業費 7 億 6,760 万円の 50% の計上でさせていただきます。

4 款 1 項 1 目の繰入金についてでございますけれども、総事業費から補助金と起債、それから雑入と繰越金を差し引いた額を計上してさせていただきます。

次のページへお進みください。7 款 1 項 1 目町債は 18 年度より 100% の充当となりましたので、対応事業費から補助金を差し引いた額全額を計上してさせていただきます。

6 ページにお戻りください。6 ページ、3 表に限度額を設定してございます。4 億2,380万円を計上してございます。先ほど起債額の限度額 4 億2,380万円を計上でございます。

5 ページにお戻りください。継続費の説明でございます。第2表でございます。これは福田地区の農業集落排水事業の終末処理場の建設に係る継続費でございます。事業年度が2カ年にわたるために、各年度額の支出を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、また青ページまでお進みください。議案第42号、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124万1,000円と定めるものでございます。

7 ページにお進みください。歳出から説明申し上げます。1 節の報酬はクリプト対策事業に係る変更認可のために開催する委員会の委員の報酬でございます。それから、2 節は町外委員の車料の費用弁償を計上してございます。それから、11節、13節の需用費、それから委託料につきましては、水質検査、検針に係る諸費用を計上してございます。

6 ページ、歳入についてご説明申し上げます。歳入として、1 款使用料は、18戸分の使用料でございます。

2 款の繰入金として一般会計から83万7,000円を計上しています。前年度比275万7,000円の減額は、認可設計委託料がなくなったための減でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。18番、馬場又彦君。

○18番（馬場又彦君） 平成12年度から計画予定で、6 年たってやっと工事が始まったわけですが、先ほど、ことしは大向地区の工事と言っていましたけれども、そのほかに工事計画がないのか。

それと、私の住んでいるところは門前町内といいまして、ポートピアから南部の分庁舎、体育館のあたりまでなんですけれども、これが15年ぐらい前でしたか、多分農村定住化促進事業か何かの事業で、農村集落排水の計画の説明会がありまして、町内会館に皆さんを集めて説明したんですけれども、知らないうちに立ち消えになったと。これはやっぱり工事費が高いのとまた、うちの部落は簡易水道で、ことしみたいに雪が降らないと夏場に断水になる可能性があるんですよ。

それにもかねて、この話がなくなったような気がしますけれども、これもこの下水道建設に当たって、今後加入率を高めるにどういう対応策、それがあるのか、その辺の説明してもらいたいと思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） ただいま1期分として、大向の都市計画区域、それから沖田面の一部、役場の周辺を中心にして工事を進めております。当初始まったときは、5年で1期分をやる予定でございましたけれども、財政等のいろいろ見直し等ございまして、全部で7年間でやることになってございます。ただ、供用開始については、6年間で終って、供用を開始するような形になっております。

それから、農業集落排水との関係なんですけれども、前に議員協議会等、旧南部町のときにご説明した中では、集排の場合にはいろいろ処理場の数がどうしても多くなると。管理費がかさんで、結果的にはトータル的にはこれから管理していく上で、最初、下水道の方は初期投資はかかるんですけれども、管理費用は比較すれば、そのうちに逆転して、有利になるというような説明させていただきました。

それで、最後に加入率の関係なんですけれども、名川地区で取っております加入分担金、公共下水では負担金と申しますけれども、12万円でございます。これは名川方式をとりまして、3年以内に入っていた方には奨励金としてお戻しすると。お戻しするといういい方はちょっと適切ではないかも知れないですけれども、奨励金を出すというような形で奨励を図っていきたいと思っております。

それから、もちろん都市計画区域ですので、大向地区は、どうしても用地等が狭いということで、宅内の枡から家までの距離が割りと狭いというか、短いのが密集している形ですので、割と経費もほかの地区に比べてはかからないのではないかと考えております。その辺は事情をご説明しながら、あと、どうしても雑排水とトイレの接続がございしますけれども、用排水等に使っているところもございしますので、そこら辺の水の保全のためにも、ぜひとも加入していただくようにPR努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかにありませんか。馬場又彦君。

○18番（馬場又彦君） 議員研修で小泊村、今の中泊町ですか、あそこに行ったときに、計画を立ててから、住民に積み立てさせて、そしてつくるときは工事負担をまず少なくすると、そういう方法がとられていました。それに、宮城県の松島だったと思いますけれども、借りた金を町で利子補給すると、そういうこともあります。それで、住民がやっぱり納得して加入するような方向をとっていただきたいと思います。

それと、11ページの農排水の加入奨励金というのはこれでしょうか。さっきの11ページの一番上の報償費で加入奨励金って、農排水の。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） はい、加入奨励金というのは、現在公共の方はまだ始まっておりませんので、予算は計上してございませんけれども、ご指摘のように、農集排の方に計上しております加入奨励金のことでございます。現在は、名川、上名久井地区が供用開始になりますので、その部分に充てたものと、それから下名久井地区の加入奨励金でございます。ちなみに福地地区では加入奨励金は戻していない。というのは、分担金は初めから取らないような形で事業を進めておりますので、若干そういう形態が違っております。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかにありませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 今の馬場議員の質問の中に、加入率がどの程度かということが答弁いただけていなかったんですが、当初の計画の当時と3地区公共下水、あるいは上名久井地区、福田地区、合わせてどの程度の対象戸数の中での加入率が現在達成されているのか、ちょっとわかったらお願い申し上げたいと。

なお、公共下水道、結果的にその幹線から自分の家の地内屋敷内水洗化、あるいは台所、その配管はおのずと自分の負担だというようなことに伺っているわけですが、その場合の公共下水の地区と、農業集落排水の引き込みにかかわるメーター当たりの経費が違いがあるものかどうか、参考をお願い申し上げます。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） はい、最初の加入率の件でございます。最初は下名久井地区、それから苔米地地区片岸地区、これが現在供用開始が終っている地区でございます。それで、計画なんですけれども、下名久井地区については、戸数で申し上げますけれども、544の計画に対して現在加入戸数というのは249戸になっております。53.3%でございます。それから、苔米地でございますけれども、最初の計画は268戸でございます。それで、現在215戸、68.3%となっております。それから、片岸地区でございますけれども79戸に対して43戸、62.5%となっております。それで、4月から供用開始する上名久井地区でございますけれども、定住の計画人口なんですけれども、3,320名、戸数では818戸を計画で取り組んでおります。それで、初年度なんですけれども、20戸、大体1戸当たり4名というような形で見ておりまして、80名というような形で予定してございます。

それから、農集排と公共との費用ですね、水洗化のための費用ということでございますけれども、全くと言っていいと思いますけれども、変わりございません。というのは、宅内にかかるお金ですので、事業所得についてはいろいろ違いがございまして、一般家庭についてはほとんど同じと考えてよろしいかと思います。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかにありませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 今、下名久井地区にしても、50%を超えているということは、まあまあ本当にいい方向ではないかなと。願わくは当初のそれぞれの対象戸数があったわけで、やはり集落が散在しているということは、結果的にその運営率が下がるから、多少はどうしてもハンディがあるでしょうが、そういう点では将来的に剣吉地区、名川地区の剣吉の近辺とか、都市計画なりの農業集落へ移行してくるときに、やはり加入率を積極的にやっぱりPRして、そこに計画を遂行できるようにご努力をお願い申し上げて終わります。ありがとうございました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。14番、内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 公共下水道工事についてお伺いいたします。工事は、平成17年に始まっ

たそうですが、終る予定はいつでしょうか。

それから、下水道工事の個人負担はどのようにして計算されるのでしょうか。

また、トイレ、浴室、台所等を合算するとどのくらいになるのかお伺いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 事業年度でございます。総事業年度として平成17年度からかかったわけなんですけれども、平成32年度までを予定してございます。総事業費で71億円ほどでございます。

それから、現在やっている工期なんですけれども、1期分、大向と沖田面の地区なんでございますけれども、平成17年から23年度までの予定でございます。大体25億円ぐらいの予定でございます。こちらは平成23年4月の供用開始を目指しています。

それから、負担はどのようにということでございます。さっき申し述べました公共下水道は負担金というような名目、農集排では分担金なんですけれども、農集排と同じく12万円、1戸につき接続した場合にいただくと。ただ、さっき言ったみたいに、奨励金という形で加入奨励金を出してやるというような形になっております。

それで、費用なんですけれども、現在には皆さんが使っている水道費用の半額を使用量としていただくことになっております。そういうことでよろしいでしょうか。

もう一つありました。接続するときの費用をちょっと詳しく申し上げますと、全部つなぐ場合、トイレとそれから、台所とか、風呂場とか、そういうようなつなぐとき、大体ですが、ケース・バイ・ケースで違うんですけれども、およそ試算した額で70万円かかると、私どもは推測しています。それから、現在も合併浄化槽をつけておられる方がいるんですけれども、その方がそれを廃止して、新たに接続するとなると大体40万円ぐらい。それで、さっき申しました雑排水、トイレの水、雑排水と言っても雨水は含みません。台所とか風呂場とか、それから、手洗いなんかの水だけを接続した場合に大体20万円と試算しております。現在私どもが当たったというか、覚えているやつで一番安い価格で14万円という記憶がございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。6番、西塚英夫君。

○6番(西塚英夫君) 予算には関係ないんですけども、下水というか、終末処理をやるのに、各戸に道路にマンホールが1個ずつできるわけなんですけれども、できたときはマンホールの高さでアスファルトの高さはすばっとなっているんですけども、どうしてもアスファルトの方が凍上して溝になるというんだかね、だから、工事するのに普段工事中迷惑かけないようにもう端っこの方にというか、つけると思うんですけども、できてからのことを考えて、なるべく車のタイヤが通らないような位置にマンホールを設計していただきたい。というのは、私八戸でうんと知っているんですけども、昼はいんですけども、夜はシーンとなればすごく響くんですよ。だから、もう既に開始していても、苦情あるのもあるかも知れないと思うんだけど、その辺は工事するときに余計かかるかもしれないけれども、ちょっと検討してみてください。それだけです。

○委員長(佐々木幹夫君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(神山不二彦君) マンホールの位置については、やむを得ない場合もございますけれども、いろいろ検討して苦情の出ないような形でやりたいと思っていました。どうしても、後から下がってくるような場合がございますので、その補修費も予算の中には見込んでおります。というのは、除雪のときに、グレーダがひっかけて壊すというのが県の方からのお達しがありますので、そういうのは気をつけていきたいと思っていました。

あと、音なんかの苦情についてもおっしゃるとおりで、いろいろ今うちの方でも検討して接続の場合に、真っすぐ直角に接続するんじゃなくて、斜めに接続すれば、車輪が片方ずつ乗るわけですね。そうすれば音が少ないというようなことも聞いていますので、その辺、検討してまいりたいと思っていました。以上です。

○委員長(佐々木幹夫君) ほかに質疑ございませんか。7番、中村善一君。

○7番(中村善一君) さっき70万円かかると言っていましたけれども、雑排は20万円、トイレは50万円、トイレはどうして50万円もかかるんですか。

○委員長(佐々木幹夫君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 済みません。ちょっと誤解があったようなので、もう一度ご説明申し上げます。水洗トイレにする場合、通常全部つないだ場合70万円ぐらいかかります。それで、40万円と言ったのは、合併浄化槽といって、四角い自分で浄化する施設をつけている家庭があるんですよ。それを壊してもとに戻して、そこが要らなくなるわけですから、直接つなく、そういう場合に大体40万円から50万円ぐらい。生活雑排水だけであればもう配管だけで済みますので、距離にもよりますけれども、大体15メートルぐらいと試算しております。15メートルで大体20万円で済むんではないかと思っています。

以上です。

○7番（中村善一君） トイレを含めると70万円と言っていませんでしたか。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 失礼しました。70万円の内訳でございます。トイレ自体を水洗化するわけです。ご承知のように、トイレの形態によりいろいろ簡易水洗とか、合併浄化槽の水洗とか、それからいわゆる今やっている下水道への接続の形とかございますけれども、トイレをいわゆる身障者用のような形、座った形、そういう形にして、その便器については高いものから安いものまでいろいろあるわけなんですけれども、標準的なもので見て、トイレを水洗化して、なおかつ台所とか、風呂場とか、そういうものをつないだ場合に70万円ということでご理解願いたいと思います。

○7番（中村善一君） そうすると、そういうトイレの座るところをやるとか、そういうのを関係しなければ、そんなにかけられないと、20万円ぐらいだということですね。

○委員長（佐々木幹夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） はい、そのとおりでございます。現在、使っているトイレからつなく場合にはまた安くなる。私が申したのは、あくまでもさっき言ったみたいな形で、トイレを直して、いわゆる水洗化のようなトイレにしたときの値段でございます。申しわけございませんでした。

○委員長（佐々木幹夫君） あとは質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第43号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第43号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億4,206万8,000円と定めるものでございます。この額でございますけれども、前年度の当初予算に比べまして、率にして約0.1%、額にして293万2,000円の減となっております。

それでは、歳入歳出の主なるものについてご説明いたします。6ページをお願いいたします。歳入の事業勘定、1款1項受託金ですが、現年度分受託販売収入を前年度と同額の28億円と見込んでおります。

それから、業務勘定の1款1項使用料、合計で1,054万8,000円ですが、これは仲卸売場、これ

はマーケット、市場の周りにあるマーケットのことです。それから、資材倉庫、これは旧市場売り場として使っていたところです。それから、駐車場などを合わせた使用料の収入でございます。

それから、1款2項の手数料、合計で1億9,488万1,000円ですが、これは農家の皆さんから納めていただく7%の受託手数料収入でございます。

2款2項の繰入金3,306万8,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

2款3項の繰越金200万2,000円は、18年度からの繰越見込額となっております。

それから、2款4項の諸収入、合計で156万7,000円は、電気料とか、それから農家の皆さんに差し上げておりますラベル代、そういったものの収入見込額でございます。

8ページをお願いいたします。歳出ですけれども、事業勘定の1款1項の受託費、先ほどの収入と同じ前年度と同額の28億円を見込んでございます。

業務勘定の1款1項市場管理費でございますけれども、これは正職員13名、臨時職員11名の人件費及び町営市場の維持管理などが主なるものでございますけれども、8節報償費1,775万2,000円でございます。これは、出荷団体や買受人の皆さんにやります奨励金でございます。それから、同じ12節の役務費の説明欄の真ん中、残留農薬検査52万5,000円でございますけれども、ポジティブリスト対策などに対応するため、残留農薬検査を行うものでございます。

それで、10ページ、下段のとおり、総額で1億8,543万円を見込んでおります。前年度に比べまして425万3,000円の増となっております。増となった理由でございますけれども、27節公課費の説明欄の消費税の増に伴うものが主なものでございます。

2款1項の公債費、合計で5,482万3,000円、これは過年度において町営市場整備のために借入れしたものの元利償還金为主なるものでございます。この借入れの額、償還の期限ですけれども、平成27年度で終了する予定になってございます。

それから、3款1項の予備費は歳入歳出の調整を図るためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。39番、東寿一君。

○39番（東寿一君） 歳入の1款繰入金、町からの繰入金で3,300万円と。これは一般交付税に算入されて返るものかどうなのか、その辺をお伺いします。一つ。

それで、その後また次をお願いしたい。そう思います。

○委員長（佐々木幹夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 7ページの繰入金、2款2項の繰入金ですね。他会計繰入金3,306万8,000円と言いましたけれども、それが交付税に算入になるのかということで、実は、この繰入金に関しまして、自治省の方から通達が出されております。市場会計に関しまして、繰り入れしてもよいというのが2点認められてございます。その1点は、市場における業者の指導監督などに要する経費、具体的には現場取引、卸売人の業務に関する経理、そういった営業費用の30%というふうになっています。今年度の会計で言いますと、1億8,000万円程度ですから、30%と言えば、5,500万円程度になります。それからもう1点は、市場の建設改良に要する経費、それも建物分の元利分の2分の1というふうになっています。今年度で言いますと、建物の元利分が2,200万円程度です。その2分の1ですから1,100万円、合計で6,600万円前後のものは繰り入れしてもいいですよ。それを交付税に算入いたしますというふうになってございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 39番、東寿一君。

○39番（東寿一君） そうすると、大変経営の関係からいくと、負担金は町の方とすれば、そんなに大きくかからないと、そう思うんだけど、それで、今これはちょっとずれるけれども、前回、未収金がございまして、その中で説明を受けていましたけれども、その未収金の関係はどうなっていますかということと。

それから、一般質問等でも大変みんなに関心があって、どうすればいいのかという話もしていましたが、その中で現時点の今のような市場のやり方だと、決していい結果は出ないだろう。というのは生産者の方も高齢化していく、そして生産体制が整わない。採算が合わないからつくらないと。そういうサイクルになってきているというのは現実だと思うんですよ。だから、それを私に言わせればいかにそのサイクルを上手にしていくかということが、いつだかの委員会のときにも話になったように、商人の方たちがお互いに談合して安く買っているんでないのか。そういうふうな不安等の意見も聞いていましたけれども、その中で、やはり一番商人の方はやはりある程度手数料を取って、基盤が整備されないと、生産者の出荷したものに対しての買う力がなくなるんでないかなと、そういうことと、それから、あと一つはやはりこの南部町営市場と、

これはもう卸売市場ではないですよ。地元の生産したものを売るというようなのは一方的なものでこれは決められている法律の中だと思う。

その中で、やはり生産者がいかにこの全国に発信する農産物を生産するかということが大きな問題だと思います。そのようなことについてもう少し具体的に、もう少し具体的に市場側としてもこれから消費者に合うような生産のさせ方、また、ここで本当は金額を指してしゃべればいいんだけれども、生産者の代表に対して奨励金も払っているんだけれども、その中で、やはりそういうふうな目玉商品というのも一つの考え方でないですかと。この地域は非常に果物、野菜、多種多様にとれると。また、この多種多様にとれるということがまたネックになって、自分勝手にやればいいんでないかなと、そういうふうな考え方も多いので、その辺はできれば市場の方の側として、ある程度の一定の指導力を発揮して、団体等をつくってもらえればいいんじゃないかな。というのは、これはなぜそういうことをいうかと言えば、今の大きい市場の方には、ほとんど前どりって、どんどんと予約してとって売っていると。そういうふうな形でもう市場に出るのはほとんど予約のないものだけというふうな形になっていると。そういうふうな状況の中ですので、今大きな商店ともあるものですから、そういうのにタイアップして、高く売れるというふうな関係をつくるということの考え方があるのかないのか、その辺のもう一度の答弁をお願いいたします。

○委員長（佐々木幹夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 最初に未収金のことについてお答えいたします。決算書のとき質問がございまして、未収金のことをお話しました。過年度分の販売未収金について、今年度今のところ予算化はしておりません。それで、未収金があるということを皆さんにお知らせしておりましたけれども、その後、債務者、または連帯保証人というのがございますので、そういった方々と10回ほど話し合いを持ちました。何とかご理解をいただきまして、現金と土地による代物弁済というものを合わせて、未収金の3分の2程度を納付していただきました。代物弁済された土地についてですけれども、所有権などは既に町のものにするという手続は完了しております。今後売却できる条件が整い次第、速やかに売却し、予算化して、市場会計の方に繰り入れしていきたいというふうに考えております。

それから2点目の生産者の皆さんに指導的なもの、それから全国に情報発信できるようなものというお話もございました。農林商工常任委員会の方との懇談会も実は11月に持ちまして、そう

いったときもいろいろご意見が出されていきました。そのときは、情報提供に関するもの、また、生産者に関しても商人の方、それから全国に向けてもそういった取り組みについての意見が5件ほど出されていきました。それから、冷蔵庫とか、パッケージ、そういったものにももっともっと力を入れていくべきじゃないかというご意見もございました。それから、団体の育成とかイベント、それから農協とのタイアップ、それから審議会のあり方等ももっと検討するべきではないかということもお話いただきました。それで、私どももいろいろほかの市場のことを例にとりまして、活性化するための方向というものはいろいろなものがございます。一番大事なのは農家の方々から出していただくのが一番なわけですが、そのためにどういういいところをうちの市場のメリットといいますか、そういったものを強調しながら、それから特産品的なもの、それから全国に情報発信できるようなもの、そういったものにも留意しながら、取り組んでいかなければならないというのは、そういうふうに仕向けていきたいとは思っていますけれども、なかなか限られた人数の中で、その大きな仕事をしようと思えばそれだけまたリスクも出てきます。ただ、余り深く考えていれば何も前向きにできないと思いますけれども、できるものからコツコツ取り組んで、何とか売上増といえはなんですけれども、販売額の増につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。28番、坂本正紀君。

○28番（坂本正紀君） 単純なことですけれども、10ページの27節公課費のところに消費税1,223万1,000円ですけれども、この市場にはこの消費税がどの部分が対象になるんでしょうか。受託販売収入からとか、どの部分に消費税が対象になるかお知らせ願います。

○委員長（佐々木幹夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 消費税の関係、10ページの27節公課費のところに消費税1,223万1,000円とございます。実は、ここ先ほどもちょっとお話しまして、400万円ほど少なくなっていたという話をしました。これちょっとわけがありまして、市場の売上そのものから計算したもので消費税が下がっているわけではないんですよ。合併が行われました。町村合併があって南部町になったわけですが、市場は全く同じ状態で継続になっているんですけれども、税務署のとら

え方は、組織が変わったというふうにとらえているんですね。それで、前々年度の決算額から割り出して、その消費税を納めていく額があるわけですがけれども、そういったものがずれたということで、マイナスになってことしふえたという格好になって、納付時期がずれたと。納める額は変わりがないです。それで、消費税はどの部分にかかっているかという質問でございますけれども、消費税は農家の皆さんから納めていただく、そこにかかります。そのときに5%いただいています、売買された時点でそれに消費税がかかっています。それを預かって、後で税務署の方に納めているということでございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 坂本正紀君。

○27番（坂本正紀君） 農家から預かったといいますと、これは6ページの受託販売手数料ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木幹夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） その上の受託販売代金のところに消費税がかかります。消費税込みの販売額になりますので。

以上です。

○27番（坂本正紀君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町の助成金が本当に微々たるものなんですけれども、花卉の扱い量はどのくらいあるのか、その金額はどういうふうになっているんでしょうか。例えば、ビニールハウス等の助成とか、そんなものが具体化されているんでしょうか、その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（佐々木幹夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 助成の方はちょっとあれですけども、市場で花卉類の販売ということでございます。17年度の決算が出ていまして、花卉類の取り扱いが263トンということでございます。それで、販売額ですが、3,725万2,000円程度の販売になってございます。

以上です。

○12番（工藤幸子君） この地方は盆地ということもあって、いろいろそういう農業といいますが、適切な環境にあるようですので、百石とか、あるいは安代とか、ああいうふうな場所では非常に盛んに行われているようですので、どういうふうな対応性を考えているのかいないのか、その状況をちょっともう少しこれを伸ばしたいなと思っているのか、余りさっぱり興味がなさそうなのとか、そういうふうな状況といえますか、その状況をお知らせください。

○委員長（佐々木幹夫君） 手を挙げて、指名してから質疑してください。

○12番（工藤幸子君） 市場長です。

○委員長（佐々木幹夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 花の販売のことですが、現在取り引きされている花の一番大きなものはハウス栽培で栽培されましたシクラメンとかサイネリアとか、そういった類がほとんどでございます。生花も若干は出ますけれども、生花の取引というのは何と申しますか、本当の花卉市場ではございませんので、そういう部分も扱っているといううちの方は市場の分類になるかと思えます。花卉は花卉の専門の市場があるわけですけども、うちの方にはそういったものが出荷されます。

それで、今後の方向ですけども、三戸地方といいますが、この地域は寒暖の差があるということで、果物もおいしいし、そういった寒暖の差がある特性というのがございます。そういったもので、花の専門家の方々から聞きますと、色のぐあいも、強弱がはっきりしていていいんだという話も聞いてございます。そういったことを生産者の方にもなるべく情報提供をしまして、そういった方々が前向きに取り組みたいという方があれば少しでも市場でお手伝いしながら、盛んにしていければというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今おっしゃった専門家の方々もやはりここはそういう気候が適正なので、もう少し力を入れたいんだけど、町の方からも後押しをしていただければいいなという声もあったものですから、あえて申し上げましたけれども、その方向性を研究するまず必要性があれば、その辺もお願いしたいなと思う次第です。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第44号、平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 議案第44号、平成19年度南部町工業団地造成事業特別会計予算に

ついでご説明申し上げます。

第 1 条になります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万円と定めるものであります。

7 ページをごらんください。初めに、歳出からご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目の一般管理費に20万円を計上しております。内訳としましては、第 9 節の旅費18万9,000円、需用費 1 万円は街灯の電気料ということであります。

次に、6 ページの歳入をご説明します。1 款 1 項 1 目には不動産売払収入1,000円。

第 2 款 1 項 1 目に一般会計繰入金が19万8,000円。

第 3 款には繰越金として1,000円計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） 旧福地の法師岡工業団地ですか、ここの件につきまして、先般の本会議でも山口議員がいろいろ昔のこと、あるいはそういう関連について質問した経過がありますけれども、今の段階では全くその誘致、あるいは出向してくるという企業は今のところないかどうか、その辺のところをお聞きできればと思いますけれども。

○委員長（佐々木幹夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） お答えします。

現在第 2 工業団地内には 3 区画、総面積 5 万7,717平米残っておりますが、今のところ進出したいという企業は決定しておりません。

以上です。

○委員長（佐々木幹夫君） 大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） 恐らくこういう田舎になかなか来る企業もないのかなと思うのはよくわかります。今、関東、関西、非常に企業がいざなぎ景気を超えたと、こういう新聞紙上では言われている。何とか我が町に工場を持ってくるような、何かのいい方法がないものかと、せっか

く南部町が誕生いたしました。南はそれこそ達者村、あるいは東の方からは内陸型工業造成と、こういう土地がありますので、今八戸等にも何社かの企業が入ってくるという新聞紙上にも出ておりますし、これは大変なご苦勞になると思いますけれども、どうか理事者の方々、あるいは担当課の方々のご努力をこれからもしていただきたいと、こう思います。お願いします。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） 議案第45号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題といたします。本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） それでは、議案第45号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,823万1,000円で、前年対比5.78%の増額を見込んでいます。

第2条は、一時借入金でございますが、最高額を2,000万円と定めるものでございます。

歳入からご説明いたしたいと思います。6ページをござんください。1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費は2億4,828万円で、前年対比135万円の減、率にすると0.53%の減を見込んでおります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金は6,294万8,000円で、前年対比588万5,000円の減で、率にすると8.55%の減を見込んでおります。なお、サービス収入費及び負担金につきましては、前年の入所者数等の実績に基づきまして算定した結果、下回ったものでございます。

次に、3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料は350万7,000円です。特定医療法人博進会南部病院に貸し付けしている施設使用料が主なもので、耐用年数の経過等に伴い、契約変更を行った結果、前年対比44万9,000円の減額で、率にすると11.35%の減になったものです。2項手数料、1目手数料は53万5,000円ですが、入所者等の散髪を行った場合の手数料で、前年対比13万8,000円の減額、率にすると20.5%の減です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は6,878万8,000円で、前年対比678万8,000円の増額、率にすると10.95%の増額を見込んでおり、サービス収入並びに、利用者の負担金減について調整を図る必要があり、増額になったものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度からの繰越金100万円を見込んだものでございます。

6款諸収入、1項諸収入317万3,000円につきましては、雑入を見込んでおります。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをござんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、2億6,756万2,000円で、前年対比303万6,000円の増額で、率にすると1.15%の増を見込んでおります。内容につきましては、2節から7節までは職員の人件費にかかわる部分で、正職員25名、臨時職員19名が該当しております。11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、施設の光熱水費、また、保守点検委託、供用施設の借上げ、業務用備品借上げ等、施設の維持管理費用が主なものでございます。

次に、9ページの2目療養費につきましては、5,824万9,000円を見込んでおり、前年対比10万8,000円の減額で、率にすると0.19%の減です。主な内容につきましては、11節の需用費でございますが、介護に要する消耗品、施設内で対応する医薬品、他機関で受診する医療費、また、個人別医薬品等が主なものでございます。

次のページ10ページをござんください。13節委託料3,908万4,000円については、利用者の給食業務の委託料です。14節の使用料及び賃借料につきましては、寝具等の借り上げの委託料で、313万6,000円です。

次に、2款公債費、1項公債費については、1目元金、2目の利子、合わせて6,236万8,000円は、平成3年に建設した建設費の償還分で、最終償還年次は平成32年度となっております。

3款予備費につきましては、財源調整のため5万2,000円を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号から議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（佐々木幹夫君） お諮りいたします。

この際、議案第46号から議案第50号までを平成19年度南部町各財産区特別会計予算を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第50号までの議案5件を一括議題といたします。

本案について順次説明を求めます。名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） それでは、議案第46号、平成19年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出362万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。主なものについて説明いたします。2款の財産収入でございますが、253万9,000円としております。これは南部町の観光施設等に用地を貸し付けるものでございます。

3款繰越金でございますが、107万7,000円ですが、これは前年度からの繰越金でございます。

次のページ8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1目総務一般管理費ですが、1節報酬40万円でございますが、これは4人分の委員報酬でございます。9節旅費ですが、42万円、この中には研修旅費として3泊4日の研修視察分32万円が入っております。それから、2目の財産管理費でございますが、賃金5万6,000円でございますが、これは公民館使用時の後片付けでございます。12節役務費20万円ですが、これは森林火災保険料でございます。14節使用料及び賃借料ですが、これは30万円、雪片付け等の機械借上料でございます。

2款の財産費でございますが、1目造林費、これは7節賃金でございますが、25万6,000円、これは草刈りの人夫賃でございます。13節委託料60万円ですが、これは間伐と刈り払いの委託でございます。

あと3款予備費ですが、50万円でございます。

引き続きまして、議案第47号、平成19年度南部町大字平財産区特別会計予算について説明いたします。

歳入歳出を426万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。3款繰越金でございますが、305万5,000円、これは前年度繰越金でございます。

4款諸収入、1項雑入でございますが、120万円を計上しておりますが、これは伐採した木材の売払収入でございます。

次のページをお願いいたします。8ページです。歳出、総務費一般管理費でございますが、報酬40万円を計上しております。これは委員4人分の報酬でございます。9節旅費でございますが、42万円、研修旅費3泊4日の研修視察32万円が入っております。それから、14節使用料及び賃借料ですが、これは公民館の用地を借り上げしているもので13万円が入っております。2目財産管

理費ですが、賃金に 9 万 6,000 円、これも先ほどの公民館の後片付け等でございます。12 節役務費 39 万円ですが、これは森林火災保険料 5 万円、建物火災保険料 22 万円が入っております。それから、14 節使用料及び賃借料 30 万円ですが、これは雪を片付けるための重機借上料でございます。18 節備品購入費 15 万円ですが、草刈機 1 台を購入するものでございます。

2 款財産費でございますが、賃金 9 万 6,000 円ですが、これは草刈りの人夫賃金でございます。13 節委託料 120 万円ですが、これは間伐、刈り払いなどの委託でございます。

3 款予備費でございますが、20 万円でございます。

引き続きまして、議案第 48 号、平成 19 年度南部町大字平字下平外 14 字財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ 602 万 8,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。2 款財産収入でございますが、205 万円、南部町に観光施設用地として貸し付けをしているものでございます。

3 款繰越金 397 万 4,000 円ですが、これは前年度からの繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。8 ページ歳出です。総務費、1 目一般管理費報酬 50 万円を計上しております。委員報酬 5 人分でございます。9 節旅費 52 万円でございますが、3 泊 4 日の研修視察 40 万円を計上しております。11 節需用費ですが、食糧費 40 万 9,000 円は定例会合同研修会、役員会等でございます。2 目財産管理費、賃金 20 万円ですが、これも公民館関係の草刈りとか、後片付け用でございます。12 節役務費ですが、森林火災保険料に 10 万円、建物火災保険料に 5 万円でございます。14 節使用料及び賃借料 20 万円ですが、これは雪片付けのための機械借上料でございます。18 節備品購入費 15 万円は、草刈り機を購入するためでございます。

2 款財産費でございますが、7 目賃金、人夫賃 35 万 2,000 円ですが、これは草刈りのための賃金でございます。13 節委託料 150 万円ですが、これは間伐や刈り払い等の委託料でございます。16 節原材料費 20 万円ですが、これは杉、松の苗を植えるものでございます。

次のページ、10 ページですが、3 款予備費 50 万円を計上しております。

引き続きまして、議案第 49 号、平成 19 年度南部町大字下名久井字田端外 17 字財産区特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ 757 万円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入でございます。2 款財産収入でございますが、201 万 3,000 円でございます。これは 43 人分と、町内にある企業の方に資材置き場として貸し付けをしているものでございます。

3 款繰越金ですが、540万3,000円、これは前年度繰越金でございます。

8 ページをお願いいたします。歳出総務費一般管理費、1 節70万円ですが、これは委員報酬 7 人分でございます。9 節旅費72万1,000円ですが、研修旅費 3 泊 4 日の研修を見込んでおりまして56万円を計上しております。11節需用費80万円ですが、定例会、合同研修会、役員会等に40万円、下名久井公民館、現在のひだまり館でございますけれども、40万円の消耗品を見ております。それから、備品購入費30万円、これもひだまり館の一般備品でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、これは下名久井公民館管理にかかる補助金20万円でございます。2 目財産管理費でございますが、14節使用料及び賃借料20万円ですが、これは雪片付けのための機械借上料でございます。15節工事請負費20万円でございますが、これは土地を整備する工事代金でございます。18節備品購入費25万円ですが、これは草刈り機を購入するものでございます。

2 款財産費でございますが、13節委託料150万円、これは間伐、刈り払い等の委託をするものでございます。それから、28節繰り出し金24万1,000円ですが、公有林整備事業債を返済するものでございます。

次のページ10ページでございますが、3 款予備費80万円を計上しております。

以上、4 財産区の説明を終わります。

○委員長（佐々木幹夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） では、次に、議案第50号、平成19年度南部町大平財産区特別会計予算について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ111万2,000円とするものであります。

次、6 ページをお開き願います。歳入であります。主なところを申し上げます。1 款 1 項 1 目財産貸付収入であります。36万円、これはごみ捨て場所として町の方に貸し付けをしている土地代であります。

次に、2 款 1 項 1 目繰越金75万円を予定しておりますけれども、前年度からの繰越金でございます。

次、7 ページであります。歳出です。1 款 1 項 1 目15万4,000円の計上でありますけれども、これは委員の 7 人分と需用費でありますけれども、会議費用に充てるものであります。

2 款 1 項 1 目林業振興費36万2,000円ですが、これは12節の森林国営保険料とそれから13節委託料20万円であります。間伐作業の委託料 2 ヘクタール分を見込んでおります。

3款1項1目予備費59万6,000円を見込んでおります。

以上であります。

○委員長（佐々木幹夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 46号から50号までですけれども、この財産区の財産を町が管理しているその理由をお尋ねしたい。

それと次は、農林課の19年度の予算の中にもありますけれども、林業振興費が載っています。この林業振興費を見ると、道路の修理とか、あるいは新設とか、改良とか、そういうふうに乗っているんですけれども、私はこの共有財産というのは、我々の先人が一たん緩急あるときに、つまり力が弱い者たちが知恵とか力を持ち寄って、そのときに対応するために収得して蓄えたもの、こういうふうを考えています。だから、この地域ばかりでない、方々にあります。青森県下至るところにこれがあります。学林区というのもありますし、ただ、考えられることは、ただ刈り払いとか、あるいは3泊4日の研修旅行とか、それも決して悪いとは言わないけれども、本来のその先人が残した資産というか、遺産が有効に使われていないのではないかなと。特に、今のうちに、木が高くなっているときは、売った方がいいのではないかと。この五つの財産区の総面積と言ったら莫大な何百町というその反別ではないかと思うんですよ。それを有効に生かした方がいいのではないかと、こう思うんだけれども、課長、答弁してください。

○委員長（佐々木幹夫君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 山口委員に申し上げます。

財産区を町が管理する理由ということでございますが、財産区は地方公共団体の中にある一定の地域を特別地方公共団体として認めるものでございまして、その地域の住民が管理運営に当たると、そういうことに自治法ではなっております。それで、この財産区は7人以内の委員でもって構成する財産管理会と、そういうもので成り立っているわけでございまして、この権限というものが市町村長、県知事といえどもその管理会の意見には従わなければならないと。そういうことになっております。

この財産区につきましては、明治22年までさかのぼるそうですけれども、当時7万8,000件ぐ

らしい財産区みたいなものがあったそうです。それが市町村施行時に1万8,000件ぐらいになって、それを認めた。現在の自治法がその1万8,000を認めて現在に来ているわけでございます。したがって、財産区は新しくこれからつくことはできませんし、また、市町村長、地方公共団体の長が税金を賦課するということもできないことになっております。以上のことから、財産区につきましては、市町村議会の議会に提示して、議決をしていただくと。そういうことになっておりますけれども、先ほど言いましたように、財産区につきましては、財産区管理委員会が絶対的な権限を持っているというか、そういうことになっております。したがって、先ほど申し上げましたように、町長といえども、この財産区管理委員会の決定に従わなければならない。あるいはまた、上名久井区議会につきましては、区議会の決定に従わなければならないし、区議会においては、何らし町村議会の議決を要するものではないということでございます。現在、旧名川地区におきましては、財産区は五つありますけれども、先ほどの区議会は市町村議会の議決を要しないと。後の四つにつきましては、きょうみたいに、皆様議員の議会の議決を要すると。以上でございます。

○委員長（佐々木幹夫君） 32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） あちこちわかりましたけれども、なぜこれを質問したかということ、同じ南部町というか、名川の時代からそうですけれども、いっぱい剣吉の方にも、剣吉の方では町内の山、財産区というのかな、ごう山というのかな、そういうふうに言っているんですが、ある中で、ここだけがというのがちょっと理解できなかったんですよ。そういうわけでお尋ねしました。それで、この何百町とある山の木が議会ではどうするとか、こうするというものではもちろんありませんけれども、私はやっぱり売って、このかかりぐらいいは生かした方がいいんじゃないのかなと。そのぐらいの指導はできるのではないかと、こう思うんですよ。

だから、今、例えば、きのう、おととい、二、三日前も実を言うと、日本の杉、あるいは松、その業者が参りまして、話を聞いたんですが、この南部アカマツといいまして、アカマツが大変全国的に評価をされていると。すぐ隣までもう松くい虫が入ってきて、貴重な森林になっているというので、九州の方からまでこのアカマツを買いに来ていると。「買いに来ている木は、適齢伐期に達した木だけなのか」と。「決してそうではない。太い木の曲がったのは、ラミナ材に、ベニヤの芯に行くと。真っすぐなのは用材に行くと。あるいは細い木は梁材になる」と、こういうふうに言っているんですよ。ですから、今さっきから、再三言っていますとおり、売った方が

いいんじゃないかというのはこのことを言っているんですよ。そして、やっぱり山を生かした方がいいだろうと。山がちょっとすると泣いていますよ。こうして、下払いだけを一生懸命して、終って、慰労に3泊4日の旅行もいいですけども、やっぱり私は生かすべきだと思う。先人が残した遺産というのはそういう目的があったのではないかと、こう思うんですよ。ですから、切った方がいいと、こういうふうに思う。

その切るときの条件も話したいんですよ。切るときには、太くて、できるだけ太いのを先に切っていく。支障木は仕方ありませんけれども、細くて真っすぐなのは残すと。これが原則なんです。ところが、この辺の間伐というのは、細くて曲がったのばかり切ります。私に言わせると、全く逆をいっている。30年を超えると松でも杉でも針葉樹というのは曲がり直るんですよ。根曲がりも何も全部直るんですよ。それを曲がったものばかり切ると。これは逆な切り方ではないかなと。真っすぐなのを切る。つまり値がある。価値があるものを切る。曲がったのを残す。それは必ず5年か3年すると見違えるようによくなります。そういう指導をした方がいいんじゃないかと。課長、もう1回。

○委員長（佐々木幹夫君） 名川総合サービス課長。

○名川総合サービス課長（田村淑延君） 今、山口委員が申し上げましたけれども、指導した方がいいということでございますけれども、財産区の財政も非常に緊迫しておりまして、私も財産区、木を見に行ったことはあるんですけども、余りいい木はないと。ほとんど曲がった、あっても15センチぐらいのと。そういうことで、売っても大したことがないということで、現在は刈り払いとか、先ほど山口委員が申し上げた、曲がったのとか、ああいうのを間伐して、何とかしのいでいるわけでございますけれども、4財産区はございますけれども、この中で大字平財産区が一番厳しくて、いつ解散してもおかしくないような状態でございます。私も財産区にかかわっている者としては、山口委員の今の申し出を受けまして、「木が今大変上がっているそうですと。売るのがあったら今のうちだ」ということを声を大きくして申し上げたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いします。

○32番（山口博个君） もう1回。

○委員長（佐々木幹夫君） 32番、山口博个君。

○32番（山口博介君） いや、声を大にして言ってください。

ラミナ材ってわかりますか。多分わからないかも知れませんが、この間の議会のときにもちょっとお話していたと思うけれども、ベニヤ板の芯材なんです。ベニヤというのは丸太をぐるぐると回して皮をむいて、それをヤンコにくっつける。その下地になるもののことを言うんですよ。それが、今大変な勢いで売れているんですよ。だから、木が暴騰しているんですよ。だから、曲がったのでも構わないんですよ。松もカラマツも杉もほとんどとび腐れがあるのさえも売れているんですよ。びっくりするほど売れているんですよ。だから、やっぱりやった方がいいですよ。そして、細い木の長いのは、梁材なんです。東京の近辺、東京周辺に行きますと、なぜかこの南部アカマツを梁に使うんですよ。べらぼうに高い、なんだかった使う。それが九州の方からも今来ているそうですよ。私たちの手には入らない。ただ、一つ気をつけてほしいのは、杉はそれほどではないけれども、松は虫が入ります。虫が入るから伐期があるんですよ。何月から何月までという伐期があるんですよ。だから、今木が安かったから、この財産区の人たちも木をあきらめて投げているのではないかと、私は思うんですよ。そういうことを考えると、今だと、今売る時期だと、こう思うんですよ。私が世話してもいいですよ、売ってください。

○委員長（佐々木幹夫君） 42番、野田清八君。

○42番（野田清八君） いや、この案件に対してどうのこうのと言うわけじゃないが、先ほど課長が説明された3泊4日の研修旅行、これは管理委員に対する待遇がよ過ぎるように聞こえたけれども、管理委員の任期は4年でございまして、その合同でこれは4カ所の管理委員が行くわけですし、4年に1回だと思います。そういうわけで、みんなで覚えておいてもらいたいと思って、まず。

○委員長（佐々木幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木幹夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第50号は原案のとおり可決されました。

.....

閉会の宣告

○委員長（佐々木幹夫君） 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。各議案とも、皆様方の熱心な審議をありがとうございました。私の下手な進行で、9日、きょうと2時間余り超過したことをおわび申し上げます。

3月8日に付託されました平成19年度各会計予算を、委員各位には終始熱心なご審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、町長初め、助役、教育長、各課長の皆様には、審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めて御礼申し上げる次第でございます。本委員会の日程は、全部終了したわけでございますが、その間ふなれな私に対して、お与えいただきました温かいご指導、ご協力に対し、感謝いたしますとともに、多々ご迷惑をおかけしたことにつきましては、深くおわび申し上げ、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。苦労さまでございました。

（午後3時53分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

予算特別委員会委員長 佐々木 幹 夫